## 令和4年第4回

# 石川県議会定例会議案

## 目 次

議案番号	件	名	頁
議案第1号	令和4年度石川県一般会計補正	予算 (第3号)	1
議案第2号	令和4年度石川県港湾整備特別	会計補正予算(第1号)…	9
議案第3号	令和4年度石川県立中央病院事	業会計補正予算 (第1号)	11
議案第4号	石川県職員の定年等に関する条	<b>列等の一部を改正する等の</b>	条例について13
議案第5号	石川県職員等の育児休業等に関	する条例の一部を改正する	条例について53
議案第6号	財産の取得について(消防防災	ヘリコプター)	57
議案第7号	損害賠償額の決定について		59
議案第8号	ふるさと石川の環境を守り育て	る条例の一部を改正する条	例について61
議案第9号	差押債権取立請求事件に係る訴	えの提起について	63
議案第10号	保証債務履行請求事件に係る訴	えの提起について	65
議案第11号	損害賠償額の決定について		67
議案第12号	石川県手数料条例の一部を改正	する条例について	69
報告第1号	損害賠償額決定の専決処分の報	告について	71
報告第2号	損害賠償額決定の専決処分の報	告について	73
報告第3号	損害賠償額決定の専決処分の報	告について	75
報告第4号	損害賠償額決定の専決処分の報	告について	77
報告第5号	地方独立行政法人の業務実績に	関する評価結果の報告につ	79
報告第6号	法人の経営状況の報告について	(石川県公立大学法人) …	85
報告第7号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 能登原子	·カセンター) ······89
報告第8号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 北陸先端科学技	技術大学院大学支援財団)…95
報告第9号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 奥能登開	発公社) 101
報告第10号	法人の経営状況の報告について	(北陸エアターミナルビル	株式会社) 107
報告第11号	法人の経営状況の報告について	(能登空港ターミナルビル	株式会社) 111
報告第12号	法人の経営状況の報告について	(へぐら航路株式会社)・・・	115
報告第13号	法人の経営状況の報告について	(のと鉄道株式会社)	119
報告第14号	法人の経営状況の報告について	(IRいしかわ鉄道株式会	社)123
報告第15号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 石川県県民ポ	ランティアセンター) … 127
報告第16号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 いしかわり	県民文化振興基金)… 133
報告第17号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 石川県音	楽文化振興事業団)… 139
報告第18号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 大野から	くり記念館) 151
報告第19号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 銭五顕彰	会) 157

報告第20号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 石川県スポーツ協会) 163
報告第21号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 いしかわ女性基金) 169
報告第22号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 石川県臓器移植推進財団) … 175
報告第23号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 石川県生活衛生営業指導センター)・・・ 181
報告第24号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 いしかわ結婚・子育て支援財団)… 187
報告第25号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 石川県産業創出支援機構) … 197
報告第26号	法人の経営状況の報告について	(一般財団法人 石川県文化·産業振興基金)… 215
報告第27号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 石川県デザインセンター)… 219
報告第28号	法人の経営状況の報告について	(七尾海陸運送株式会社) 225
報告第29号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 山中漆器産業技術センター)… 229
報告第30号	法人の経営状況の報告について	(一般財団法人 石川県金沢勤労者プラザ) … 235
報告第31号	法人の経営状況の報告について	(一般財団法人 石川県県民ふれあい公社) … 241
報告第32号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 金沢コンベンションビューロー)… 257
報告第33号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 石川県国際交流協会) 263
報告第34号	法人の経営状況の報告について	(一般社団法人 石川県農業開発公社) 275
報告第35号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 いしかわ農業総合支援機構)… 281
報告第36号	法人の経営状況の報告について	(公益社団法人 石川県青果物価格安定資金協会) … 287
報告第37号	法人の経営状況の報告について	(一般社団法人 石川県金沢食肉公社) 293
報告第38号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 石川県林業公社) 299
報告第39号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 石川県林業労働対策基金) … 311
報告第40号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 石川県緑化推進委員会) 317
報告第41号	法人の経営状況の報告について	(株式会社マリンパーク内灘) 323
報告第42号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 いしかわまちづくり技術センター) … 327
報告第43号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 木場潟公園協会) 333
報告第44号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 いしかわ緑のまち基金) 339
報告第45号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 石川県暴力追放運動推進センター) … 343
報告第46号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 石川県文教会館) 349
報告第47号	法人の経営状況の報告について	(公益財団法人 石川県埋蔵文化財センター)… 355

### 議案第1号

## 令和4年度石川県一般会計補正予算(第3号)

令和4年度の石川県一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,752,783千円を追加し、歳入歳出それぞれ632,465,166千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は、「第1表 令和4年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第3表 地方債補正 | による。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

歳入

## 第1表 令和4年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

#### 歳 入

		款							項				補正前の額	補 正	額	計
9	围	庫	支	出	金								<sup>千円</sup> 100, 107, 019		<sub>千円</sub> <b>547</b>	<sup>千円</sup> 108, 166, 566
						1	国	庫	. 1	負	担	金	28, 814, 146	4,721,	008	33, 535, 154
						2	国	庫	·	補	助	金	69, 156, 470	3,338,	539	72, 495, 009
12	繰		入		金								13, 215, 919	101,	500	13, 317, 419
						2	基	金	<b>.</b>	架	入	金	13, 113, 423	101,	500	13, 214, 923
13	繰		越		金								1	911,	230	911,231
						1	繰		į	越		金	1	911,	230	911,231
14	諸		収		入								70, 387, 584	7, 188,	506	77, 576, 090
						4	受	託	事	業	収	入	5,712,025	884,	000	6, 596, 025
						6	雑					入	11,345,772	6,304,	506	17,650,278
15	県				債								55, 106, 000	5, 492,	000	60, 598, 000
						1	県					債	55, 106, 000	5, 492,	000	60, 598, 000
	į	裁			入 —		<b>4</b>	ì		Ē	t		610, 712, 383	21, 752,	783	632, 465, 166

歳出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		88, 425, 504	218 <b>,</b> 000	<sup>千円</sup> 88 <b>,</b> 643 <b>,</b> 504
	1 総 務 管 理 費	11, 109, 968	3,000	11, 112, 968
	5 防 災 救 助 費	1,838,729	215,000	2,053,729
3 企画振興費		10, 289, 759	13, 334	10, 303, 093
	1 企 画 振 興 費	10, 289, 759	13,334	10, 303, 093
4 県 民 文 化 スポーツ費		6, 579, 768	1,100	6, 580, 868
	2 文化スポーツ費	5, 275, 855	1,100	5, 276, 955
5 健康福祉費		129, 963, 529	2, 813, 555	132, 777, 084
	1 高齢者福祉費	36, 559, 376	12,666	36, 572, 042
	2 子育て福祉費	16, 815, 198	123, 220	16, 938, 418
	3 障害福祉費	12,400,061	64,669	12, 464, 730
	5 健康推進費	12, 593, 807	2,613,000	15, 206, 807
6 生活環境費		3, 114, 940	76, 200	3, 191, 140
	1 生 活 環 境 費	3, 114, 940	76,200	3, 191, 140
7 商工労働費		47, 973, 449	5, 280, 000	53, 253, 449
	1 商 工 費	46,318,076	5, 280, 000	51, 598, 076
9 農林水産業費		37, 286, 107	2, 153, 000	39, 439, 107
	1農業費	17, 560, 318	479,500	18,039,818
	2 畜 産 業 費	887,066	611,800	1,498,866
	3 農 地 費	10, 925, 717	55,000	10, 980, 717
	4 林 業 費	5, 736, 446	952,000	6,688,446
	5 水 産 業 費	2, 176, 560	54,700	2,231,260

			款					Ŋ	Ę			補 ]	E 前	の額	補	正	額	計
議	10	土	7	木	費								63,6	<sup>千円</sup> <b>29, 280</b>		3,008	<sup>千円</sup> 3 <b>, 29</b> 0	
議案第一号						2	道	路橋	ŋ	ょう	費		37,7	08,719		280	), 000	37, 988, 719
- 1						3	河	Ш	海	岸	費		10, 2	70, 940		2,680	), 290	12,951,230
和四年						5	都	市	計	画	費		9,2	48, 946		48	3,000	9, 296, 946
令和四年度石川県一般会計補正予算	12	教	Ī	育	費								97, 7	23, 860		Ş	9, 200	97, 733, 060
県一般						1	教	育	総	務	費		12,6	95, 975		]	1,700	12,697,675
会計補						4	特	別支	援	学 校	費		8,2	75, 594		7	7,500	8, 283, 094
正予算	13	災!	害	复旧	費								3, 9	42, 968		8, 180	), 104	12, 123, 072
歳出						1	農災	林 水 害	産復	業施旧	設費		1,2	54,811		2,345	5, 889	3,600,700
出						2	土	木施設	炎災等	害復旧	∃費		2,6	88, 157		5, 672	2,286	8, 360, 443
						3	県	有施設	炎災等	害復旧	]費			_		161	, 929	161,929
		歳	ŧ		出		슴	`		計		6	510,7	12, 383		21,752	2, 783	632, 465, 166
- 1																		

第2表	債務負担行為補	E										
事	т'Е	衤	甫 正		前			補	正		後	
<b>尹</b>	項	期	間	限	度	額	期		間	限	度	額
いしかわ特別新校舎	則支援学校高等部 注 整 備 費					千円	令 和	1 5	年 度		181	<sub>千円</sub> , 000

議案第一号 令和四年度石川県一般会計補正予算 地方債

2   2   2   2   2   2   2   2   2   2	. 補 正	h,	n 限度額 起債の方法 利率 償還の 方法 限度額 起債の方法 利率 償還の 方法	借入先の融通条件による。 484,000 は証券発行 (ただし、利 からにより、 短署期間 20 484,000 は証券発行 (ただし、利 数ろにより、 短署期間 20 484,000 は証券発行 (ただし、利	平光道し方 間 により、 猫 直 朔 同 次 339,000 また 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	タン・ス・カー アン・ス・カー アン・ス・カー アン・ス・カー 本の見直し 本の見直し を行った後 を行った後 かんった後 かんった後 かんった後 かんった後 かんった かんった かんった かんった かんかんけん	4,809,000 (後の利率) (5,096,000 (5,	費 1,931,000 2,223,000	費 219,000 1,435,000	費 1,173,000 1,364,000	止     131,000	費 269,000 332,000	費 1,021,000 1,061,000	費 193,000	設     57,000       費     61,000	
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1		補	度 額		595,000	258,000	4,809,000	1,931,000	219,000	1, 173, 000	131,000	269,000	1,021,000	193,000	57,000	
	表地方債	E	H (a	防災事業		建設	整	改良	整	防地すべり対策	すべり防撃衛衛	岸保金	整	別支援学校整備	廃 防 止 施 旧 事 業	

60, 598, 000	55, 106, 000	盂
10,000		救 助 費
133,000		諸施設災害復旧費
5, 165, 000	5, 162, 000	交通対策費
000, 1000	40,000	県単土木災害復旧費
2, 636, 000	789,000	土木施設災害復旧費
27,000	26,000	漁港災害復旧事業費

## 議案第2号

## 令和4年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第1号)

令和4年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (債務負担行為の補正)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第1表 債務 負担行為補正」による。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

	甘	î				тŦ			補	正		前			補	正		後	
	事	ł·			,	項		期		間	限	度	額	期		間	限	度	額
金	沢	港	引	船	管	理	費						千円	自至	令和 令和	5年度9年度		120	, 00

## 議案第3号

## 令和4年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)

令和4年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (債務負担行為)

令和4年度石川県立中央病院事業会計予算第5条に次のとおり追加する。

事項期間限度額医療情報総合システム更新費令和5年度2,000,000千円

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

議案第四号

石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和四年九月七日提出

石川県知事 馳 浩

石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(石川県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 石川県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年石川県条例第三十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 定年制度 (第二条—第五条)

第三章 管理監督職勤務上限年齢制 (第六条-第十一条)

第四章 定年前再任用短時間勤務制 (第十二条·第十三条)

第五章 雜則 (第十回条)

金宝

第一章 総則

律第百六十二号)第五十六条の四第二項」に改める。条の五、第二十八条の六第一項から第三項まで、第二十八条の七並びに警察法(昭和二十九年法いう。)第二十二条の四第一項及び第二項、第二十二条の五第一項、第二十八条の二、第二十八第一二十八条の一第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下「法」と

第一条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

2 前項の規定にかかわらず、医師及び歯科医師(石川県立中央病院及び石川県立こころの病院第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

に勤務する医師及び歯科医師を除く。)の定年は、年齢七十年とする。

職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外のを「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退第四条第一項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」

部分に次のただし書を加える。

ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(同条第一項に規定する異動期 間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第一項又は第二項の規定により延長され た異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第六条に規 定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。)を占めている職員については、第九 条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させる ことについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めてい

る管理監督職に除る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「により一の下に「生ずる欠員を容易に補 充することができず一を加え、「とき。」を「こと。」に改め、同項第二号中「、その一を「、当 該|に、「できないとき。」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること。|に改め、同項第 三号中「その一を「当談」に、「とき。一を「こと。」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前 項各号に掲げる事由―に、「存する―を「ある―に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日 から起算して一を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日一の下に「(同 項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に除る異動期間の末 日)一を加え、同条第三項中「引き続いて一を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は一 の下に「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限 が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなつた」を「第一項各号に掲げ る事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰 り上げるものとする一に改める。

本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職勤務上限年齡制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(医師及び

歯科医師が占める職を除く。)とする。

- 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)第八条又は石川県 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号)第四条に規 定する職
- □ 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の教頭(前号に掲げる職を除く。)、主幹教論及 び指導数論
- 三 警視又は警部の階級にある警察官(第一号に掲げる職を除く。)

(管理監督職勤務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。 (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

- ばならない。の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなけれて「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章におい
  - とする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。 務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしよう職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)をしようとする」当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給
  - 降圧等をすること。齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、↑ 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年
  - 職制上の段階に属する職に、降任等をすること。降任等をしたとの降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位のた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従っ上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において三、当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制
- と読み替えるものとする。と読み替えるものとする。と読み替えるものとする。と、「降任等をした」とあるのは「特定任命」と、同頃第三号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、同頃第三号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第二号中「降任任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第十条において「降任等」という。)」は、一号から第三号までの規定中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第一号中「降に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定也不警務官」という。)」と、同項祭法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官(以下単に「特定地方警務官」という。)とあるのは「警察法第五十六条の二第四項に規において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第二十八条の二第四項に規と 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

をいう。以下この草において同じ。)の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる

職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。期間内。第三項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの

- こと。の降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずる一、当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職へ
- 任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  一 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降
- 当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。三、当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、
- ない。 該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができ該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。)で延長された当びして一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該ると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算合む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きある 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を
- の管理監督職に発圧し、若しくは転圧することができる。 會職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他ない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えられる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認め理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の選合を負人の依員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職をいう。以下この項において同じ。) に属する管はに等をする答為の管理監督職群に顕好する複数の管理監督職であって、保任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、降任等をすべま特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除ま、他の職への
- めるとき(第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認す 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間(これらの規定により延長された

ら起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日かれた期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引きく。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前三項又はこの項の規定により延長さ

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

ればならない。 第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なけ第十条 任命権者は、前条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

する。 末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものと第十一条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

- 場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がそのの職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この職員よりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の一下この条及び次条において「年齢六十年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した目以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法
- 勤務の職に採用することができる。 退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合の年齢六十年以上第十三条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法(昭和二十二年法
- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第五章 雑則

(淵黑)

第十四条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の五項を加える。

(定年に関する経過措置)

ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのは、それら 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十1年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十11件
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	4<十111件
今和十一年四月一日から今和十三年三月三十一日まで	六十回年

- わらず、同条第一項中「六十五年」とあるのは、「六十五年」とする。に規定する職員であって、第三条第一項の規定を適用する職員については、前項の規定にかか項までにおいて「令和四年改正条例」という。)第一条の規定による改正前の第三条ただし書する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年石川県条例第 号。以下この項から第八ら 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、石川県職員の定年等に関
- 表の下欄に掲げる字句とする。いては、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「七十年」とあるのは、それぞれ同の規定による改正前の第三条ただし書に規定する職員に対する第三条第二項の規定の適用につり 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、令和四年改正条例第一条

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
今和十一年四月一日から今和十三年三月三十一日まで	六十九年

#### (情報の提供及び勤務の意思の確認)

他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認すし、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容そのする年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対ら同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員が採用された日から同日の頃する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員が採用された日から問題の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等による日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、る日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行う、計算動務の意思の確認を行う、自由の第三条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢六十年に違す用される職員、非常勤職員並びに第三条第二項及び令和四年改正条例第一条の規定による改正用される職員、当分の問、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任

るよう数めるものとする。

以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用に「特定地方警務官」という。)が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当り 警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官(以下単

(石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

(不川県曜里の矢邸に関する手絵及と交身に関する条体の一音改正)

号)の一部を次のように改正する。第二条 石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年石川県条例第三十八

の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをい降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位第五条中「号級に変更することをいう。)」の下に「並びに法第二十八条の二第一項に規定する

う。)」を加える。

第六条中「職員が」の下に「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の

級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、」を加える。

(を見せます) 附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の二項を加える。

(雑過莊嗣)

- 料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給号)附則第三十項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定2 第二条第二項の規定は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十
- 与に関する条例附則第三十項の規定による降給とする一とする。 規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに一般職の職員の給3 一般職の職員の給与に関する条例附則第三十項の規定の適用を受ける職員に対する第五条の

(石川県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第三条 石川県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和二十六年石川県条例第三十九号)の

一部を次のように改正する。

のように切える。

第三条中「六月以下」の下に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の十分の一に相当する額を超えると

きは、当該額を減ずるものとする。

(石川県職員退職手当条例の一部改正)

第二条中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第第四条 石川県職員退職手当条例(昭和二十九年石川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。一を削る。

第二条の四中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。第四条第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三

第一項一を「第二十八条の七第一項」に改め、同条第二項中「(前項一を「(同項」に改める。第五条第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三

いう。)により職員となった後に退職した者を除く。)一を加える。十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二及び附則第十三項において「特定任命」と第五条の二第一項中「退職した者」の下に「(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五

第五条の三中「十年」を「十五年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定任命により職員となった後に退職した者に関する準用規定)

減額前給料月額一とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。同条並びに前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号ロの頃中「特定れることとなった場合を含む。」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、
る場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給さら。」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがを場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことが結構付額が減額されてことがの場合」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当任命をいう。)により職員となった後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改は「特定任命(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二及び附則第十年、生法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(第五条の三の二及が附則第十年、年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命、第五条の三の一及が附別第十年。

額前俸給月額をいう。)。次号において同じ。)一を加える。あつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減第一号中「特定減額前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合に条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を、「同項第二号ロ」の下に「(第五条六条の二各号列記以外の部分中「第五条の二第一項」の下に「(第五条の三の二において読

条」を「第五条の三」に改め、同表第六条の二第一号の項読み替えられる字句の欄中「特定減額第六条の三の表第六条の二の項中「第五条の二第一項の」を「第五条の二第一項(」に、「同

う。)。以下この号及び次号において同じ。) 及び一に改める。 前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をい「特定減額前給料月額(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額う。)。次号において同じ。)」を加え、同項読み替える字句の欄中「特定減額前給料月額及び」を前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をい前給料月額」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額

下一の下に「この項及び第五項において一を加える。第六条の四第一項中「除く。以下」を「除く。第七条第四項において」に改め、「定める額(以

合を含む。)」を加える。第六条の五第一項中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場

第七条第五項第二号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

を「第四条第九項」に改める。一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第十一項第五号中「第四条第八項」より算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第と出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定にとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申補のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるもの加え、同条第四項中「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を即果条例第十六号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が二十日に満たない第十条第二項中「十八日」の下に「(一月間の日数(石川県の休日を定める条例(平成元年石

第十三条第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号

同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。第十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、

再任用短時間勤務職員一に、「にあつては一を「には」に改める。錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁第十七条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を

 附訓第二頃から第二十四頃までを割る。

「旧電信電話公社」を「日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)」に、附則第二十五項中「旧専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九

に改め、同項を附則第二項とする。附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)」

加え、同項を附則第三項とする。附則第二十六項中「国家公務員等退職手当法」の下に「(昭和二十八年法律第百八十二号)」を

し、附則第二十八項を附則第五項とする。定により設立された日本国有鉄道(以下「旧国有鉄道」という。)」に改め、同項を附則第四項と則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第一条の規附則第二十七項中「旧国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附

三十九項一を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。 条の三の二」に改め、「まで」の下に「及び附則第十五項から第二十三項まで」を加え、「附則第和四十八年石川県条例第四十号。以下「条例第四十号」という。)」に、「第五条の三」を「第五附則第二十九項中「条例第四十号」を「石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(昭

含む。) 及び附則第十八項一を加え、同項を附則第七項とする。 附則第三十項中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を

則第六項一に改め、同項を附則第八項とする。附則第三十一項中「第五条」の下に「又は附則第十六項」を加え、「附則第二十九項」を「附

を加える。し、附則第三十三項から第三十五項までを二十三項ずつ繰り上げ、附則第十二項の次に次の一項附則第三十二項中「同法附則第十一条」を「同法附則第十三条」に改め、同項を附則第九項と

に準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれによりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額の減額改定をいう。)時定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定(第五以

附則第十四項とし、附則に次の九項を加える。附則第二十六項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を

- あるのは、「、第五条又は附則第十五項」とする。 準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」と者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六
- た日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同条1、当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達し

- 「、第五条又は附則第十六項」とする。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。
- 用しない。
  「前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適
  - 職員県条例第三十二号)(以下「令和四年旧職員定年条例」という。)第三条ただし書に規定する号)第一条の規定による改正前の石川県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年石川一石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年石川県条例第
  - 一石川県職員の定年等に関する条例第三条第二項に規定する職員
  - る職員と、総与その他の処遇の状況が前二号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定め
- による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)附則第三十項の規定
- 9. 当分の間、第五条第一頃に規定する者(二十五年以上勘続し、法律の規定に基づく圧期を終 えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たも の、地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者並びに **公務上の傷病又は死亡により退職した者を除く。)に対する第五条の三、第五条の三の二及び** 第六条の三の規定の適用については、第五条の三中「定年に達する日」とあるのは「定年(附 則第十七項各号に掲げる職員以外の者(石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する 等の条例(令和四年石川県条例第 号)第一条の規定による改正前の石川県職員の定年等 に関する条例(昭和五十九年石川県条例第三十二号)(以下「令和四年旧職員定年条例」とい う。)第三条本文の規定の適用を受けていた者であつて附則第十七項第二号に掲げる職員に該 当する職員を含む。)にあつては六十歳とし、附則第十七項第一号に掲げる職員にあつては六 十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。)に達 する日一と、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二 第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第 二号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年に つき一とあるのは「その者に係る定年(附則第十七項各号に掲げる職員以外の者(令和四年旧 職員定年条例第三条本文の規定の適用を受けていた者であって附則第十七項第二号に掲げる職 員に該当する職員を含む。)にあっては六十歳とし、附則第十七項第一号に掲げる職員にあっ ては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。) と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき一とする。
- 3 当分の間、第五条第一項に規定する者(次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日におい

零月前までに一とする。の規定の適用については、第五条の三中「の属する年度の前年度以前に」とあるのは、「からに人事委員会規則で定める者を除く。)に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三号の規定による免職の処分を受けて退職した者、公務上の傷病又は死亡により退職した者並びり退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの、地方公務員法第二十八条第一項第四(二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転によて定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。)

附則第十七項各号に掲げる職員以外の者(令和四年旧職員定年条	六十歳
例第三条本文の規定の適用を受けていた者であって附則第十七項	
第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。)	
附則第十七項第一号に掲げる職員	六十五歳
附則第十七項第三号に掲げる職員	人事委員会規則で定
	める年齢

- げる字句とする。 五条の三中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは同表の下欄に掲「十五年を」とあるのは「十年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第のを除く。) に対する第五条の三及び第五条の三の二の規定の適用については、第五条の三中えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たも3 当分の間、第五条第一項に規定する者(二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終
- の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当百分の二を超えない範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合を乗じて得た割合を退職区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に命権者が知事の承認を得て定める割合」とあるのは、「附則第二十項の表の上欄に掲げる者の項、第五条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の二を超えない範囲内で任項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六における第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項ので附則第二十項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したとき免職の処分を受けて退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。)であった。当分の間、第五条第一項に規定する者(地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による
- きにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三て附則第二十項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したと免職の処分を受けて退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。)であっ3 当分の間、第五条第一項に規定する者(地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による

する年数で除して得た割合一とする。

別表を削る。 に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。 い範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合を退職の日において定められているその者超えない範囲内で任命権者が知事の承認を得て定める割合」とあるのは、「百分の二を超えな第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の二をの表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

うに改正する。第五条、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年石川県条例第二十八号)の一部を次のよ

を加える。 第四条第一項第一号中「支給を受ける者」の下に「(人事委員会規則で定める職員を除く。)」

員一に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。占めるもの」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職は第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を同条中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しく第十五条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)第十六条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

に改正する。第六条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のよう

該職員一に改め、同条第十二項を次のように改める。第四条第四項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第六項及び第八項中「その者」を「当

- 職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。 定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、次の各号に掲げる用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適以 法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員(以下「定
  - 第一項に規定する勤務時間で除して得た数条第二項第二号の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条映員の勤務時間条例が適用される定年前再任用短時間勤務職員 職員の勤務時間条例第二
  - 間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数条例第三条第二項第二号の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時1一 学校職員の勤務時間条例が適用される定年前再任用短時間勤務職員 学校職員の勤務時間

第四条の二を削る。

に改める。を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項及び第五項中「場合は」を「場合には」第十三条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」

第十九条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第二項各号」に、「その者」を「当該職員」

第二十条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改い改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

を次のように改める。め、同条第二項第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号第二十条第一項中一この条」を「この項から第三項まで」に、一その者」を「当診職員」に改

手当基礎額に百分の四十五(特定幹部職員にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額の総二|前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉

額

に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。同項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の下通機関等(第一号及び次項において」に、「。以下」を「。第一号及び次項において」に改め、同項第三号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「交通機関等(以下」を「交職員」に改め、同項第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前用任用短時間勤務職員」に改え、同号ただし書中「以下」の下に「この号及び第三号において」を加え、「その者」を「当該は二号中「以下」の下に「この号及び第三号において」を加え、「その者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下」の下に「この号及び次項において」を加済、「日第二十二条の六第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項第一号中「算出したその者」第二十二条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

め、「第八条の二」を「第四条第三項から第十一項まで、第八条の二」に改める。第二十二条の七(見出しを含む。)中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改

附則に次の士項を加える。

の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。) とする。て得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満第四項、第七項及び第八項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じ表の給料月額のうち、第四条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第三項、則第三十二項及び第三十四項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料別、当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附

B 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- 一石川県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年石川県条例第
  - 号)第一条の規定による改正前の石川県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年石川

県条例第三十二号)第三条ただし書に規定する職員

- れた期間を含む。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員十八条の二第一項に規定する異動期間(同条例第九条第一項又は第二項の規定により延長さ三一石川県職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により地方公務員法第二
- 四 石川県職員の定年等に関する条例第三条第二項に規定する職員
- (同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。) 五 石川県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員
- の差額に相当する額を給料として支給する。 即第三十項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額といこととなる職員 (人事委員会規則で定める職員を除く。) には、当分の間、特定日以後、附れを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。) に達しなす異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五職員の受ける給料月額(以下この項及び附則第三十四項において「特定日給料月額」という。)の引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第三十項の規定により当該の降任等をされた日(以下この項及び附即第三十六項において「異動日」という。)の前日か別 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職へ
- 職員の受ける給料月額一とする。「第四条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合認 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第四
- 給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。る職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第三十項の規定により当該職員の受けるの項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定め捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下こ給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切りていた一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項に規定する公安職俸給表に定められる俸員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受け3、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命により職
- 給月額一と読み替えるものとする。 三十三項中「前項」とあるのは「附則第三十四項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸況、附則第三十三項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第
- 8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第三十項の規定の適用を受ける

準じて算出した額を給料として支給する。 月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第三十二項及び第三十三項の規定に給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料職員に限り、附則第三十二項に規定する職員を除く。) であつて、同項の規定による給料を支

- 給料として支給する。 委員会規則で定めるところにより、附則第三十二項から前項までの規定に準じて算出した額を権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との別、附則第三十二項、第三十四項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第三十
- 額」とする。 額と附則第三十二項、第三十四項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料の額との合計二条の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月条第五項(第二十条第四項において準用する場合を含む。)、第二十二条の二第二項及び第二十% 附則第三十二項、第三十四項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十九
- 別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改は、人事委員会規則で定める。 は、人事委員会規則で定める。 第三十二項の規定による給料その他附則第三十項から前項までの規定の施行に関し必要な事項
  3 附則第三十項から前項までに定めるもののほか、附則第三十項の規定による給料月額、附則
- め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

基 給料月額	用 442,100
基 給料月額	390,800
基 給料月額	Э57,700
基 給料月額	315,900
基 給料月額	д 290,400
基準 給料月額	E 275, 300
基 給料月額	E 255, 800
基 給料月額	月 215,700
基 給料月額	日8,200
供 年 田 田 田	短間務員時勤職

め、同表再任用職員の欄を次のように改める。別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改

基 準 給料月額	H 410, 500
基準 給料月額	378,800
基準 給料月額	343,600
基 給料月額	320,000
基 給料月額	305,800
基準 給料月額	н 289, 300
基準 給料月額	EE 257, 900
基 給料月額	E 253, 800
基準 給料月額	д 242, 100
定前任短間務員年再用時動職	

に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。別表第三イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用與時勤務職員」

基 給料月額	用 416,200	
基 給料月額	月 331,900	
基 給料月額	303, 700	
基 給料月額	д 275,000	
基準 給料月額	日 234,600	
定前任短間務員年再用時劃職		
定前任短間務員		

に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。別表第三ロの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」

基準 給料月額	H 406, 200	
基準 給料月額	月 325,200	
基 給料月額	д 298,800	
基 給料月額	月 271,800	
基 給料月額	д 225, 700	
定前任短間務員 年再用時勤職		

別表第四再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改 め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

385,300	326,700	284,200	259,300	218,000	海影 務職 
田	田	E	飪	囯.	短時間點
基 給料月額	基準 給料月額	基 給料月額	基 準 給料月額	基準 給料月額	年年田:

に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。別表第五イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」

基 準 給料月額		467, 100
基 準 給料月額		393, 900
基 準 給料月額	田	339,400
基 給料月額		296, 900
		1.27
定前任年再用	超間 報題 理	多画

に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。別表第五口の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用與時間勤務職員」

基準	H
給料月額	365, 900
基準	д
給料月額	323, 600
基	д
給料月額	282, 800
基	н
給料月額	257, 500
基	н
給料月額	244, 100
基	н
給料月額	215,800
基	н
給料月額	189, 200
定前任年再用	短間務員時勤職

に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。別表第五ハの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」

基	н
給料月額	371, 500
基準	н
給料月額	327,000
基準	н
給料月額	289, 800
基準	н
給料月額	273, 500
基	н
給料月額	263, 200
基	н
給料月額	256, 000
基	н
給料月額	235, 700
京 市 田 田 田	短間務員時勤職

(石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。第七条 石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八

短時間勤務職員」に改める。年前再任用短時間勤務職員」と「定年前再任用第三十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「同法第二条第二項第二号中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条

第七条第一項及び第十三条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に

改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

県条例第四号)の一部を次のように改正する。第八条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年石川

とし、第四号の次に次の一号を加える。「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同項中第五号を第六号第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第三号中第二条第二項第一号中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四

れらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員五 石川県職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間(こ

(石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

に攻正する。第九条 石川県職員等の育児休業等に関する条例(平成四年石川県条例第三号)の一部を次のよう

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

れらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員三一石川県職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により、異動期間(こ

第十条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

- ている職員一一石川県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続いて勤務し
- 第十七条第一項の表第四条第十二項及び第二十二条の四第二項の項を削り、同表第十九条第六(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員三一石川県職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により、異動期間

項の項の次に次のように加える。

第二十二条の四第二項 とする に、算出率を乗じて得た額とする

再任用短時間勤務職員 | に改める。第一項に規定する短時間勤務職員」を「定年前第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に改め、「で同法第二十八条の五中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第二項の支第十五条の二の見出し及び第十六条第四項の項第十七条第一項の表第二十二条の六第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前

を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第二十二条第二十一条第二十一条第一項の表第二十二条の六第二項第二号及び第二十五条の項中「及び第二十五条)

附則に次の二項を加える。

(石川県職員等の修学部分休業等に関する条例の一部改正) 第十一条 石川県職員等の修学部分休業等に関する条例(平成十七年石川県条例第七号)の一部を

**れらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員** 

五 石川県職員の定年等に関する条例第九条第一頃から第四頃までの規定により異動期間(こ

第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第三号中 「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同項中第五号を第六号 とし、第四号の次に次の一号を加える。

第二条第二項第一号中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四

一部を次のように致正する。

第十条 公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例(平成十四年石川県条例第七号)の

(公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

二条及び附則第四項一とする。

を受ける場合における第十九条の規定の適用については、同条中「前二条」とあるのは、「前

間を職員の勤務時間条例第二条第二項第一号に規定する勤務時間を同条第一項に規定する勤務 時間で、学校職員の勤務時間条例第三条第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時 間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 5 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第三十項の規定の適用

する」とあるのは、「)に、育児休業法第十条第一項の規定により定められたその者の勤務時

(給与条例附則第三十項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え) 4 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第三十項の規定の適用については、同項中「)と

第二十三条第一項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め 10°

問勤務職員等一を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

項|に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの|を削る。 第二十二条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時

の七(見出しを含む。)の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条 第二項の表第十五条の二の見出し及び第十六条第四項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年 前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十五条の二の項中「第二十八条の四第一項若しくは第 二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項一を「第二十二条の四第一項又は 第二十二条の五第一項―に改め、「で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占 めるもの一を削り、「再任用短寺間勤務職員一を「定年前再任用短寺間勤務職員」に改め、同条 第三項の表第二条第一項第一号の項中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又 は第二十八条の六第一項若しくは第二項一を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一

次のように改正する。

第二条第五項中「五年」を「十年」に改める。

第十八条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十二条 石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年石川県条例第八号)の

一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

九号)の一部を次のように改正する。第十三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第

頃を同条第五頃とする。第八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六

前再任用短時間勤務職員一に改める。を「第二十二条の六第二項第二号中」に改め、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十二条の六第二項第二号及び第二十五条中」二項第二号及び第二十五条」を「及び第二十二条の六第二項第二号」に、「再任用短時間勤務職第九条第一項中「第十条の六」を「第十条の五」に改め、同条第二項中「、第二十二条の六第

しくは一と、一を削る。限る。)、」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「「又は」とあるのは「若第十条第四項中「及び地方公務員法」を「に限る。)及び」に、「並びに地方公務員法」を「に

(石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十四条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号)

の一部を次のように改正する。

項又は第二十二条の五第一項一に改める。第二条第一項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二条の四第一第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二条の四第一

号において」に改め、同条第二号中「以下」を「次号において」に改める。第十七条第一号中「道路(以下」を「道路(第三号において」に、「料金(以下」を「料金(同

第十八条第五項から第七項までの規定中「その者」を「当該職員」に改める。

二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項|に改める。 二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第第二十三条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第

(公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

部を次のように改正する。第十五条(公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年石川県条例第二十九号)の一

第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に改める。の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「同法第二条第一項第一号中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条

(石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

三十九号)の一部を次のように改正する。第十六条 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第

年前再任用短時間勤務職員一に改める。第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「同法第二条第一項第一号中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条

「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。第三条第二項第二号及び第三項、第八条第一項並びに第十四条中「再任用短時間勤務職員」を

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

川県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。第十七条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年石

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

(石川県職員等の再任用に関する条例の廃止)

附 則 第十八条 石川県職員等の再任用に関する条例(平成十三年石川県条例第五号)は、廃止する。

( 権行期日)

び第三項の規定は、公布の日から施行する。 第五項とする改正規定及び第九条第一項の改正規定述びに附則第十一条並びに第十二条第二項及第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条に限る。)並びに第十三条中一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例第八条三十六項の改正規定(「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める部分項の改正規定(「同法附則第十一条」を「同法附則第十三条」に改める部分に限る。)及び附則第第七条第五項第二号、第十条第二項、第四項及び第十一項第五号の改正規定並びに附則第三十二第十条。この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条中石川県職員退職手当条例

(石川県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又は項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二改正前の石川県職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第四条第一項又は第二項第二条 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前に第一条の規定による

**例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。** 囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条と認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範県職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。) 第四条第一項各号に掲げる事由があるこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の石川

- にあっては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。前日における旧条例第三条に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の改正法」という。) 附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の等二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年定年の為職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項若しくは三条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第三条第一項に規定する日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第日の間、基準日における新条例定年(新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準での間、基準日における新条例定年(新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準での間、基準日に起ける証を可において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日まび合利者は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、今和十一年四月一日及
- 超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。ている者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年をとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。)に達し織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたもの三条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第一日(以下この条から附則第六条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十(石川県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)の 新条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。
  - 一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者
  - 定により勤務した後退職した者二一日条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規
  - 退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者三一二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前二号に掲げる者を除く。)であって、当該
  - 退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和三年四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であって、当該

次項第六号において同じ。) をされたことがある者第一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。とをいう。) 又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第一項若しくは第二項、附則第五条項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用するこ改正法による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一

- 一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末
  - | 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者
  - 二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
  - が満了したことにより退職した者後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第二十二条の四第三項に規定する任期三一施行日以後に新条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正
  - プしたことにより退職した者十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任期が満四 施行日以後に新条例第十三条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二
  - 該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当
  - 者該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある大 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当
- り任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。とができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定によう 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新するこ
- 勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。 直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新くは第二項又は附別第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下この4 暫定再任用職員(第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項、附別第五条第一項若し
- 意を得なければならない。 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同
- 年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及第四条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、組合(県が加入する地方自治法(昭和二十二

年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定び附則第六条において同じ。)における前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の

時勤務を要する職に採用することができる。人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、組合における

一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- る 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
- いる者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第一項において同じ。)に達して占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたとき務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職をたに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤該金職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当ようとする短時間勤務の職(新条例第十二条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用し項各号に掲げる者のうち、新定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しま五条、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附別第三条第一
- 超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年をに達している者(新条例第十二条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者をているものとした場合における新条例定年をいう。次条第二項及び附則第十条において同じ。)務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤にかかからず、附則第三条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある。
- 前二項の場合においては、附則第三条第三項から第五項までの規定を準用する。

えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績そ第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採て準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、組合における附則第三条第六条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項におい

当該短時間勤務の職に採用することができる。の他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、

- 超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年をている者(新条例第十三条第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者をにある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しらず、組合における附則第三条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわら 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員
- (令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢)る 前二項の場合においては、附則第三条第三項から第五項までの規定を準用する。

第七条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された職
- 工施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- とする。設置されていたものとした場合における旧条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に

(令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の

四第四項の条例で定める職及び年齢)

例で定める職は、次に掲げる職とする。 法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条第八条 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正

- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- || 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- るものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めてい定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で2 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日(附則第三条から第六条までの規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除第九条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基

- 主 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- 土工基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- する。 置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とり 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設
- 職員とする。 に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日

置)(石川県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措

第十条 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令 和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの 間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短 時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第三条第一項に規定する定年である **逗時間勤務の職に現る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の** 人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ 短玤間勤務職一という。)に、基準日の前日までに新条例第十二条に規定する年齢六十年以上退 職者(基準日前から新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職を した者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ 短時間勤務職に係る薪条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤 務の職にあっては、人事委員会規則で定める者)を、新条例第十二条又は第十三条第一項の規定 により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十二条 又は第十三条第一項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤 務職員一という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上 げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事 委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤 務職員)を、昇圧し、降圧し、又は転圧することができない。

(令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢)

(石川県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)第十一条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第七条第一項若しくは第三項の規定によりしくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若第十二条 暫定再任用職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令

くは第三項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。) | とする。を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第七条第一項若しする場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用いう。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第「新退職手当条例」という。) 第二条第一項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」と採用された職員をいう。) に対する第四条の規定による改正後の石川県職員退職手当条例(以下

- 計算については、なお従前の例による。 期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の2 新退職手当条例第十条第二項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後の
- 該当するに至った者について適用する。 同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に3 新退職手当条例第十条第四項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 定を適用する。 十五条の二第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新特殊勤務手当条例の規の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下この条において「新特殊勤務手当条例」という。)第職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第五条の規定による改正後第十三条 暫定再任用職員のうち、新地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の
- 四項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料の額との合計額」とする。ては、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第三十二項、第三十対する職員の特殊勤務手当に関する条例第五条第二項及び第六条の六第二項の規定の適用につい附則第三十二項、第三十四項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料を支給される職員に8 第六条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)
- (一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。第十四条 新給与条例附則第三十項から第三十九項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五
- 該職員の属する職務の級に応じた額とする。任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第四条第二項の規定により当う。)であるものとした場合に適用される新給与条例第三条第二項に規定する給料表の定年前再条第十二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」といり 暫定再任用短時間勤務職員を除いた暫定再任用職員の給料月額は、当該職員が新給与条例第四
- 短時間勤務をしている暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児

る一とする。 職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とす第三十九号)が適用される者にあっては同条例第三条第二項第一号の規定により定められた当該務時間で、石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例35年の 前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、石川県職員の勤務時間、休

- る勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする。 第二号の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定す校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例が適用される者にあっては同条例第三条第二項及び休暇等に関する条例が適用される者にあっては同条例第三条第二項及び休暇等に関する条例が適用される者にあっては同条例第二条第二項第二号の規定により定めり当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、石川県職員の勤務時間、休日前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第四条第二項の規定によ間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第三条第二項に規定する給料表の定年申 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時
- 第二項及び第二十二条の六第二項の規定を適用する。ら 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十三条
- 第二十二条第二項の規定を適用する。6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十九条第三項及び
- 時間勤務職員一とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。規定により採用された職員をいう。)(次号において同じ。)」と、同項第二号中「定年前再任用短九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第七条第一項若しくは第三項のが。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を合け無限員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若し一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第7 新給与条例第二十条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同
- には適用しない。 で及び第二十一条並びに新給与条例第四条第四項、第六項及び第八項の規定は、暫定再任用職員第八条の二から第十条まで、第十条の三から第十条の五まで、第十一条の二から第十一条の五まる、「 散職の職員の給与に関する条例第四条第三項、第五項、第七項、第九項から第十一項まで、
- 第二項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、人事委

鮰)

員会規則で定める。

(石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部攻正に伴う経過措置)

する。例第二条第二項第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用占めるものは、第七条の規定による改正後の石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条採用された職員をいう。) で新地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をの規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第七条第一項若しくは第三項の規定により引きを第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項若正年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を合か。)、第五条第一項若第十五条 暫定再任用職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を今

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措

職員を除く。)一とする。 七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員であって、常時勤務を要する職を占めるこれらの規定を同法附別第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を合む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項者しくは第三項、は此人務員法の一部を改正する法律(今和三年法律第六件により任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(今和三年法律第六方条例第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「臨時的に任用される職員その他採用された職員をいう。)に対する外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第七条第一項若しくは第三項の規定により請み替えて適用する場合を含む。)又は第七条第一項者しくは第三項の規定により請み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項者和三年改正法附別第九条第三項

(石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

(公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)第一項第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。占めるものは、第九条の規定による改正後の石川県職員等の育児休業等に関する条例第二十二条採用された職員をいう。)で新地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をの規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第七条第一項若しくは第三項の規定により出こ年改正法附則第九条第三項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項若生と条 暫定再任用職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を今第十七条 暫定再任用職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を今

る機を占める職員を除く。)一とする。
ない。又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員であって、常時勤務を要すしくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和の派遣等に関する条例第二条第二項第一号の規定による職員」とあるのは、「臨時的に任用される職員の派遣等に関する条例第二条第二項第一号の規定による改正後の公益的法人等への石川県職員等採用された職員をいう。)に対する第十条の規定による改正後の公益的法人等への石川県職員等の規定により読み替えて適用する場合を合む。)又は第七条第一項若しくは第三項の規定により請み替えて適用する場合を合む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を今和三年改正法附則第九条第三項者

(石川県職員等の修学部分休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

る字句とする。の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げ改正後の石川県職員等の修学部分休業等に関する条例第二条第五項の規定の適用については、次第十九条 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第十一条の規定による

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	4<年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	力併
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	九年

(石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

う。) には適用しない。 て適用する場合を含む。) 又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をい第一項若しくは第二項 (これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替え条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条、第六条、第六条の三、第十六条及び第十八条の規定は、暫定再任用職第二十条 第十四条の規定による改正後の石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五

(石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項第二十一条 暫定再任用職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を

関する条例第二条第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規を占めるものは、第十六条の規定による改正後の石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等にり採用された職員をいう。)で新地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第七条第一項若しくは第三項の規定によきまた条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三

置) (義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措

二項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料の額との合計額一とする。項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第三十る職員に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一第二十二条 新給与条例附則第三十二項、第三十六項又は第三十七項の規定による給料を支給され

(石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例等の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。第二十三条 石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(昭和四十八年石川県条例第四十

準用する場合を含む。)及び附則第十八項」に改める。「新条例第五号第五条のニ」を「同条例第五条のニ(同条例第五条の三の二において読み替えて附則第四項中「新条例第五号第三条第一項」を「石川県職員退職手当条例第三条第一項」に、で」を「同条例第三条から第五条の三の二まで及び附則第十五項から第二十三項まで」に改める。第五条まで又は附則第十五項若しくは第十六項」に、「新条例第五号第三条から第五条の三ま附則第三項中「新条例第五号第三条から第五条まで」を「石川県職員退職手当条例第三条から

に改める。附則第五項中「新条例第五号第五条」を「石川県職員退職手当条例第五条又は附則第十六項」

の三の二一に改める。附則第六項中「新条例第五号」を「石川県職員退職手当条例」に、「第五条の三」を「第五条

の二まで」に、同項第一号中「新条例第五号第二条の四から第五条の三まで」を「石川県職員退に、「、新条例第五号第二条の四から第五条の三まで」を「、同条例第二条の四から第五条の三階門附則第十二項中「新条例第五号第二条の四及び」を「石川県職員退職手当条例第二条の四及び」

職手当条図第二条の四から第五条の三の二まで一に致める。

を次のように改正する。2 石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(平成十五年石川県条例第五十一号)の一部

附則第四項中「附則第二十九項」を「附則第六項」に改める。

三十一項まで」を「並びに附則第六項から第八項まで」に改める。
附則第二条第一項中「第五条の三」を「第五条の三の二」に、「並びに附則第二十九項から第

## 提案理由

条例案を提出する理由である。理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入する等の必要がある。これが、この職員の定年年齢を国家公務員に準じて引き上げるとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、管

議案第五号

石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

今和四年九月七日提出

石川県知事 馳 浩

石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

する。石川県職員等の育児休業等に関する条例(平成四年石川県条例第三号)の一部を次のように改正

を「当該子が二歳」に改め、同号口を次のように改める。を「当該子が二歳」に改め、同号口を次のように改める。をしようとする場合にあっては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四」に、「、二歳「子をいう」に、「第二条の四」を「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業に該当するもの」に改め、同号イ川中「おいて子に含まれるものとされる者を含む」を「規定する第二条第四号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれか

- ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員
  - して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもじ。)において育児休業をしている非常動職員であって、同条第三号に掲げる場合に該当た日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。①において同非常動職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされ その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該子について当該
  - 業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定の職に採用されることに伴い、当② その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該②
- 第二条第回号いを割る。
- 第二条の三第三号を次のように致める。
- 委員会が定める特別の事情がある場合にあってはハに掲げる場合に該当する場合) 当該子のって第三条第七号に掲げる事情に該当するときは口及びハに掲げる場合に該当する場合、人事も該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であ三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれに

## 一歳六か月到達日

- る育児休業をしようとする場合当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とすの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にる育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してす
- ては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっ偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当あっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合に問ける当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる
- 要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合い 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必
- をしたことがない場合あっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合に二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる

第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

は同号に掲げる場合に該当する場合)とする。号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあって規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育

第二条の四中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

休業をしようとする場合地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該一当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規

定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

定の職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定の職に引き続き」を「引き続いて特を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「その任期」

「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第七号とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

例」という。)第十条第三号に掲げる事由による特別休暇として認められる期間を考慮して人事日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号。以下「学校職員の勤務時間条八号。以下「職員の勤務時間条例」という。)第九条第三号及び石川県学校職員の勤務時間、休期間は、石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める

委員会規則で定める期間とする。

第十一条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

金宝

( 権行期日)

こ この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(雑酒莊嗣)

係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第三条(第五号に

### 提案理由

れが、この条例案を提出する理由である。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。こ

財産の取得について

消防防災活動の用に供するため、次の財産を取得する。

令和4年9月7日提出

1 財産の種類及び数量

洪

噩

石川県知事

消防防災ヘリコプター 一豆

取得金額 2,326,500,000円

取得の相手方

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

三井物産エアロスペース株式会社

代表取締役 大 杉 定 之

# 議案第7号

# 損害賠償額の決定について

石川県立中央病院で発生した医療事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和4年9月7日提出



洪

蠫

石川県知事

賠償責任発生の事実等  $^{\circ}$ 

額

讏

盤

 $^{\circ}$ 

石川県立中央病院に入院していた患者が、令和2年12月7日の薬剤過剰投与により、後遺症が生じた医療事故について、治療・介護に要した費 用を請求しないこととし、損害賠償金を支払うもの

## 議案第八号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例について

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

今和四年九月七日提出

石川県知事 馳 浩

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成十六年石川県条例第十六号)の一部を次のように改

正する。

目次中「第二款 里山里海の保全等の推進(第百三十二条-第百三十九条)」を

一第二款 里山里海の保全等の推進(第百三十二条-第百三十九条)

第三款 自然環境の再生等の推進(第百三十九条の二)

「第二百四十条」を「第二百三十九条の二」に改める。

第四条第四項及び第五条第二項中「温室効果ガス及び廃棄物の排出が抑制され」を「温室効果ガ

スの排出の量の削減並びに廃棄物の排出の抑制及び資源の循環的な利用が促進され」に改める。

第六条第三項中「温室効果ガス及び廃棄物の排出を抑制し」を「温室効果ガスの排出の量の削減

述びに廃棄物の排出の抑制及び資源の循環的な利用が促進され一に改める。

第十一条第三号中「排出抑制」を「排出の量の削減」に改める。

第三十三条中「温室効果ガス及び」を「温室効果ガスの排出の量の削減、」に、「、資源」を「及

び資源一に改める。

第三編第二章第二節に次の一款を加える。

第三款自然環境の再生等の推進

な野生動植物が生息し、又は生育していた自然環境を再生し、及び保全し、将来の県民にこれを第百三十九条の二 県、市町、県民、事業者及び民間団体は、密接に連携しながら、トキ等の希少

継承するよう努めるものとする。

第四編第一章第二節中第二百四十条の前に次の一条を加える。

(地球温暖化対策の推進に係る基本理念)

収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた状態をいう。)の実現を目指して行われラル(県民等の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸の条において「県民等」という。)が密接に連携しながら、二千五十年までのカーボンニュート第二百三十九の二 地球温暖化対策は、県民並びに県、国、市町、事業者及び民間団体等(以下こ

なければならない。

の削減」に改める。 第二百四十条の見出し中「排出抑制」を「排出の量の削減」に改め、同条中「の抑制」を「の量

抑制等」を「排出の量の削減等」に改める。 抑制」を「の量の削減」に、「排出抑制等」を「排出の量の削減等」に改め、同条第二項中「排出第二百四十一条の二の見出し中「排出抑制等」を「排出の量の削減等」に改め、同条第一項中「の

第二百四十六条第一項中「抑制」を「量の削減」に改める。

密 副

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

る。これが、この条例案を提出する理由である。生息していた自然環境を取り戻す取組を、これまで以上に様々な機関と連携し、推進する必要があ二千五十年までのカーボンニュートラルの実現に向けた地球温暖化対策の取組やトキが野生下で

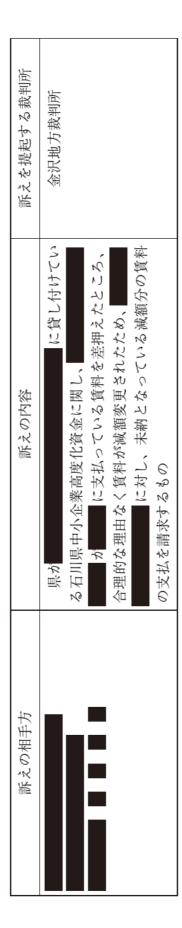
差押債権取立請求事件に係る訴えの提起について

民事訴訟法(平成8年法律第109号)第133条第1項の規定による訴えを次のとおり提起するものとする。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 事件の内容



2 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。

# 議案第10号

保証債務履行請求事件に係る訴えの提起について

民事訴訟法(平成8年法律第109号)第133条第1項の規定による訴えを次のとおり提起するものとする。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

事件の内容

訴えを提起する裁判所 金沢地方裁判所 に対し、未納の元金 石川県農業改良資金貸付金の返還金を滞納している 訴えの内容 及び違約金の支払を請求するもの の連帯保証人である 訴えの相手方

2 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。

# 議案第11号

# 損害賠償額の決定について

令和4年2月25日発生の事故に係る国家賠償法(昭和22年法律第125号)第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和4年9月7日提出

石川県知事

洪

蠫

平 額 # 靊 盤 平

30,822円

賠償責任発生の事実

の運転する小型乗用自動 令和4年2月25日午後7時10分頃、主要地方道小松鳥越鶴来線中、白山市別宮町地内において、道路上の落石に 車が衝突し、同車に損害を与えたもの

議案第十二号

石川県手数料条例の一部を改正する条例について

石川県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和四年九月七日提出

石川県知事 馳 浩

石川県手数料条例の一部を改正する条例

及び8を削り、9を7とし、叩から诏までを削る。項」を「第五条第二項」に改め、同項中7項」を「第五条第二項」に改め、同項3中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同項3中「第五条第三百円県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

※ 三

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

る。これが、この条例案を提出する理由である。教育職員免許法等の一部改正に伴い、教育職員免許状の更新等に係る手数料を廃止する必要があ

### 報告第1号

## 損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年9月7日提出

柒 噩 石川県知事

専決第5号

損害賠償額の決定について

令和4年4月7日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和4年9月2日

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により専決

书 # 型

泄

副

石川県知事

98,417円

额

讏

監

賠償責任発生の事実

 $^{\circ}$ 

令和4年4月7日午後6時25分頃、金沢市広岡2丁目12番6号先交差点において、石川中央保健福祉センター主事伝保嘉人の運転する小型乗用自

の運転する 動車が

所有の小型乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えたもの

### 報告第2号

## 損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年9月7日提出

柒 噩 石川県知事

専決第6号

損害賠償額の決定について

令和4年6月14日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和4年9月2日

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により専決

书 # 型

108,531円

额

讏

監

泄

副

石川県知事

賠償責任発生の事実  $^{\circ}$ 

令和4年6月14日午後2時頃、河北郡内灘町字鶴ケ丘2丁目161番地内灘町保健センター駐車場において、石川中央保健福祉センター主任主事北 の普通乗用自動車に接触し、同車に損害を与えたもの 野圭介の運転する軽自動車が駐車中の

### 報告第3号

## 損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

専決第3号

損害賠償額の決定について

令和3年12月24日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和4年9月2日

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により専決

大 # 型

泄

鄙

石川県知事

-

404,769円

額

靊

鼎

 $\sim$ 

3 賠償責任発生の事実

令和3年12月24日午後3時25分頃、七尾市小島町へ部130番地1先路上において、中能登農林総合事務所主幹宗田典大の運転する小型貨物自動車

所有の普通乗用自動車に追突し、同車に損害を与えるとともに、同人に対し1日間の通院加療を要する被害を与えたもの の運転する

### 報告第4号

## 損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

専決第4号

損害賠償額の決定について

令和4年1月18日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和4年9月2日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決

泄

副

石川県知事

1 相 手 方

2 賠償額 123,837円

3 賠償責任発生の事実

令和4年1月18日午後5時頃、七尾市国分町イ部1番地能登歴史公園センター駐車場において、中能登農林総合事務所技師今川祥樹の運転する普 所有の普通乗用自動車に接触し、同車に損害を与えたもの 通乗用自動車が駐車中の

報告第5号

地方独立行政法人の業務実績に関する評価結果の報告について

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第78条の2第6項の規定により、石川県公立大学法人の業務実績に関する評価結果を次のとおり報告 \$ 2°

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

石川県公立大学法人令和3年度業務実績評価

I 全体評価

中期計画の達成に向け、おおむね順調に実施していると認められる。

グローバル化や情報化が進展する中で国家間の競争はいよいよ熾烈を極め、その一方で、人類の持続的な発展に向けて様々な協調が進められている。 このような時期に少子高齢化と人口減少が進む我が国にあって、知識基盤の確立は必至であり、知の拠点としての大学の役割はいよいよ大きい。石川 県立看護大学及び石川県立大学は、社会のための大学として、教育、研究及び地域貢献に係る使命を果たすべく、平成23年4月に1法人2大学からな る石川県公立大学法人に移行し、現在、第2期中期目標期間を迎えている。

第1期中期目標期間(平成23年度~平成28年度)において、「学生満足度の高い教育の提供」「地域貢献活動の推進」「広報活動の充実」「弾力的・機 動的な運営」を柱に掲げ、石川県公立大学法人が、大学法人の基盤整備に向けて取り組んだ中期目標の達成状況は良好であった。

第2期中期目標期間(平成29年度~令和4年度)においては、「大学教育機能の強化」「地域連携・地域貢献機能の強化」「ガバナンス機能の強化」 を新たな3つの柱に掲げ、教育研究等の機能の改善に向けて重点項目の見直しを行い、一層の改革を進めることとしている。 令和3年度は、第2期中期目標期間の第5事業年度であり、中期計画の達成に向けて年度計画を着実に実行するとともに、「地方創生」についても 対策を講じていくこととしたが、これらのことについてはおおむね達成されたものと判断できる。

ュラム運営を行ったことに加え、外部委員を迎えた「教育の質検証委員会」を開催し意見交換をしたほか、国の保健師助産師看護師学校養成所指定規 び専門看護師(CNS)実習において、研修先の全学生に対するオンラインでの個別指導等により、教育研究の質の確保に努めた。地域貢献活動の推 石川県立看護大学では、学士課程の教育の充実において、平成30年度に改訂されたカリキュラムに基づき、コロナ禍に対応しながら、円滑なカリキ 則の改正に伴う令和4年度からの新しいカリキュラムの改訂について、文部科学省から承認を受けた。大学院課程の教育の充実については、助産学及 進については、認定看護管理者教育課程(サードレベル)及びコロナ禍において日本海側では唯一感染管理認定看護師教育課程を開講するとともに、 県の委託・補助を受けて、感染管理看護実践力向上研修を始め4つの研修を開講し、看護の質の向上に努めた。 今後とも、社会ニーズと国や県の政策に照らした教育課程の充実に努め、県内の市町等との連携や国際交流に努めることで、有為な人材の育成と地 域の健康・福祉の充実に取り組むことが期待される。

した双方向型のオンライン授業の実施、成績優秀者へのCAP制の特例(制限単位を超えた履修を認める)の導入、低学年向けのキャリア形成支援講 採用制度により、大学院生自身の研究のみならず指導教員の研究内容に対し補助を行うことで、さらなる研究遂行能力及び倫理観の育成を図った。地 石川県立大学では、学士課程の教育の充実において、コース制の導入による専門科目の新設等について計画どおり行ったことに加え、ICTを活用 座の開講、令和 4 年度開設に向けた新たなキャリア教育科目の改編に取り組んだ。大学院課程の教育の充実については、リサーチアシスタント(RA) 域産業の発展への貢献については、スマート農業技術の開発・実証プロジェクトや、幻の日本酒「猩々 (しょうじょう)」の商品化、 色障害に関する研究など、県内企業や行政等と連携した研究を推進した。

今後とも、社会ニーズに照らして、新たな農業環境や地域産業の変化に対応できる人材の育成を進めるとともに、地域が抱える課題解決と産学官連 携を通じた産業振興に取り組むことが期待される。

画垣) 計画事業の103項目が順調に実施されており、評価委員会による項目別評価においても、全項目がA評価 大学法人の年度計画全体としては、 どおり進んでいる)となっている。

以上のことから、令和3年度の業務実績の全体としては、中期計画の達成に向け、おおむね順調に実施していると認められる。

業務実績評価の全体評価は以上であるが、大学等の高等教育機関を取り巻く環境を踏まえ、評価委員会は、次のように参考意見を付す。

国際社会は、コロナ禍に加えて国家間の分断が懸念され、さらには人類の持続的な発展が問われている。このような時代にあって、人材の育成こそ 最大の課題であり、高等教育への期待は大きい。両大学においては、学士課程と大学院課程での学生の安定的な確保とともに、両課程にわたる教育研

究の一層の質向上に努めていただきたい。

材の育成であり、基礎から実践に関わる幅広い知の創成であり、社会の問題解決に向けた知的資源の還元である。学部と大学院とを接続する教育課程 は、このような業務を果たすうえでの基幹の組織であり、そこに実業界や地域社会、さらには国際社会との連携が加わることで、特色のある教育が実 高等教育機関である大学は、社会のための知の拠点として、教育・研究・社会貢献を使命とする。それは、市民から高度専門職業人に至る多様な人 施される

石川県立看護大学の大学院課程は、専門分野を特化した教育を実施し、高度な看護実践能力を有する看護師の養成を目指すが、全国的に教育課程の 審査・認定・更新への対応や実務教育のために研究時間が不足がちであり、石川県立看護大学においても、全学的な解決が課題である。 石川県立大学は、生物資源環境学を新しい学問分野とし、サイエンスを基礎とした高度専門技術者の育成を目指すが、ディシプリン(理論)と実践 に係る研究成果を学問として体系化し、それを学部教育にフィードバックすることがこれからも課題である。 看護学と生物資源環境学を掲げる両大学においては、学士課程と大学院課程及びそれらを接続するうえでの課題を分析し、ミッション型(専門職業 人育成の教育)とディシプリン型(学問中心の教育)の地方公立大学として、それぞれが個性を発揮し、その使命を果たすべく改革に取り組んでいた ださたい。

### I 項目別評価

1 石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

ريد 年度計画に記載の34の小項目のうち、3項目が「IV (年度計画を上回って実施している)」、31項目が「Ⅲ (年度計画を順調に実施している)」 認められ、全項目がIV又はⅡ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

自己点検評価の活動として、外部の評価委員を迎え「教育の質検証委員会」を開催し、学生の就職先の看護管理者等へのヒアリング結果や在校 生及び卒業生への教育評価調査結果を踏まえ、教育の内容の更なる質向上のための意見交換を行った。

年度の32名を超える44名全員が課程を修了した。また、県委託事業として、「看護教員現任研修」、「専門的看護実践力研修事業(皮膚・排泄ケア)」、 認定看護管理者教育課程(サードレベル)」を開講し、履修者全員が課程を修了したほか、「感染管理認定看護師教育課程」を開講し、令和2

感染管理看護実践力向上研修」、県補助事業として「専門的看護実践力研修事業(管理者経営研修)」を開講した。

コロナ禍における学生の確保に向けて、WEBオープンキャンパスにおいて、受験生のニーズに応えた新たな動画を作成し、オンデマンド配信 したほか、ホームページ上にて「大学の強み・特色」に関する特設ページや、能登地区出身の卒業生・在校生のインタビュー動画を掲載した。 た、高校の進学指導教員との意見交換会を開催した。

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の40の小項目のうち、4項目が「IV (年度計画を上回って実施している)」、36項目が「II (年度計画を順調に実施している)」 認められ、全項目がIV又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

クトであるブランディング研究を継続的に推進したことに加え、産学官連携学術交流センターの体制強化及び連携強化を進め、石川県産業創出支 「石川発地球規模食糧増産」、「石川発健康寿命延伸」、「石川の自然と生物」をテーマとし、学科横断型で新しい価値を生み出すためのプロジェ 接機構 (ISICO) 及び金沢市への補助金申請数はこれまでで最多の10件にのぼり、そのうち6件が採択となった。 体育館・食堂・サークル室等、学内の共用スペースを中心としたWiーFi環境の整備を行った。また、野々市市内運行バス及び新たな路線バ スの学内への乗り入れのため、大学敷地内のバス走行ルートを整備すると同時に停留所を移設し、通学の利便性を高めた。

コロナ禍における学生の確保に向けて、令和2年度まで県内でのみ開催してきた学生募集説明会を、新たに富山県・長野県において開催したほ か、県内外の高校への訪問、中高生の大学の見学受け入れや、学科の特徴を分かりやすくまとめた広報用ガイドブックを作成した。また、オープ ンキャンパスのオンライン開催、学園祭における対面型でのミニオープンキャンパスを開催した。

3 業務運営の改善・効率化に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の13の小項目の、全項目が「皿(年度計画を順調に実施している)」と認められることから、中期計画の実施状況は計画どおり進 んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

大学のガバナンス体制の構築の観点において、両大学で、新型コロナウイルス感染症に関する対策会議を定期的に開催し、学生への注意喚起や 授業のガイドライン作成等を行ったほか、第3期中期目標期間(令和5年度~令和10年度)に向けて、中期計画に関するワーキンググループを開 催した。また、石川県立看護大学では、学長主導のもとで各々の事業に関するワーキンググループを立ち上げ事業達成に向け検討した。石川県立 大学では、学長以下学長補佐等で構成する学長補佐会議を開催し、大学運営等におけるガバナンスの強化や現場の課題解決等を検討し、教職員の モチベーションの向上に努めた。 教員評価制度の観点において、石川県立看護大学では、令和2年度から試行中の複数年評価制度について、教員へ意見聴取を行い、また、研究 費の配分増等のインセンティブ制度について引き続き検討した。石川県立大学では、コロナ禍で実施できなかった海外研修について、教員の希望 及び今後の支援体制の構築について情報収集を行ったことに加え、競争的資金等の獲得状況に応じた研究費の傾斜配分を継続して実施した。

## 4 財務内容の改善に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

لد 年度計画に記載の6の小項目のうち、1項目が「IV (年度計画を上回って実施している)」、5項目が「II (年度計画を順調に実施している)」 認められ、全項目がIV又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

自己収入の確保に向けて、石川県立看護大学では、「感染管理看護実践力向上研修」等4つの研修を県の委託及び補助を受けて開講した。石川 県立大学では、イノベーション・ジャパン2021、アグリビジネス創出フェア2021等への出展を通して、知的財産や研究シーズについて積極的に発 信したほか、石川県立大学が保有する特許権の有効活用として、大学で保有する特許の実施許諾契約を企業と1件締結し、企業への特許出願前の 有償譲渡を1件行った。 志願者の増加の観点から、石川県立看護大学では、アドミッションアドバイザーの高校訪問を富山県まで拡大したほか、能登地区における将来 の受験生の掘り起こしとして中高生に対するナーシングカフェ「おかえり能登」をオンデマンドで開催した。石川県立大学では、北陸新幹線沿線 にターゲットを絞り、学生募集説明会を新たに富山県・長野県において開催したほか、ホームページのリニューアル、学科の特徴が一目で分かる ように工夫した広報用ガイドブックの作成、SNSへの定期的な投稿により、大学の魅力発信に努めた。

# 5 自己点検評価及び当該状況に係る情報提供に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の3の小項目のうち、1項目が「IV (年度計画を上回って実施している)」、2項目が「II (年度計画を順調に実施している)」と 認められ、全項目がIV又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

石川県立看護大学では、自己点検評価において、外部委員を迎えた「教育の質検証委員会」にて意見交換を行ったほか、SDGs(持続可能な 開発目標)の取り組みについてホームページに特設ページを設けて積極的に発信した。石川県立大学では、認証評価機関による大学評価等を踏ま えて、学内のWiーFi環境の拡大整備や大学案内・広報誌等の大口の発送業務を外部委託したほか、石川県立大学における学術情報リポジトリ (学術論文等を収集しインターネットを介して学内外に提供するシステム) への登録促進を図った。

6 その他業務運営に関する目標

評価 A 計画どおり進んでいる。

年度計画に記載の7の小項目の、全項目が「皿(年度計画を順調に実施している)」と認められることから、中期計画の実施状況は計画どおり進 んでいると評価できる。

令和3年度の実績のうち、次の事項が注目される。

両大学のWiーFi環境を整備するとともに、施設老朽化に対応するため、修繕計画に基づき、石川県立看護大学では、照明制御装置を更新し た。石川県立大学では、環境棟空調設備を更新したほか、電話交換機の更新、生物資源工学研究所・農場の火災報知設備の更新に加え、学内の要 望調査を踏まえて、温室屋根の張替や農場の運営に必要な備品を更新した。

### 報告第6号

### 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、石川県公立大学法人の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度石川県公立大学法人決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事業内容	事 業 量	金額
教育研究事業	学生に対する教育、 教員による研究活動	石川県立看護大学 学生数 375人 石川県立大学 学生数 593人	406, 939
教育研究支援事業	石川県立看護大学附 属地域ケア総合セン ターの運営等	看護職員に対する研修会開催、 調査研究、指導助言	74, 231
	石川県立大学附属生 物資源工学研究所の 運営等	植物・遺伝子・環境等の研究開 発の実施等	
受託研究事業等	民間団体からの受託 事業、国や民間企業 からの受託研究等	石川県立看護大学 看護教員現任研修の実施等 石川県立大学 食品・環境等に関する受託研 究等	105,671

### 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部 1 流動資産 (1) 現金預金 ① 現金 ② 預金 (2) 未収金 (3) その他 2 固定資産			826, 667, 199 641, 970, 305 334, 286 641, 636, 019 184, 545, 903 150, 991 8, 582, 294, 920

負債及び純資産合計	9, 408, 962, 119
(4) 当期未処分利益	41, 339, 622
(3) 積立金	21,860,264
(2) 教育研究等環境改善積立金	76, 605, 109
(1) 前中期目標期間繰越積立金	205, 241, 233
5 利益剰余金	345,046,228
4 資本剰余金	△ 3,611,304,062
3 資本金	11, 391, 699, 658
(2) 退職給付引当金	1,397,520
(1) 資産見返負債	797, 221, 848
2 固定負債	20, 223, 490 798, 619, 368
(9) 前受金 (10) 賞与引当金	3,000,000
	46,011,851
(7) 未払消費税等 (8) 預り金	2, 282, 700
(6) 未払費用	3,096,370
(5) 未払金 (c) +++ 弗里	319,661,580
(4) 前受受託事業費	20,000
(3) 前受共同研究費	15, 525, 823
(2) 前受受託研究費	5, 298, 709
(1) 寄附金債務	69, 780, 404
1 流動負債	484, 900, 927
Ⅱ 負債及び純資産の部	
資 産 合 計	9, 408, 962, 119
③ 特許権仮勘定	6,648,794
② 特許権	5, 648, 399
① ソフトウェア	369,600
(2) 無形固定資産	12,666,793
⑧ 車両運搬具	6,737,416
⑦ 美術品・収蔵品	7,415,000
⑥ 図書	526, 945, 469
⑤ 工具器具備品	222, 639, 701
④ 機械装置	6,042,779
③ 構築物	115, 700, 011
② 建物	4,746,003,293
① 土地	2, 938, 144, 458
(1) 有形固定資産	8, 569, 628, 127

損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

科	目	金	額
I 収益の部 1 経常収益			2,707,243,482

(1) 運営費交付金収益	1,735,716,548
(2) 授業料収益	529, 658, 830
(3) 入学金収益	89, 275, 800
(4) 検定料収益	21,048,600
(5) 受託研究収益	36,848,412
(6) 共同研究収益	64,611,775
(7) 受託事業等収益	5, 318, 231
(8) 補助金等収益	44, 256, 067
(9) 施設費収益	36, 753, 567
(10) 寄附金収益	26, 873, 518
(11) 資産見返負債戻入	60, 405, 196
(12) 財務収益	15, 831
(13) 雑益	56, 461, 107
2 臨時収益	13,769,715
(1) 受託研究等収益	2
(2) 施設費収益	9,886,067
(3) 資産見返負債戻入	3,883,646
収益	经合計 2,721,013,197
Ⅱ 費用の部	
1 経常費用	2,665,903,859
(1) 業務費	2,214,481,148
① 教育経費	250, 512, 678
② 研究経費	156, 426, 703
③ 教育研究支援経費	74,230,752
④ 受託研究費	38, 942, 265
⑤ 共同研究費	62,676,333
⑥ 受託事業費	4,052,556
⑦ 人件費	1,627,639,861
(2) 一般管理費	451, 422, 711
2 臨時損失	13, 769, 716
(1) 固定資産除却損	13, 769, 716
費用	月合計 2,679,673,575
当期純利益	41, 339, 622

### 監 査 意 見

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第13条第4項の規定により、石川県公立大学法人の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年6月21日

### 石川県公立大学法人

監事中島史雄監事松木浩一

### 2 令和4年度石川県公立大学法人事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事業内容	事 業 量	金 額
教育研究事業	学生に対する教育、 教員による研究活動	石川県立看護大学 学生数 372人 石川県立大学 学生数 602人	397, 303
教育研究支援事業	石川県立看護大学附 属地域ケア総合セン ターの運営等	看護職員に対する研修会開催、 調査研究、指導助言	80,723
	石川県立大学附属生 物資源工学研究所の 運営等	植物・遺伝子・環境等の研究開 発の実施等	
受託研究事業等	民間団体からの受託 事業、国や民間企業 からの受託研究等	石川県立看護大学 看護教員現任研修の実施等 石川県立大学 食品・環境等に関する受託研 究等	221, 183

収 支 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

科	目	金	額
T JET VA O JET			千円
I 収益の部			0.050.005
1 経常収益			2,873,935
(1) 運営費交付金収益			1,822,768
(2) 授業料等収益			644,445
(3) 受託研究等収益			221, 183
(4) 補助金等収益			52,964
(5) 資産見返負債戻入			52,307
(6) 教育研究等環境改善積立金	金取崩収益		23,072
(7) 雑益			57, 196
2 臨時収益			0
	収益合計		2,873,935
Ⅱ 費用の部			
1 経常費用			2,873,935
(1) 業務費			2,319,573
① 教育研究経費			397,303
② 教育研究支援経費			80,723
③ 受託研究費等			221, 183
④ 人件費			1,620,364
(2) 一般管理費			502,055
(3) 減価償却費			52,307
2 臨時損失			0
	費用合計		2,873,935
純利益			0

### 報告第7号

### 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人能登原子 カセンターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人能登原子力センター決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
普及啓発事業	原子力に関する知識の普及啓発事業の実施 広報誌「あともす」の発行 エネルギー教育フェアの開催等				4	<sup>千円</sup> 25, 759
能登原子力センター管理 事業	能登原子力も 管理面積		理運営			9,735

### 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			FI
1 流動資産 (1) 現金預金			19, 363, 094
① 現金 ② 預金			9, 687 19, 353, 407
(2) 未収金	流動資産合計		2, 929, 747 22, 292, 841
2 固定資産 (1) 基本財産			10,000,000
① 定期預金			10,000,000
(2) 特定資産 ① 退職給付引当資産			17, 176, 340 17, 176, 340
定期預金			17, 176, 340

(-)	100.000
(3) その他固定資産	169,928
① 電話加入権	169, 928
固定資産	合計 27,346,268
資 産 合 計	49, 639, 109
	43, 033, 103
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	4,683,529
(2) 預り金	143,323
流動負債	合計 4,826,852
2 固定負債	
(1) 退職給付引当金	17, 176, 340
固定負債	合計 17,176,340
負債	合計 22,003,192
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	10,000,000
(うち基本財産への充当	<b>台額</b> ) (10,000,000)
2 一般正味財産	17, 635, 917
正味財産	合計 27,635,917
負債及び正味財産合計	49, 639, 109

### 正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

			h4H + 1 0 1101 H
科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			円
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			199
受取利息			199
② 特定資産運用益			325
受取利息			325
③ 事業収益			24, 181, 000
受託事業収入			24, 181, 000
県受託事業収入			14,762,000
その他受託事業収	入		9,419,000
④ 受取補助金等			43, 146, 548
県補助金			4,690,000
その他補助金			38, 456, 548
⑤ 雑収益			395, 604
雑収入			395,604
ημ. μ.σ. τ	経常収益計		67,723,676
(2) 経常費用			01,120,010
① 事業費			35, 494, 163
9 , , , , ,			
普及啓発事業費	<b>У</b> УСТШ ##.		25, 759, 055
能登原子力センター	官埋質 ————————————————————————————————————		9, 735, 108

② 管理費	27, 950, 339
一般管理費	27, 950, 339
経常費用計	63, 444, 502
当期経常増減額	4, 279, 174
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	4, 279, 174
一般正味財産期首残高	13, 356, 743
一般正味財産期末残高	17, 635, 917
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	10,000,000
指定正味財産期末残高	10,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	27, 635, 917

監 査 意 見

公益財団法人能登原子力センター定款第29条の規定により、公益財団法人能登原子力センターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月13日

公益財団法人 能登原子力センター

 監事
 北山
 章

 監事
 平井
 清

 監事
 浜松
 慎治

2 令和4年度公益財団法人能登原子力センター事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
普及啓発事業	志賀原子力	る知識の普別ともす」の のともす」の 引発電所等の の の の の の の の の の の の の の	路行 見学会	実施	Ę	<sup>千円</sup> 50,859
能登原子力センター管理 事業	能登原子力や 管理面積		里運営		1	12,015

収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

			E 1711 (	7 + 2 /131 11
科	目	子	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
				,
① 基本財産運用益				1
受取利息				1
②特定資産運用益				1
受取利息				1
③ 事業収益				26,715
受託事業収入				26,715
県受託事業収入				16,401
その他受託事業収入				10,314
④ 受取補助金等				4,690
県補助金				4,690
⑤ 受取負担金				38, 459
その他負担金				38,459
⑥ 雑収益				395
雑収入				395
	経常収益計			70, 261
(2) 経常費用				
① 事業費				62,874
普及啓発事業費				50,859
能登原子力センター管	<b>元</b> 理費			12,015
② 管理費	. — 🔨			8,588
一般管理費				8,588
7人口 工具	経常費用計			71,462
当期経常増減額	/江 11 月 月 11 日	Δ		1,201
—17971/12 111 - EL 1/2/112				1,201

2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,201
一般正味財産期首残高	17, 207
一般正味財産期末残高	16,006
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	10,000
指定正味財産期末残高	10,000
Ⅲ 正味財産期末残高	26,006

### 報告第8号

### 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人北陸先端 科学技術大学院大学支援財団の経営状況を次のとおり報告する。

### 令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

### 1 令和3年度公益財団法人北陸先端科学技術大学院大学支援財団決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
教育研究助成事業	教員及び学生	<b>三が行う調査</b> 研	研究等に対す	る助成	1	18,373
産学官連携事業	民間企業との共同研究等の実施に対する助成、 産学官交流の場の提供等				2	20, 741
奨学資金助成事業	北陸三県に就 に対する奨学	扰職を希望する 対験をの助成	る学生及び特	に優秀な学生		3,918

### 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			円
1 流動資産			
(1) 現金預金			44, 767, 639
① 現金			50,000
② 預金			44, 717, 639
(2) 有価証券			1,906,500
(3) 未収金			1, 262, 232
(4) 立替金			698
(5) 仮払金			4,737,600
	流動資産合計		52, 674, 669
2 固定資産			
(1) 基本財産			3, 298, 693, 500
① 県長期貸付金			950,000,000
② 投資有価証券			2, 348, 693, 500
③ 基本財産積立普通預金			0

(2) 特定資産	144, 400, 000
① 大学振興基金積立金	144, 400, 000
投資有価証券	144, 400, 000
固定資産合計	3, 443, 093, 500
資 産 合 計	3, 495, 768, 169
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	394, 572
(2) 預り金	74, 150
流動負債合計	468,722
2 固定負債	0
負債合計	468, 722
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	3, 495, 299, 447
(うち基本財産への充当額)	(3, 298, 693, 500)
(うち特定資産への充当額)	(144, 400, 000)
正味財産合計	3, 495, 299, 447
負債及び正味財産合計	3, 495, 768, 169

### 正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

			<b>一一一一</b>
科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			円
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			52, 314, 949
受取利息			52, 314, 949
② 特定資産運用益			3,702,204
受取利息			3,702,204
③ 受取返還金			552,500
④ 雑収益			26, 492
受取利息			26,492
	経常収益計		56, 596, 145
(2) 経常費用			
① 事業費			43,032,031
教育研究助成事業費			18, 373, 266
産学官連携事業費			20,741,253
奨学資金助成事業費			3,917,512
② 管理費			5,621,572
一般管理費			5,621,572
	経常費用計		48,653,603
当期経常増減額			7,942,542

2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	7, 942, 542
一般正味財産期首残高	3, 487, 356, 905
一般正味財産期末残高	3, 495, 299, 447
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
Ⅲ 正味財産期末残高	3,495,299,447

監 査 意 見

公益財団法人北陸先端科学技術大学院大学支援財団定款第24条の規定により、公益財団法人北陸 先端科学技術大学院大学支援財団の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について 監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月25日

公益財団法人 北陸先端科学技術大学院大学支援財団

監事 西田 章 監事 北山 章

### 2 令和4年度公益財団法人北陸先端科学技術大学院大学支援財団事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
教育研究助成事業	教員及び学生	が行う調査研	研究等に対す	る助成	2	25, 522
産学官連携事業	民間企業との共同研究等の実施に対する助成、 産学官交流の場の提供等				3	31,749
奨学資金助成事業	北陸三県に就 に対する奨学	職を希望する 資金の助成	る学生及び特	に優秀な学生		5,030

### 収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

		_	上 771	5 平 5 万 51 に
科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				54,885
受取利息				54,885
② 特定資産運用益				3,758
受取利息				3,758
③ 受取返還金				120
④ 雑収益				52
受取利息				52
	経常収益計			58,815
(2) 経常費用				
① 事業費				62,301
教育研究助成事業費				25, 522
産学官連携事業費				31,749
奨学資金助成事業費				5,030
② 管理費				5,809
一般管理費				5,809
	経常費用計			68, 110
当期経常増減額		Δ		9,295
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0
当期一般正味財産増減額		Δ		9, 295
一般正味財産期首残高				3,494,196
一般正味財産期末残高				3,484,901

II	指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	0
	指定正味財産期末残高	0
Ш	正味財産期末残高	3,484,901

### 報告第9号

### 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奥能登開 発公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人奥能登開発公社決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
観光施設等整備事業	奥能登地域の	)観光施設等	整備		7	8,545
教育施設等整備支援事業	奥能登地域の教育施設等整備支援				12	9,803
能登地域活性化支援事業	のと里山空港 客・交流促進		進支援、能登	地域の観光誘	2	3, 241

### 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
			円
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金預金			16, 579, 937
① 預金			16, 579, 937
	流動資産合計		16, 579, 937
2 固定資産			
(1) 基本財産			105,000,000
① 定期預金			105,000,000
(2) 特定資産			471, 787, 960
① 能登地域活性化基金			272,049,550
② 能登空港運航安定化基金			199, 738, 410
(3) その他固定資産			717, 013, 854
① 建物			557, 117, 484
② 構築物			1
③ 什器備品			5,871,896
④ 長期未収金			32,662,000
⑤ 建物仮勘定			121, 362, 473

(4) 出資金	20,000
固定資産合計	1,293,821,814
資 産 合 計	1,310,401,751
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	5,720,782
流動負債合計	5,720,782
2 固定負債	
(1) 長期借入金	32,662,000
① 金融機関借入金	32,662,000
固定負債合計	32,662,000
負債合計	38, 382, 782
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	737, 838, 327
(うち基本財産への充当額)	(105, 000, 000)
(うち特定資産への充当額)	(471, 787, 960)
2 一般正味財産	534, 180, 642
正味財産合計	1,272,018,969
負債及び正味財産合計	1,310,401,751

### 正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

		王	<b>令相4年3月31日</b>
科	目	金	額
			円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			36, 110
受取利息			36, 110
② 受取補助金等			196, 610, 509
県補助金			99, 265, 131
輪島市補助金			41, 378, 616
珠洲市補助金			25, 557, 510
指定正味財産からの	振替額		30, 409, 252
③ 雑収益			115, 409
固定資産売却益			109,999
受取利息			5,010
受取配当金			400
	経常収益計		196, 762, 028
(2) 経常費用			
① 事業費			231, 589, 285
観光施設等整備事業	費		78, 544, 648
減価償却費			42, 036, 738
委託費			25, 557, 510
租税公課			10, 950, 400

教育施設等整備支援事業費	129, 803, 347
長期未収金回収額	129, 460, 000
支払利息	343, 347
能登地域活性化支援事業費	23, 241, 290
② 管理費	227, 448
一般管理費	227, 448
経常費用計	231, 816, 733
当期経常増減額	△ 35,054,705
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 35,054,705
一般正味財産期首残高	569, 235, 347
一般正味財産期末残高	534, 180, 642
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
特定資産運用益	127, 368, 964
一般正味財産への振替額	△ 30,409,252
当期指定正味財産増減額	96, 959, 712
指定正味財産期首残高	640, 878, 615
指定正味財産期末残高	737, 838, 327
Ⅲ 正味財産期末残高	1,272,018,969

### 監 査 意 見

公益財団法人奥能登開発公社定款第28条の規定により、公益財団法人奥能登開発公社の令和3年 度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認 めます。

令和4年5月10日

公益財団法人 奥能登開発公社

監事 田 代 克 弘 監事 北 川 利 美

### 2 令和4年度公益財団法人奥能登開発公社事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
観光施設等整備事業 奥能登地域の観光施設等整備				39	5,063	
教育施設等整備支援事業 奥能登地域の教育施設等整備支援			3	2,753		
能登地域活性化支援事業 のと里山空港の利活用促進支援、能登地域の観光誘 客・交流促進支援				3	0,000	

### 収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				4
受取利息				4
② 受取補助金等				422,947
県補助金				30, 124
輪島市補助金				13,580
指定正味財産からの振	<b></b>			379, 243
③ 雑収益				3
受取利息				2
受取配当金				1
	経常収益計			422,954
(2) 経常費用				
① 事業費				457,816
観光施設等整備事業費				395,063
減価償却費				47,110
委託費				337,002
租税公課				10,951
教育施設等整備支援事業	業費			32,753
長期未収金回収額				32,662
支払利息				91
能登地域活性化支援事業	業費			30,000
② 管理費				107
一般管理費				107
	経常費用計			457, 923
当期経常増減額		Δ		34,969
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0

	当期経常外増減額		0
	当期一般正味財産増減額	Δ	34, 969
	一般正味財産期首残高		534, 178
	一般正味財産期末残高		499, 209
II	指定正味財産増減の部		
	特定資産運用益		245, 151
	一般正味財産への振替額	$\triangle$	379, 243
	当期指定正味財産増減額	Δ	134,092
	指定正味財産期首残高		739,622
	指定正味財産期末残高		605, 530
Ш	正味財産期末残高		1, 104, 739

## 報告第10号

## 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、北陸エアターミナルビル株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

## 令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度北陸エアターミナルビル株式会社決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
ターミナルビル管理運営 事業	貸室業及び物	<b>加品販売業等</b>			1,10	)5, 512

#### 貸 借 対 照 表

科	目	金	額
I 資産の部			Н
1 流動資産			3, 465, 390, 417
(1) 現金預金			3, 390, 688, 456
(2) 売掛金			29, 630, 561
(3) 商品			18,093,840
(4) 貯蔵品			2, 325, 075
(5) 前払費用			1, 188, 384
(6) 仮払金			38,976
(7) 未収入金			23, 425, 125
2 固定資産			1,622,425,675
(1) 有形固定資産			1, 469, 702, 161
① 建物			1, 322, 822, 603
② 構築物			61, 463, 484
③ 機械装置			15, 301, 368
④ 車両運搬具			4, 983, 937
⑤ 工具器具備品			62, 341, 664
⑥ リース資産			883,300
⑦ 建設仮勘定			1,905,805
(2) 無形固定資産			14, 599, 314
① ソフトウェア			13, 395, 612

② 電話加入権	1, 203, 702
(3) 投資その他の資産	138, 124, 200
① 投資有価証券	10,500,001
② 繰延税金資産	116, 533, 444
③ 長期前払費用	9,647,755
④ その他の投資	1,443,000
資 産 合 計	5, 087, 816, 092
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	197, 108, 905
(1) 買掛金	20, 337, 780
(2) リース債務	953, 964
(3) 未払費用	73,088,741
(4) 未払法人税等	9, 118, 900
(5) 未払消費税等	8,087,600
(6) 前受収益	65, 491, 649
(7) 預り金	6,171,271
(8) 賞与引当金	13,859,000
2 固定負債	296, 846, 635
(1) 敷金	3,806,635
(2) 退職給付引当金	293,040,000
負 債 合 計	493, 955, 540
Ⅲ 純資産の部	
1 株主資本	4, 593, 860, 552
(1) 資本金	800,000,000
(2) 資本剰余金	438, 952, 761
(3) 利益剰余金	3, 354, 907, 791
純 資 産 合 計	4, 593, 860, 552
負債及び純資産合計	5, 087, 816, 092

損 益 計 算 書

科	目	金	額
I 売上総利益			Н
1 売上高			1,041,561,257
(1) 不動産管理事業収入			673, 830, 846
(2) 附帯事業収入			367, 730, 411
2 売上原価			573, 845, 558
(1) 不動産管理事業収入原価			305, 808, 023
(2) 附帯事業収入原価			268, 037, 535
売 上 総 利 益	É		467, 715, 699
Ⅱ 販売費及び一般管理費			531,666,749
営 業 損 失	÷		63, 951, 050

Ⅲ 営業外損益	
1 営業外収益	57, 595, 882
(1) 受取利息	7,238
(2) 受取配当金	250, 300
(3) 雑収入	57, 338, 344
2 営業外費用	0
経 常 損 失	6, 355, 168
IV 特別損益	
1 特別利益	0
2 特別損失	202,746
(1) 固定資産除却損	202,746
税引前当期純損失	6,557,914
法 人 税 等	△ 735,898
当 期 純 損 失	5, 822, 016

会社法(平成17年法律第86号)第436条第1項の規定により、北陸エアターミナルビル株式会社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月25日

北陸エアターミナルビル株式会社

 監查役
 金
 戸
 清 外 志

 監查役
 梅
 田
 利
 和

 監查役
 中
 田
 浩

2 令和4年度北陸エアターミナルビル株式会社事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
ターミナルビル管理運営 事業	貸室業及び物	物品販売業等			1,242	2,300

収 支 予 算 書

科	目	予	算	額
				千円
I 収益の部				
1 営業収益				1,221,300
2 営業外収益				39,900
	収益合計			1,261,200
Ⅱ 費用の部				
1 営業費用				1,242,300
2 営業外費用				0
	費用合計			1,242,300

## 報告第11号

## 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、能登空港ターミナルビル株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度能登空港ターミナルビル株式会社決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
ターミナルビル管理運営 事業	貸室業及び空	E港関連業務 <i>0</i>	)受託等		28	8,992

## 貸 借 対 照 表

		T	
科	目	金	額
I 資産の部			н
× 1,			
1 流動資産			1,064,509,458
(1) 現金預金			1,034,707,548
(2) 売掛金			26, 069, 728
(3) 商品			751,437
(4) 貯蔵品			713, 165
(5) 立替金			2, 267, 580
2 固定資産			244, 037, 318
(1) 有形固定資産			239, 235, 933
① 建物			213, 114, 870
② 構築物			284,665
③ 機械装置			2,979,167
④ 車両運搬具			6,047,482
⑤ 工具器具備品			15, 885, 840
⑥ 建設仮勘定			923, 909
(2) 無形固定資産			291, 200
① 電話加入権			291, 200
(3) 投資その他の資産			4,510,185
① 出資金			20,000

O HEROLD A Marks	
② 繰延税金資産	4,281,225
③ 長期前払費用	208,960
資 産 合 計	1, 308, 546, 776
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	36, 632, 142
(1) 未払費用	16,648,448
(2) 未払法人税等	7, 132, 700
(3) 未払消費税等	352,700
(4) 前受収益	10, 573, 575
(5) 預り金	482,617
(6) 賞与引当金	1,442,102
2 固定負債	9, 645, 252
(1) 退職給付引当金	9,645,252
負 債 合 計	46, 277, 394
Ⅲ 純資産の部	
1 株主資本	1,262,269,382
(1) 資本金	1,000,000,000
(2) 利益剰余金	262, 269, 382
純 資 産 合 計	1, 262, 269, 382
負債及び純資産合計	1, 308, 546, 776

損 益 計 算 書

			7144年3月31日
科	目	金	額
			円
I 売上総利益			
1 売上高			304, 952, 314
(1) 不動産管理事業収入			111, 289, 098
(2) 附帯事業収入			193,663,216
2 売上原価			253, 030, 191
(1) 不動産管理事業収入原価			84,661,334
(2) 附帯事業収入原価			168, 368, 857
売 上 総 利	益		51,922,123
Ⅱ 販売費及び一般管理費			35, 962, 011
営 業 利	益		15, 960, 112
Ⅲ 営業外損益			
1 営業外収益			1,677,582
(1) 受取利息			888
(2) 受取配当金			400
(3) 雑収入			1,676,294
2 営業外費用			0
経 常 利	益		17, 637, 694

IV 特別損益	
1 特別利益	1,488,841
(1) 補助金受入額	1,488,841
2 特別損失	1,488,841
(1) 固定資産圧縮損	1,488,841
税引前当期純利益	17,637,694
法 人 税 等	5,710,829
当 期 純 利 益	11,926,865

会社法(平成17年法律第86号)第436条第1項の規定により、能登空港ターミナルビル株式会社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和 4 年 5 月23日

能登空港ターミナルビル株式会社

 監査役
 北
 山
 章

 監査役
 沢
 田
 隆

 監査役
 山
 下
 孝
 明

2 令和4年度能登空港ターミナルビル株式会社事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
ターミナルビル管理 事業	運営 貸室業及び	空港関連業務	の受託等		29	98, 455

収 支 予 算 書

科	目	予	算	額
				千円
I 収益の部				
1 営業収益				214 726
1 呂耒収益				314,726
2 営業外収益				9
	収益合計			314,735
Ⅱ 費用の部				
1 営業費用				298, 455
2 営業外費用				0
	費用合計			298, 455

## 報告第12号

## 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、へぐら航路株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度へぐら航路株式会社決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
定期航路事業	輪島、舳倉島 送事業	間の定期航路	各に係る旅客	及び貨物の運		98,317

#### 貸 借 対 照 表

科	目	金	額
I 資産の部			円
1 流動資産			61, 129, 832
(1) 現金預金			20, 569, 916
(2) 未収金			40, 345, 252
(3) その他流動資産			214,664
2 固定資産			231,076
(1) 有形固定資産			231,076
① 建物			1
② その他固定資産			231,075
資 産 合	計		61,360,908
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			47,082,487
(1) 短期借入金			45,000,000
(2) 未払金			1,522,818
(3) 預り金			559,669
2 固定負債			4,200,000
(1) 退職給付引当金			4,200,000
負 債 合	計		51, 282, 487

Ⅲ 純資産の部		
1 株主資本		10,078,421
(1) 資本金		50,000,000
(2) 利益剰余金	$\triangle$	39, 921, 579
純 資 産 合 計		10, 078, 421
負債及び純資産合計		61, 360, 908

# 損 益 計 算 書

			<b>令相4年3月31日</b>
科	目	金	額
- W.W. I.I. V			Ħ
I 営業損益			22 /12 222
1 営業収益			22,418,620
(1) 乗客収入			10, 512, 210
(2) 貨物収入			11,906,410
2 営業費用			98, 317, 016
(1) 運送費			38, 449, 073
(2) 一般管理費			57, 988, 889
(3) 保険料等			1,780,722
(4) 減価償却費			98,332
営 業 損 失	<del>-</del>		75, 898, 396
Ⅱ 営業外損益			
1 営業外収益			75, 967, 779
(1) 受取利息			219
(2) 受取補助金等			75, 472, 428
① 国補助金			37, 227, 808
② 県補助金			30,619,602
③ 輪島市補助金			7,625,018
(3) 雑収入			495, 132
2 営業外費用			69,383
(1) 支払利息			69,383
経 常 利 益			0
Ⅲ 特別損益			
1 特別利益			0
2 特別損失			0
税引前当期純利益			0
法 人 税 等	<u> </u>		0
当 期 純 利 益	È		0

会社法(平成17年法律第86号)第436条第1項の規定により、へぐら航路株式会社の令和3年度 事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認め ます。

令和4年5月18日

#### へぐら航路株式会社

 監査役
 端
 根
 豪
 男

 監査役
 茶
 花
 隆
 一

 監査役
 中
 野
 豊

#### 2 令和4年度へぐら航路株式会社事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
定期航路事業	輪島、 <sup>魚</sup> 送事業	曲倉島間の定期	航路に係る旅	客及び貨物の運	10	)3,844

収 支 予 算 書

科	目	予	算	額
				千円
I 収益の部				
1 営業収益				27,700
2 営業外収益				76,214
	収益合計			103, 914
Ⅱ 費用の部				
1 営業費用				103,844
2 営業外費用				70
	費用合計			103,914

## 報告第13号

## 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、のと鉄道株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

#### 1 令和3年度のと鉄道株式会社決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
鉄道事業	鉄道旅客運送	鉄道旅客運送			44	·9,941
その他事業	国内旅行業、	国内旅行業、物品販売業等				2,602

#### 貸 借 対 照 表

科	目	金	額
工次式の初			PI
I 資産の部			
1 流動資産			184, 455, 038
(1) 現金預金			57,841,059
(2) 未収運賃			3, 983, 003
(3) 未収金			93,667,354
(4) 売掛金			550, 727
(5) 商品			1,831,864
(6) 貯蔵品			25, 644, 501
(7) 前払費用			862,940
(8) その他流動資産			73, 590
2 固定資産			47, 231, 594
(1) 鉄道事業固定資産			42, 626, 981
① 有形固定資産			42, 318, 975
② 無形固定資産			308,006
			*
			304,613
① 有形固定資産			231,813
② 無形固定資産			72,800
(3) 投資その他の資産			4,300,000
資 産 合	計		231, 686, 632

Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	56, 799, 084
(1) 未払金	30,087,711
(2) 未払法人税等	2,702,200
(3) 未払費用	10,877,400
(4) 預り連絡運賃	684, 160
(5) 預り金	1,950,986
(6) 預り旅行券代	1,369,980
(7) 前受運賃	5,034,587
(8) 前受金	2, 168, 539
(9) 買掛金	1,923,521
2 固定負債	9,560,329
(1) 退職給付引当金	5,999,979
(2) 資産除去債務	3, 560, 350
負 債 合 計	66, 359, 413
Ⅲ 純資産の部	
1 株主資本	165, 327, 219
(1) 資本金	450,000,000
(2) 利益剰余金	△ 284,672,781
純 資 産 合 計	165, 327, 219
負債及び純資産合計	231, 686, 632

損 益 計 算 書

		土	中相4平3月31日
科	目	金	額
I 営業損益 1 鉄道事業 (1) 営業収益 ① 旅客運輸収入 ② 運輸雑収 (2) 営業費 ① 運送費 ② 一般管理費			114, 696, 433 101, 751, 446 12, 944, 987 449, 941, 484 347, 918, 522 80, 443, 384
<ul><li>③ 租税公課</li><li>④ 減価償却費</li></ul>			11,655,690 9,923,888
	鉄道事業営業損失		335, 245, 051
2 その他事業 (1) 営業収益 (2) 営業費			29, 283, 187 32, 601, 623
	その他事業営業損失		3, 318, 436
全事業営業:	損 失		338, 563, 487
Ⅱ 営業外損益 1 営業外収益			284,007,389

(1) 受取利息	1,512
(2) 受取補助金等	281, 857, 365
① 県補助金	77, 376, 190
② その他補助金	204, 481, 175
(3) 雑収入	2, 148, 512
2 営業外費用	0
経 常 損 失	54, 556, 098
Ⅲ 特別損益	
1 特別利益	127, 592, 965
(1) 固定資産売却益	1,723,439
(2) 地方公共団体等補助金	125, 869, 526
2 特別損失	73, 241, 050
(1) 固定資産除却損	932,074
(2) 固定資産圧縮損	72, 308, 976
税引前当期純損失	204, 183
法 人 税 等	536, 500
当 期 純 損 失	740,683

会社法(平成17年法律第86号)第436条第1項の規定により、のと鉄道株式会社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月30日

#### のと鉄道株式会社

 監査役
 山
 本
 英
 博

 監査役
 神
 座
 治
 彦

#### 2 令和4年度のと鉄道株式会社事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
鉄道事業	鉄道旅客運送	<u> </u>			39	1,600
その他事業	国内旅行業、	物品販売業等	<del></del>		3	7,900

収 支 予 算 書

科	Ħ	予	算	額
I 収益の部				千円
1 鉄道事業				252 000
				352,900
(1) 営業収益				134,600
(2) 営業外収益				218,300
2 その他事業				41,300
(1) 営業収益				41,300
(2) 営業外収益				0
3 特別利益				120,700
	収益合計			514,900
Ⅱ 費用の部				
1 鉄道事業				391,600
(1) 営業費用				391,600
(2) 営業外費用				0
2 その他事業				37,900
(1) 営業費用				37,900
(2) 営業外費用				0
3 特別損失				85,600
	費用合計			515, 100

## 報告第14号

## 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、IRいしかわ鉄道株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度IRいしかわ鉄道株式会社決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
鉄道事業	鉄道旅客運送				2,095	5,087

貸 借 対 照 表

科	目	金	額
I 資産の部			円
1 流動資産			3, 192, 656, 646
(1) 現金預金			2, 308, 771, 591
(2) 未収運賃			80, 844, 323
(3) 未収金			727, 209, 119
(4) 貯蔵品			62, 806, 128
(5) 前払費用			12, 308, 655
(6) その他流動資産			716,830
2 固定資産			625, 272, 049
(1) 鉄道事業固定資産			579, 815, 805
① 有形固定資産			547, 584, 879
② 無形固定資産			32, 230, 926
(2) 建設仮勘定			41,070,848
(3) 投資その他の資産			4, 385, 396
資 産 合	計		3, 817, 928, 695
 Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			913, 596, 654
(1) 未払金			680, 424, 060
(2) 未払費用			4,821,339
(3) 未払法人税等			27, 139, 600

(4) 未払消費税等	44, 322, 000
(5) 預り連絡運賃	53,841,008
(6) 前受運賃	64,558,740
(7) 賞与引当金	33, 415, 527
(8) その他流動負債	5,074,380
2 固定負債	175, 658, 800
(1) 退職給付引当金	12, 265, 830
(2) 役員退職慰労引当金	2,088,000
(3) 圧縮未決算勘定	36,070,848
(4) 特別修繕引当金	125, 234, 122
負 債 合 計	1, 089, 255, 454
Ⅲ 純資産の部	
1 株主資本	2,728,673,241
(1) 資本金	2,006,000,000
(2) 利益剰余金	722, 673, 241
純 資 産 合 計	2, 728, 673, 241
負債及び純資産合計	3, 817, 928, 695

# 損 益 計 算 書

		至	令和4年3月31日
科	目	金	額
			Ħ
I 営業損益			
1 営業収益			2,057,579,938
(1) 旅客運輸収入			831, 310, 140
(2) 鉄道線路使用料収入			470,610,522
(3) 運輸雑収			755, 659, 276
2 営業費			2,095,087,336
(1) 運送費			1,718,206,993
(2) 一般管理費			261, 649, 020
(3) 租税公課			56, 562, 114
(4) 減価償却費			58,669,209
営 業 損	失		37, 507, 398
Ⅱ 営業外損益			
1 営業外収益			318, 714, 215
(1) 受託工事収入			305, 453, 519
(2) 受取利息			51, 175
(3) 有価証券利息			9,975
(4) 雑収入			13, 199, 546
2 営業外費用			283, 463, 047
(1) 受託工事支出			283, 351, 650
(2) 雑損失			111,397
経 常 損	失		2, 256, 230

Ⅲ 特別損益	
1 特別利益	225, 334, 357
(1) 地方公共団体等補助金	225, 334, 357
2 特別損失	160, 877, 787
(1) 固定資産圧縮損	160,877,787
税引前当期純利益	62, 200, 340
法 人 税 等	18, 118, 605
当 期 純 利 益	44,081,735

会社法(平成17年法律第86号)第436条第1項の規定により、IRいしかわ鉄道株式会社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月31日

I Rいしかわ鉄道株式会社 監査役 北 山 章

#### 2 令和4年度IRいしかわ鉄道株式会社事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区	分	事	業	内	容	金	額
鉄道事業		鉄道旅客運送				2, 199	9, 185

収 支 予 算 書

科	B	予	算	額
I 収益の部				千円
1 営業収益				2,076,910
2 営業外収益				118,400
3 特別利益				187,430
	収益合計			2,382,740
Ⅱ 費用の部				
1 営業費用				2, 199, 185
2 営業外費用				108,000
3 特別損失				37,430
	費用合計			2,344,615

## 報告第15号

## 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県県 民ボランティアセンターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県県民ボランティアセンター決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区分	事 業 内 容	金 額
相談事業	ボランティア活動に関する相談	<sup>千円</sup> 41
財政的支援事業	ボランティア活動保険料の助成 災害ボランティア活動に係る必要物品の備蓄	6,903
情報収集・提供事業	交流名簿の作成 インターネットによるボランティア情報の発信	333
普及・啓発事業	災害ボランティアに関する研修会の開催等 ボランティアに関する講習会等への助成	735
県受託事業	石川県NPO活動支援センターの管理運営 災害ボランティアコーディネーター養成研修会の開催等	14, 227

貸 借 対 照 表

科	E	金	額
- 4-1-1-			円
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金預金			14, 439, 429
① 現金			86,530
② 預金			14, 352, 899
(2) 未収金			1,723,021
	流動資産合計		16, 162, 450
2 固定資産			
(1) 基本財産			30,000,000
① 県長期貸付金			30,000,000

(2) 特定資産	1, 102, 000, 000
① 県民ボランティア基金	1, 102, 000, 000
県長期貸付金	1,080,000,000
定期預金	22,000,000
固定資産合計	1, 132, 000, 000
者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1, 148, 162, 450
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	995, 312
(2) 預り金	90, 217
流動負債合計	1,085,529
2 固定負債	0
負債合計	1,085,529
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	30,000,000
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)
2 一般正味財産	1, 117, 076, 921
(うち特定資産への充当額)	(1, 102, 000, 000)
正味財産合計	1, 147, 076, 921
負債及び正味財産合計	1, 148, 162, 450

## 正味財産増減計算書

		土	市和4年3月31日
科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			Н
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			237, 946
受取利息			237, 946
② 特定資産運用益			8, 353, 504
受取利息			8,353,504
③ 事業収益			14, 227, 434
受託事業収入			14, 227, 434
県受託事業収入			14, 227, 434
④ 雑収益			317, 160
雑収入			317, 160
	経常収益計		23, 136, 044
(2) 経常費用			
① 事業費			22, 239, 228
相談事業費			40,700
財政的支援事業費			6,903,438
情報収集・提供事業費			332,660
普及・啓発事業費			734,996
県受託事業費			14, 227, 434

② 管理費	525, 401
一般管理費	525,401
経常費用計	22,764,629
当期経常増減額	371,415
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	371,415
一般正味財産期首残高	1, 116, 705, 506
一般正味財産期末残高	1,117,076,921
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	30,000,000
指定正味財産期末残高	30,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	1, 147, 076, 921

公益財団法人石川県県民ボランティアセンター定款第26条の規定により、公益財団法人石川県県 民ボランティアセンターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をし た結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月18日

公益財団法人 石川県県民ボランティアセンター

 監事
 吉
 江
 英
 一

 監事
 北
 山
 章

#### 2 令和4年度公益財団法人石川県県民ボランティアセンター事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事 業 内 容	金額
相談事業	ボランティア活動に関する相談	<sup>千円</sup> 93
財政的支援事業	ボランティア活動保険料の助成	6,800
情報収集・提供事業	交流名簿の作成 インターネットによるボランティア情報の発信	880
普及・啓発事業	災害ボランティアに関する研修会の開催等 ボランティアに関する講習会等への助成	1,826
県受託事業	石川県NPO活動支援センターの管理運営 災害ボランティアコーディネーター養成研修会の開 催等	14, 487
災害対策事業	災害ボランティア活動に対する支援	11,500

## 収 支 予 算 書

科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部 (1) 経常収益				
① 基本財産運用益 受取利息 ② 特定資産運用益 受取利息				210 210 7,479 7,479
③ 事業収益 受託事業収入 県受託事業収入				14, 487 14, 487 14, 487
④ 雑収益 雑収入	経常収益計			320 320 22,496
(2) 経常費用	The Ite Name H			, 100
<ol> <li>事業費</li> <li>相談事業費</li> </ol>				35, 586 93
財政的支援事業費 情報収集·提供事業費				6,800 880
普及・啓発事業費				1,826
県受託事業費 災害対策事業費				14, 487 11, 500

② 管理費	570
一般管理費	570
経常費用計	36, 156
当期経常増減額	△ 13,660
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 13,660
一般正味財産期首残高	1, 115, 820
一般正味財産期末残高	1, 102, 160
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	30,000
指定正味財産期末残高	30,000
Ⅲ 正味財産期末残高	1, 132, 160

## 報告第16号

## 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人いしかわ県民文化振興基金の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人いしかわ県民文化振興基金決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
文化振興事業	文化に関する 進に対する支	・鑑賞機会の打 で援	是供及び文化	活動の参加促	1	12,260
人材育成事業	文化の振興を	:担う人材の7	育成に対する	支援	2	22,911
文化情報発信事業	文化に関する	情報の収集	・発信		1	17,209
文化財保存修復促進事業	文化財保存修 する助成	。 復工房を利用 で	用して行う文	化財修復に対		716
文化活動支援事業	県内文化団体	等の自発的な	な文化活動に	対する助成	6	53,224

#### 貸 借 対 照 表

科	目	金	額
I 資産の部			円
1 流動資産			
(1) 現金預金			153, 396, 186
① 預金			153, 396, 186
(2) 未収収益			3,470,700
	流動資産合計		156,866,886
2 固定資産			
(1) 基本財産			12,000,000,000
① 県長期貸付金			12,000,000,000
(2) 特定資産			47, 455, 505
① 事業積立資産			47, 455, 505
定期預金			47, 455, 505

<del>_</del>	
(3) その他固定資産	120, 384
① 図書	120,384
固定資産合計	12,047,575,889
資 産 合 計	12, 204, 442, 775
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	93,004,423
流動負債合計	93,004,423
2 固定負債	0
負債合計	93,004,423
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	12,000,000,000
(うち基本財産への充当額)	(12,000,000,000)
2 一般正味財産	111, 438, 352
(うち特定資産への充当額)	(47, 455, 505)
正味財産合計	12, 111, 438, 352
負債及び正味財産合計	12, 204, 442, 775

## 正味財産増減計算書

			1414 4 2 11911
科	目	金	額
1 一, 処工は肚を検送の効			Ħ
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			118,647,575
受取利息			118,647,575
② 特定資産運用益			874
受取利息			874
③ 雑収益			5,612,802
雑収入			5,612,802
	経常収益計		124, 261, 251
(2) 経常費用			
① 事業費			116, 319, 979
文化振興事業費			12, 259, 888
人材育成事業費			22,910,840
文化情報発信事業費			17, 209, 445
文化財保存修復促進事	業費		716,000
文化活動支援事業費	•		63, 223, 806
② 管理費			1, 158, 922
一般管理費			1, 158, 922
	経常費用計		117, 478, 901
当期経常増減額	7-1-1-2-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-		6,782,350

2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	6, 782, 350
一般正味財産期首残高	104,656,002
一般正味財産期末残高	111,438,352
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	12,000,000,000
指定正味財産期末残高	12,000,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	12, 111, 438, 352

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金定款第28条の規定により、公益財団法人いしかわ県民文 化振興基金の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その 内容は適正であると認めます。

令和4年5月10日

公益財団法人 いしかわ県民文化振興基金

監事 北山 章 監事 西田哲次

#### 2 令和4年度公益財団法人いしかわ県民文化振興基金事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
文化振興事業	文化に関する 進に対する支	鑑賞機会の打 接	是供及び文化	活動の参加促	2	20,682
人材育成事業	文化の振興を	文化の振興を担う人材の育成に対する支援			の育成に対する支援 19,1	
文化情報発信事業 文化に関する情報の収集・発信				866		
文化財保存修復促進事業 文化財保存修復工房を利用して行う文化財修復に対する助成				1,000		
文化活動支援事業	県内文化団体	等の自発的	な文化活動に	対する助成	8	60,500

#### 収 支 予 算 書

			E	5年3月31日
科	目	子	算	額
1 加工吐肚 玄描述 4 並				千円
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				117,000
① 基本財産運用益				117, 292
受取利息				117, 292
② 特定資産運用益				5
受取利息				5
	経常収益計			117, 297
(2) 経常費用				
① 事業費				122, 221
文化振興事業費				20,682
人材育成事業費				19, 173
文化情報発信事業費				866
文化財保存修復促進	事業費			1,000
文化活動支援事業費				80,500
② 管理費				1,179
一般管理費				1,179
	経常費用計			123,400
当期経常増減額		Δ		6, 103
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0
当期一般正味財産増減額		Δ		6, 103
一般正味財産期首残高				99, 924
一般正味財産期末残高				93,821

$\Pi$	指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	12,000,000
	指定正味財産期末残高	12,000,000
Ш	正味財産期末残高	12,093,821

## 報告第17号

## 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県音楽文化振興事業団の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県音楽文化振興事業団決算状況

事 業 実 績

	X	分	事業内名	容	事	業	量	金	額
オーケストラ運営事業会計	オーケス	トラ運営事業	運営 オサ 自依事 エ ラ沢事 ケブ 主依事 ユ、合アン団次アン団す ナサのカサの	Rの公演 50公演 32公 スル アンル	定特フ入新 企学 C ジョンスの では では では では では できる では できる	ナート リコンサ 寅	1公演 -ト 1公演 23公演 6公演 3公演	70	1,948
音管 楽会計	管理運営	事業	管理・貸館業務 (利用料金制)	Ş	管理面積 建物		29,416m²	54	7,594
音楽堂自主	自主事業		コンサートホー 邦楽ホール 交流ホール	・ル			10事業 6 事業 3 事業	15	0,655

# 貸借対照表(オーケストラ運営事業会計)令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			Н
1 流動資産			
(1) 現金預金			131, 253, 152
① 現金			488,500
② 預金			130, 764, 652
(2) 未収金			70, 134, 362
(3) 前払金			2,037,540
(4) 貸付金			800,000
(5) 立替金			8,000
(6) 仮払金			34,776
(7) 他会計勘定			67, 342, 490
(8) 商品			5, 334, 601
(9) 貯蔵品			3,682,998
	流動資産合計		280, 627, 919
2 固定資産			
(1) 基本財産			50,000,000
① 定期預金			50,000,000
(2) 特定資産			404,000,000
① 特別事業基金			379,000,000
定期預金			208,000,000
預金			171,000,000
② 岩城宏之音楽賞基金			3,000,000
預金			3,000,000
③ ヴィサージュOEK団	員奨励基金		22,000,000
預金			22,000,000
(3) その他固定資産			9,920,704
① 車両運搬具			2, 164, 499
② 什器備品			7,423,205
③ 電話加入権			85,000
④ 敷金			248,000
	固定資産合計		463, 920, 704
資 産 合	計		744, 548, 623
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金			16,097,189
(2) 預り金			11, 123, 805
(3) 未払消費税等			3, 925, 600
(4) 前受金			11, 901, 430
(5) 仮受金			150,843
(6) 賞与引当金			11, 126, 081
	流動負債合計		54, 324, 948

2 固定負債		0
	負債合計	54, 324, 948
Ⅲ 正味財産の部		
1 指定正味財産		72,000,000
	(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)
	(うち特定資産への充当額)	(22,000,000)
2 一般正味財産		618, 223, 675
	(うち特定資産への充当額)	(382,000,000)
	正味財産合計	690, 223, 675
負債及び	負債及び正味財産合計	

正 味 財 産 増 減 計 算 書 (オーケストラ運営事業会計) 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			1,601
受取利息			1,601
② 特定資産運用益			7,217
受取利息			7,217
③ 受取会費			47,311,970
定期会員収入			28, 386, 970
賛助会費収入			18,925,000
④ 事業収益			225, 424, 170
公演料収入			129,958,685
入場料収入			56,062,175
広告協賛収入			28, 479, 502
公演共催負担金			10,923,808
⑤ 受取補助金等			463, 220, 519
県補助金			240,693,000
金沢市補助金			140,834,519
その他補助金			81,693,000
⑥ 受取負担金			42,066,527
委託料			42,066,527
⑦ 受取寄附金			2,837,021
寄附金			87,021
指定正味財産からの振替	類		2,750,000
⑧ 雑収益			9, 158, 158
受取利息			598
雑収入			9, 157, 560
	経常収益計		790, 027, 183
(2) 経常費用			
① 事業費			701, 948, 188
オーケストラ運営事業費	1		701,948,188

② 管理費			1,596,598
一般管理費			1,596,598
	経常費用計		703, 544, 786
当期経常増減額			86, 482, 397
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 固定資産売却益			1,979,999
	経常外収益計		1,979,999
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			1,979,999
当期一般正味財産増減額			88, 462, 396
一般正味財産期首残高			529, 761, 279
一般正味財産期末残高			618, 223, 675
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額		$\triangle$	2,750,000
当期指定正味財産増減額		Δ	2, 750, 000
指定正味財産期首残高			74, 750, 000
指定正味財産期末残高			72,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高			690, 223, 675

科	目	金	額	
I 資産の部 1 流動資産				д
(1) 現金預金				58,681,721
① 預金				58, 681, 721
(2) 未収金				5, 415, 468
(3) 前払金				3,344
(4) 他会計勘定			$\triangle$	23, 675, 446
(5) 貯蔵品				12,036,706
		流動資産合計		52, 461, 793
2 固定資産				
(1) その他固定資産				13,510,012
① 建物				285, 143
② 建物附属設備				6,028,546
③ 車両運搬具				4
④ 什器備品				6,261,693
⑤ ソフトウェア				934,626
		固定資産合計		13,510,012
資 産	合	計		65,971,805
Ⅱ 負債の部				
1 流動負債				
(1) 未払金				65, 916, 132
(2) 預り金				515, 554
(3) 未払法人税等				71,000

(4) 前受金	5, 263, 530
(5) 賞与引当金	4, 107, 138
流動負債合計	75, 873, 354
2 固定負債	0
負債合計	75, 873, 354
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	△ 9,901,549
正味財産合計	△ 9,901,549
負債及び正味財産合計	65, 971, 805

# 正 味 財 産 増 減 計 算 書 (音楽堂管理会計)

	(日本至日生云川	<u> </u>	至 令和4年3月31日
科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			円
1 一般正味的産増減の部 1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取補助金等			2,712,000
その他補助金			2,712,000
② 受託事業収入			418, 373, 000
県受託事業収入			418, 373, 000
③ 音楽堂使用料収入			96, 136, 216
ホール等使用料	ゴマ オ		87, 418, 216
駐車場使用料収			8,718,000
4) 雑収益			10, 881, 804
雑収入			10,881,804
木正ガスノベ	経常収益計		528, 103, 020
(2) 経常費用			320, 100, 020
① 事業費			547, 594, 487
音楽堂管理事業	書		547, 594, 487
日水里日生ず水	経常費用計		547, 594, 487
当期経常増減額	/III 37/14F1	Δ	19, 491, 467
2 経常外増減の部		_	,,
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減	額	Δ	19, 491, 467
一般正味財産期首残高			9,589,918
一般正味財産期末残高		$\triangle$	9,901,549
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減	額		0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
Ⅲ 正味財産期末残高		Δ	9,901,549

#### 

科	目	金	額
I 資産の部			д
1 流動資産			
(1) 現金預金			34,514,836
① 預金			34,514,836
(2) 未収金			35, 216, 316
(3) 他会計勘定		$\triangle$	43,667,044
(4) 貯蔵品			407,928
	流動資産合計		26, 472, 036
2 固定資産			
(1) 特定資産			70,000,000
① 音楽堂自主事業基金			70,000,000
定期預金			70,000,000
(2) その他固定資産			444,802
① 什器備品			444,802
	固定資産合計		70,444,802
資 産 合	計		96, 916, 838
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金			8,792,314
(2) 預り金			564,644
(3) 前受金			455,000
(4) 賞与引当金			674,172
	流動負債合計		10,486,130
2 固定負債			0
	負債合計		10,486,130
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			70,000,000
(うち特定	資産への充当額)		(70,000,000)
2 一般正味財産			16, 430, 708
	正味財産合計		86, 430, 708
負債及び正味財産	合計		96, 916, 838

# 正 味 財 産 増 減 計 算 書 (音楽堂自主事業会計)

科	目	金	額
			PI
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益			29, 321
受取利息			29, 321
② 受取会費			6, 325, 000
賛助会費収入			6, 325, 000
③ 事業収益			35, 699, 654
入場料収入			33, 790, 950
広告協賛収入			1,908,704
④ 受取補助金等			92, 260, 000
国補助金			34, 493, 000
県補助金			26, 367, 000
その他補助金			1,400,000
指定正味財産からの振	替額		30,000,000
⑤ 受取負担金			1,208,400
委託料			1,208,400
⑥ 雑収益			2,657,812
受取利息			12
雑収入			2,657,800
	経常収益計		138, 180, 187
(2) 経常費用			
① 事業費			150, 654, 944
自主事業費			150, 654, 944
	経常費用計		150, 654, 944
当期経常増減額		Δ	12,474,757
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額		Δ	12, 474, 757
一般正味財産期首残高			28, 905, 465
一般正味財産期末残高			16,430,708
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額		$\triangle$	30,000,000
当期指定正味財産増減額		Δ	30,000,000
指定正味財産期首残高			100,000,000
指定正味財産期末残高			70,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高			86, 430, 708

#### 監 査 意 見

公益財団法人石川県音楽文化振興事業団定款第33条の規定により、公益財団法人石川県音楽文化振興事業団の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月17日

公益財団法人 石川県音楽文化振興事業団

 監事
 北
 山
 章

 監事
 朝倉
 豊

 監事
 中野
 一輝

#### 2 令和4年度公益財団法人石川県音楽文化振興事業団事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

	区	分	事業内	容	事	業	量	金	額
	オーケス	トラ運営事業	運営事業					76	<sup>千円</sup> 5,639
オ			オーケストラ サンブル金》						
1			自主公演	46公演	定期公演		18公演		
ケ					特別公演		25公演		
ス					ファミリー	·公演	1公演		
ト					入門コンサ	<b>}</b>	1公演		
ラ					新人登竜門	コンサ			
運			<b>杜振八次</b>	40八次	人类效力法	,	1公演		
営			依頼公演	48公供	企業等公演	Į	35公演		
事			<b>並及車券</b>		学校公演		13公演		
業会			普及事業 ジュニアオー ラ、アンサン	/ブル金	ジュニアオ	ーケス	トラ公演 2公演		
計			沢合唱団のす	育成	アンサンプ	ル金沢	合唱団公演 1公演		
			楽器講習会の	)開催			2 回		
音管	管理運営	事業	管理・貸館業務	<del></del>	管理面積			54	8,914
音管理会計			(利用料金制)		建物		29,416 m²		
音事	自主事業		コンサートホー	ール			8事業	14	9,225
音楽堂自			邦楽ホール				7事業		
主計			交流ホール				3事業		

 
 収
 支
 予
 事

 (オーケストラ運営事業会計)
 自
 令和4年4月1日 至

 令和5年3月31日

科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益				千円
① 基本財産運用益				5
受取利息				5
② 特定資産運用益				10
受取利息				10
③ 受取会費				48,303
定期会員収入				29,553
賛助会費収入				18,750
④ 事業収益				235,442
公演料収入				152,528

入場料収入	50, 156
広告協賛収入	26,610
公演共催負担金	6, 148
⑤ 受取補助金等	429, 203
県補助金	250, 537
金沢市補助金	146, 846
文化振興基金補助金	1,300
その他補助金	30,520
⑥ 受取負担金	42,000
委託料	42,000
⑦ 受取寄附金	2,750
指定正味財産からの振替額	2,750
⑧ 雑収益	5, 437
受取利息	5
雑収入	5, 432
経常収益計	763, 150
(2) 経常費用	
① 事業費	765, 639
オーケストラ運営事業費	765, 639
② 管理費	1,505
一般管理費	1,505
経常費用計	767, 144
当期経常増減額	△ 3,994
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,994
一般正味財産期首残高	590,423
一般正味財産期末残高	586,429
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
一般正味財産への振替額	$\triangle$ 2,750
当期指定正味財産増減額	△ 2,750
指定正味財産期首残高	72,000
指定正味財産期末残高	69, 250
Ⅲ 正味財産期末残高	655, 679

科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 受託事業収入 県受託事業収入 ② 音楽堂使用料収入				408,559 408,559 101,150

ホール等使用料収入	92,400
駐車場使用料収入	8,750
③ 雑収益	8,000
雑収入	8,000
経常収益計	517,709
(2) 経常費用	
① 事業費	548,914
音楽堂管理事業費	548,914
経常費用計	548,914
当期経常増減額	△ 31,205
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	Δ 31,205
一般正味財産期首残高	△ 18,652
一般正味財産期末残高	△ 49,857
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
Ⅲ 正味財産期末残高	△ 49,857

 
 収
 支
 予
 算
 書

 (音楽堂自主事業会計)
 自
 令和4年4月1日 至

 会和5年3月31日

			王 审和	15年3月31日
科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 受取会費				6 250
				6,250
<b>養助会費収入</b>				6,250
② 事業収益				43,312
入場料収入				41,257
広告協賛収入				2,055
③ 受取補助金等				96, 593
国補助金				24,000
県補助金				21,393
その他補助金				1,200
指定正味財産か	らの振替額			50,000
④ 雑収益				2,885
雑収入				2,885
かにも入りく	経常収益計			149,040
(2) 奴党弗田	社 市 权益司			149,040
(2) 経常費用				140.005
① 事業費				149, 225
自主事業費				149, 225
	経常費用計			149, 225

当期経常増減額	Δ	185
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	Δ	185
一般正味財産期首残高		9,268
一般正味財産期末残高		9,083
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
一般正味財産への振替額	$\triangle$	50,000
当期指定正味財産増減額	Δ	50,000
指定正味財産期首残高		70,000
指定正味財産期末残高		20,000
Ⅲ 正味財産期末残高		29,083

#### 報告第18号

#### 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人大野からくり記念館の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人大野からくり記念館決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
大野からくり記念館管理 運営事業	管理面積 展示会の金	全画及び実施 ・活用した実演				19,816
大野お台場公園管理事業	大野お台場公	、園の管理				2,284

#### 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			н
1 流動資産			
(1) 現金預金			1,783,496
① 現金			249,390
② 預金			1,534,106
(2) 未収金			385,707
(3) 前払金			28,160
	流動資産合計		2, 197, 363
2 固定資産			
(1) 基本財産			12,240,000
① 定期預金			12,240,000
(2) その他固定資産			1,075,017
① 什器備品			1,000,033
② 電話加入権			74,984

	<u> </u>	固定資産合計	13, 315, 017
資	音 合 計		15, 512, 380
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
(1) 預り金			2,800
(2) 未払金			845, 374
	र्गे	抗動負債合計	848, 174
2 固定負債			0
		負債合計	848, 174
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			12, 240, 000
	(うち基本財産	への充当額)	(12, 240, 000)
2 一般正味財産			2,424,206
	Ī	E味財産合計	14,664,206
負債及び	び 正 味 財 産 合 計		15, 512, 380

#### 正味財産増減計算書

		至	令和4年3月31日
科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			円
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			244
受取利息			244
②事業収益			5,511,750
入館料収入			
			3,690,150
受託事業収入			1,821,600
県受託事業収入			1,821,600
③ 受取補助金等			15, 200, 000
県補助金			15, 200, 000
④ 雑収益			2,765,553
自動販売機収入			23,413
受取利息			40
雑収入			2,742,100
	経常収益計		23, 477, 547
(2) 経常費用			
① 事業費			23, 275, 062
大野からくり記念館管	管理運営事業費		19, 816, 175
大野お台場公園管理事	手業費		2,283,600
減価償却費			1, 175, 287
② 管理費			616,441
一般管理費			616,441
	経常費用計		23, 891, 503
当期経常増減額		$\triangle$	413,956

2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	Δ	413, 956
一般正味財産期首残高		2,838,162
一般正味財産期末残高		2, 424, 206
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		12, 240, 000
指定正味財産期末残高		12, 240, 000
Ⅲ 正味財産期末残高		14,664,206

監 査 意 見

公益財団法人大野からくり記念館定款第25条の規定により、公益財団法人大野からくり記念館の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月14日

公益財団法人 大野からくり記念館

 監事 紺 田 健 司

 監事 辻 卓

#### 2 令和4年度公益財団法人大野からくり記念館事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
大野からくり記念館管理 運営事業		4,073m <sup>2</sup> :画及び実施 :活用した実涯			2	<sup>千円</sup> 21, 757
大野お台場公園管理事業	大野お台場公	、園の管理				1,821

#### 収 支 予 算 書

科     目     予 算 額       I 一般正味財産増減の部     1 経常増減の部	千円
1 栓吊瑁滅の部	
/ - ) タマンと リコンム	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	2
受取利息	2
	161
	340
受託事業収入 1,	821
県受託事業収入 1,	821
③ 受取補助金等 15,	200
県補助金 15,	200
④ 雑収益	200
自動販売機収入	25
受取利息	1
雑収入	174
経常収益計 24,	563
(2) 経常費用	
① 事業費 23,	578
	757
	821
,	985
	985
	563
当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0

	(2) 経常外費用	0
	当期経常外増減額	0
	当期一般正味財産増減額	0
	一般正味財産期首残高	2,424
	一般正味財産期末残高	2,424
II	指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	12,240
	指定正味財産期末残高	12,240
Ш	正味財産期末残高	14,664

#### 報告第19号

#### 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人銭五顕彰 会の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人銭五顕彰会決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
銭屋五兵衛記念館管理運 営事業	管理面積 展示会の企	全画及び実施 日事業の開催	D管理運営		2	21,732
大野湊緑地公園管理事業	大野湊緑地么	気の管理				6,685

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			Ħ
1 流動資産			
(1) 現金預金			88,432
① 現金			35,000
② 預金			53,432
(2) 未収金			225,000
	流動資産合計		313,432
2 固定資産			
(1) 基本財産			16,300,000
① 定期預金			12, 250, 000
② 敷金			4,050,000
(2) 特定資産			1,212,800
① 退職給付引当資産			1,212,800
預金			1,212,800
(3) その他固定資産			1,000,014

① 建物	1
② 構築物	4
③ 什器備品	1,000,009
固定資産合計	18,512,814
資 産 合 計	18, 826, 246
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 預り金	72,005
(2) 未払金	683,830
(3) 賞与引当金	233, 404
流動負債合計	989, 239
2 固定負債	
(1) 退職給付引当金	1,212,800
固定負債合計	1,212,800
負債合計	2,202,039
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	16,300,000
(うち基本財産への充当額)	(16, 300, 000)
2 一般正味財産	324, 207
正味財産合計	16,624,207
負債及び正味財産合計	18, 826, 246

#### 正味財産増減計算書

			〒和4年3月31日
科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 基本財産運用益 受取利息 ② 事業収益 入館料収入 受託事業収入 県受託事業収入 県受託事業収入 ④ 雑収益 受取利息 駐車場収入 雑収入	経常収益計	金	245 245 7,533,310 848,310 6,685,000 6,685,000 18,500,000 18,500,000 2,395,206 48 1,800,000 595,158 28,428,761
(2) 経常費用 ① 事業費			28, 417, 365
サポリ サポリ	]運営事業費		28, 417, 365
	- ^- u ず 小 只		21, 102, 000

大野湊緑地公園管理事業費	6,685,000
② 管理費	431, 433
一般管理費	431, 433
経常費用計	28, 848, 798
当期経常増減額	△ 420,037
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	
① 固定資産除却損	2
経常外費用計	2
当期経常外増減額	△ 420,039
当期一般正味財産増減額	△ 420,039
一般正味財産期首残高	744, 246
一般正味財産期末残高	324,207
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	16,300,000
指定正味財産期末残高	16,300,000
Ⅲ 正味財産期末残高	16,624,207

監 査 意 見

公益財団法人銭五顕彰会定款第25条の規定により、公益財団法人銭五顕彰会の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月20日

公益財団法人 銭五顕彰会

監事 七 高 一 男 監事 尾 山 榮 一

#### 2 令和 4 年度公益財団法人銭五顕彰会事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
銭屋五兵衛記念館管理運 営事業		2,355㎡ ニ画及び実施 書業の開催	)管理運営		2	20, 822
大野湊緑地公園管理事業	大野湊緑地公	、園の管理				6,685

#### 収 支 予 算 書

	Т	_	上 中和、	一
科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 事業収益				7,685
入館料収入				
				1,000
受託事業収入				6,685
県受託事業収入				6,685
② 受取補助金等				18,500
県補助金				18,500
③ 雑収益				1,830
駐車場収入				1,800
維収入				30
	経常収益計			28,015
(2) 経常費用				
① 事業費				27,507
銭屋五兵衛記念館管理	理運営事業費			20,822
大野湊緑地公園管理事	事業費			6,685
② 管理費				508
一般管理費				508
	経常費用計			28,015
当期経常増減額				0
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0
当期一般正味財産増減額				0
一般正味財産期首残高				266
一般正味財産期末残高				266

	指定正味財産増減の部 <b>当期指定正味財産増減額</b>	(
	指定正味財産期首残高	16,300
	指定正味財産期末残高	16,300
Ш	正味財産期末残高	16,566

#### 報告第20号

#### 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県スポーツ協会の経営状況を次のとおり報告する。

#### 令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

- 1 令和3年度公益財団法人石川県体育協会決算状況
  - (注)公益財団法人石川県体育協会は、令和4年4月1日をもって公益財団法人石川県スポーツ協会に改組した。

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事業内容	事	業	星	金	額
スポーツ振興事業	国体開催競技団体の選 手強化支援、国民体育 大会への選手派遣等	競技団体 国民体育大 (一部のみ	会等選開催)	41団体 手派遣 74名	21	18,632
医王山スポーツセンター管 理事業	医王山スポーツセン ターの管理運営	管理面積 利用者数		203,789㎡ 20,112人	7	72,760
施設管理受託事業	いしかわ総合スポーツ センターの管理運営	管理面積 利用者数		52,450㎡ 265,867人	27	72,502
	県立武道館の管理運営	管理面積 利用者数		18,458㎡ 50,298人	Ę	59, 197
	兼六園弓道場の管理運 営	管理面積 利用者数		909㎡ 6,182人		
	卯辰山相撲場の管理運 営	管理面積 利用者数		11,838㎡ 471人		

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部 1 流動資産			Я
(1) 現金預金			68,853,289
① 現金			1,924,682
② 預金			66,928,607
(2) 売掛金			1,870,620
(3) 未収金			35, 287, 903

(4) 商品	393, 933	
(5) 貯蔵品	266,770	
(6) 前払金	28,600	
(7) 仮払金	25,000	
流動資産合計	106, 726, 115	
2 固定資産	, ,	
(1) 基本財産	470, 100, 000	
① 投資有価証券	470, 100, 000	
(2) 特定資産	32, 520, 236	
① 退職給付引当金資産	10, 964, 100	
預金	10, 964, 100	
② 西川・米沢スポーツ賞積立金	21, 556, 136	
預金	18, 552, 269	
投資有価証券	3,003,867	
(3) その他固定資産	255, 890, 194	
① 建物	194, 701, 458	
② 構築物	6, 292, 241	
③ 車両運搬具	1	
④ 什器備品	18, 332, 264	
⑤ リース資産	1,409,744	
⑥ 出資金	5,000	
⑦ 長期前払費用	1, 392, 243	
⑧ 大会開催費等積立金	33, 757, 243	
固定資産合計	758, 510, 430	
	005 000 545	
資 産 合 計	865, 236, 545	
<b>資産合計</b> Ⅲ 負債の部	865, 236, 545	
	865, 236, 545	
Ⅱ 負債の部		
Ⅱ 負債の部 1 流動負債	19,871	
II 負債の部 1 流動負債 (1) 買掛金 (2) 未払金	19, 871 78, 101, 032	
<ul> <li>Ⅱ 負債の部</li> <li>1 流動負債</li> <li>(1) 買掛金</li> <li>(2) 未払金</li> <li>(3) 未払消費税等</li> </ul>	19,871 78,101,032 1,749,700	
II 負債の部 1 流動負債 (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払消費税等 (4) 前受金	19,871 78,101,032 1,749,700 3,230,900	
Ⅱ 負債の部 1 流動負債 (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払消費税等 (4) 前受金 (5) 預り金	19, 871 78, 101, 032 1, 749, 700 3, 230, 900 176, 021	
Ⅱ 負債の部 1 流動負債 (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払消費税等 (4) 前受金 (5) 預り金 (6) 未払法人税等	19,871 78,101,032 1,749,700 3,230,900 176,021 71,000	
Ⅱ 負債の部 1 流動負債 (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払消費税等 (4) 前受金 (5) 預り金 (6) 未払法人税等 (7) リース債務	19, 871 78, 101, 032 1, 749, 700 3, 230, 900 176, 021 71, 000 859, 548	
Ⅱ 負債の部 1 流動負債 (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払消費税等 (4) 前受金 (5) 預り金 (6) 未払法人税等 (7) リース債務 (8) 賞与引当金	19,871 78,101,032 1,749,700 3,230,900 176,021 71,000 859,548 5,119,184	
Ⅱ 負債の部 1 流動負債 (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払消費税等 (4) 前受金 (5) 預り金 (6) 未払法人税等 (7) リース債務 (8) 賞与引当金 流動負債合計	19, 871 78, 101, 032 1, 749, 700 3, 230, 900 176, 021 71, 000 859, 548	
Ⅱ 負債の部 1 流動負債 (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払消費税等 (4) 前受金 (5) 預り金 (6) 未払法人税等 (7) リース債務 (8) 賞与引当金 流動負債合計 2 固定負債	19,871 78,101,032 1,749,700 3,230,900 176,021 71,000 859,548 5,119,184 89,327,256	
<ul> <li>□ 負債の部</li> <li>1 流動負債</li> <li>(1) 買掛金</li> <li>(2) 未払金</li> <li>(3) 未払消費税等</li> <li>(4) 前受金</li> <li>(5) 預り金</li> <li>(6) 未払法人税等</li> <li>(7) リース債務</li> <li>(8) 賞与引当金</li> <li>流動負債合計</li> <li>2 固定負債</li> <li>(1) 長期リース債務</li> </ul>	19, 871 78, 101, 032 1, 749, 700 3, 230, 900 176, 021 71, 000 859, 548 5, 119, 184 89, 327, 256	
Ⅱ 負債の部 1 流動負債 (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払消費税等 (4) 前受金 (5) 預り金 (6) 未払法人税等 (7) リース債務 (8) 賞与引当金 流動負債合計 2 固定負債 (1) 長期リース債務 (2) 退職給付引当金	19,871 78,101,032 1,749,700 3,230,900 176,021 71,000 859,548 5,119,184 89,327,256  663,520 10,964,100	
<ul> <li>□ 負債の部</li> <li>1 流動負債</li> <li>(1) 買掛金</li> <li>(2) 未払金</li> <li>(3) 未払消費税等</li> <li>(4) 前受金</li> <li>(5) 預り金</li> <li>(6) 未払法人税等</li> <li>(7) リース債務</li> <li>(8) 賞与引当金</li> <li>流動負債合計</li> <li>2 固定負債</li> <li>(1) 長期リース債務</li> <li>(2) 退職給付引当金</li> <li>固定負債合計</li> </ul>	19, 871 78, 101, 032 1, 749, 700 3, 230, 900 176, 021 71, 000 859, 548 5, 119, 184 89, 327, 256  663, 520 10, 964, 100 11, 627, 620	
Ⅱ 負債の部 1 流動負債 (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払消費税等 (4) 前受金 (5) 預り金 (6) 未払法人税等 (7) リース債務 (8) 賞与引当金 流動負債合計 2 固定負債 (1) 長期リース債務 (2) 退職給付引当金 固定負債合計	19,871 78,101,032 1,749,700 3,230,900 176,021 71,000 859,548 5,119,184 89,327,256  663,520 10,964,100	
<ul> <li>□ 負債の部</li> <li>1 流動負債         <ul> <li>(1) 買掛金</li> <li>(2) 未払金</li> <li>(3) 未払消費税等</li> <li>(4) 前受金</li> <li>(5) 預り金</li> <li>(6) 未払法人税等</li> <li>(7) リース債務</li> <li>(8) 賞与引当金</li> </ul> </li> <li>2 固定負債         <ul> <li>(1) 長期リース債務</li> <li>(2) 退職給付引当金</li> </ul> </li> <li>固定負債合計負債合計</li> <li>正味財産の部</li> </ul>	19, 871 78, 101, 032 1, 749, 700 3, 230, 900 176, 021 71, 000 859, 548 5, 119, 184 89, 327, 256  663, 520 10, 964, 100 11, 627, 620 100, 954, 876	
Ⅱ 負債の部 1 流動負債 (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払消費税等 (4) 前受金 (5) 預り金 (6) 未払法人税等 (7) リース債務 (8) 賞与引当金 流動負債合計 2 固定負債 (1) 長期リース債務 (2) 退職給付引当金 固定負債合計 負債合計 1 指定正味財産の部 1 指定正味財産	19, 871 78, 101, 032 1, 749, 700 3, 230, 900 176, 021 71, 000 859, 548 5, 119, 184 89, 327, 256  663, 520 10, 964, 100 11, 627, 620 100, 954, 876  483, 103, 867	
<ul> <li>■ 負債の部</li> <li>1 流動負債</li> <li>(1) 買掛金</li> <li>(2) 未払金</li> <li>(3) 未払消費税等</li> <li>(4) 前受金</li> <li>(5) 預り金</li> <li>(6) 未払法人税等</li> <li>(7) リース債務</li> <li>(8) 賞与引当金</li> <li>流動負債合計</li> <li>2 固定負債</li> <li>(1) 長期リース債務</li> <li>(2) 退職給付引当金</li> <li>固定負債合計</li> <li>重正味財産の部</li> <li>1 指定正味財産</li> <li>(うち基本財産への充当額)</li> </ul>	19, 871 78, 101, 032 1, 749, 700 3, 230, 900 176, 021 71, 000 859, 548 5, 119, 184 89, 327, 256  663, 520 10, 964, 100 11, 627, 620 100, 954, 876  483, 103, 867 (470, 100, 000)	
<ul> <li>Ⅱ 負債の部</li> <li>1 流動負債         <ul> <li>(1) 買掛金</li> <li>(2) 未払金</li> <li>(3) 未払消費税等</li> <li>(4) 前受金</li> <li>(5) 預り金</li> <li>(6) 未払法人税等</li> <li>(7) リース債務</li> <li>(8) 賞与引当金</li> </ul> </li> <li>2 固定負債         <ul> <li>(1) 長期リース債務</li> <li>(2) 退職給付引当金</li> </ul> </li> <li>固定負債合計負債合計</li> <li>工味財産の部</li> <li>1 指定正味財産             <ul> <li>(うち基本財産への充当額)</li> <li>(うち特定資産への充当額)</li> <li>(うち特定資産への充当額)</li> <li>(うち特定資産への充当額)</li> <li>(うち特定資産への充当額)</li> <li>(うち特定資産への充当額)</li> <li>(うち特定資産への充当額)</li> <li>(うちちまないのた当額)</li> <li>(うちちまないの充当額)</li> <li>(うちちまないの充当額)</li> <li>(うちちまないのた当額)</li> <li>(うちちまないのたまないのたまないのたまないのたまないのたまないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは</li></ul></li></ul>	19, 871 78, 101, 032 1, 749, 700 3, 230, 900 176, 021 71, 000 859, 548 5, 119, 184 89, 327, 256  663, 520 10, 964, 100 11, 627, 620 100, 954, 876  483, 103, 867 (470, 100, 000) (13, 003, 867)	
Ⅱ 負債の部 1 流動負債 (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払消費税等 (4) 前受金 (5) 預り金 (6) 未払法人税等 (7) リース債務 (8) 賞与引当金 流動負債合計 2 固定負債 (1) 長期リース債務 (2) 退職給付引当金 固定負債合計 負債合計 1 指定正味財産の部 1 指定正味財産 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額) 2 一般正味財産	19, 871 78, 101, 032 1, 749, 700 3, 230, 900 176, 021 71, 000 859, 548 5, 119, 184 89, 327, 256  663, 520 10, 964, 100 11, 627, 620 100, 954, 876  483, 103, 867 (470, 100, 000) (13, 003, 867) 281, 177, 802	
<ul> <li>Ⅱ 負債の部</li> <li>1 流動負債</li> <li>(1) 買掛金</li> <li>(2) 未払金</li> <li>(3) 未払消費税等</li> <li>(4) 前受金</li> <li>(5) 預り金</li> <li>(6) 未払法人税等</li> <li>(7) リース債務</li> <li>(8) 賞与引当金</li> <li>流動負債合計</li> <li>2 固定負債</li> <li>(1) 長期リース債務</li> <li>(2) 退職給付引当金</li> <li>固定負債合計負債合計</li> <li>1 指定正味財産の部</li> <li>1 指定正味財産</li> <li>(うち基本財産への充当額)</li> <li>(うち特定資産への充当額)</li> <li>2 一般正味財産</li> </ul>	19, 871 78, 101, 032 1, 749, 700 3, 230, 900 176, 021 71, 000 859, 548 5, 119, 184 89, 327, 256  663, 520 10, 964, 100 11, 627, 620 100, 954, 876  483, 103, 867 (470, 100, 000) (13, 003, 867)	
Ⅱ 負債の部 1 流動負債 (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払消費税等 (4) 前受金 (5) 預り金 (6) 未払法人税等 (7) リース債務 (8) 賞与引当金 流動負債合計 2 固定負債 (1) 長期リース債務 (2) 退職給付引当金 固定負債合計 負債合計 1 指定正味財産の部 1 指定正味財産 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額) 2 一般正味財産	19, 871 78, 101, 032 1, 749, 700 3, 230, 900 176, 021 71, 000 859, 548 5, 119, 184 89, 327, 256  663, 520 10, 964, 100 11, 627, 620 100, 954, 876  483, 103, 867 (470, 100, 000) (13, 003, 867) 281, 177, 802	

#### 正味財産増減計算書

		土	节和4年3月31日
科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			円
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			4,214,202
受取利息			4,214,202
②特定資產運用益			99,208
受取利息			99,208
③ 受取会費			16,498,000
(4) 事業収益			340, 190, 475
使用料収入			
			94, 246, 225
商品売上等収入			1,764,459
参加料等収入			4,659,090
受託事業収入			239, 520, 701
県受託事業収入			238, 768, 000
その他受託事業収入			752,701
⑤ 受取補助金等			305, 401, 503
県補助金			251,811,003
金沢市補助金			51,598,500
その他補助金			1,992,000
⑥ 受取負担金			6,208,200
⑦ 受取寄附金			2,200,000
寄附金			2,200,000
⑧ 雑収益			2,408,136
受取利息			1,811
受取配当金			50
雑収入			2,406,275
	経常収益計		677, 219, 724
(2) 経常費用			
① 事業費			623,091,353
スポーツ振興事業費			218,632,195
医王山スポーツセンター	一管理事業費		72,759,893
施設管理受託事業費			331,699,265
② 管理費			36,066,648
一般管理費			6,913,362
減価償却費			29, 153, 286
	経常費用計		659, 158, 001
当期経常増減額			18,061,723
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0

	当期経常外増減額		0
	当期一般正味財産増減額		18,061,723
	一般正味財産期首残高		263, 116, 079
	一般正味財産期末残高		281, 177, 802
$\prod$	指定正味財産増減の部		
	当期指定正味財産増減額	Δ	1,278,482
	指定正味財産期首残高		484, 382, 349
	指定正味財産期末残高		483, 103, 867
Ш	正味財産期末残高		764, 281, 669

監 査 意 見

公益財団法人石川県スポーツ協会定款第27条の規定により、公益財団法人石川県体育協会の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月10日

公益財団法人 石川県スポーツ協会

監事 名 井 伸 明 監事 木 下 しげみ

#### 2 令和4年度公益財団法人石川県スポーツ協会事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区 分	事業内容	事	業	量	金	額
スポーツ振興事業	競技団体の選手強化支援、国民体育大会への 選手派遣等	競技団体		41団体	3	39,550
医王山スポーツセンター管 理事業	医王山スポーツセン ターの管理運営	管理面積		203,789m²		92,908
施設管理受託事業	いしかわ総合スポーツ センターの管理運営	管理面積		52,450m <sup>2</sup>	2	69,717
	県立武道館の管理運営	管理面積		18,458m²		61,873
	兼六園弓道場の管理運 営	管理面積		909 m²		
	卯辰山相撲場の管理運 営	管理面積		11,838m²		

### 収 支 予 算 書

			王 市和	3 平 3 月 31 日
科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				4,198
受取利息				4,198
② 特定資産運用益				58
受取利息				58
③ 受取会費				17,250
④ 事業収益				354,007
使用料収入				141,081
商品壳上等収入				2,370
参加料等収入				11,403
受託事業収入				199, 153
県受託事業収入				199, 153
⑤ 受取補助金等				364, 983
県補助金				323,830
金沢市補助金				37,329
その他補助金				3,824
⑥ 受取負担金				18,370
⑦ 受取寄附金				1,200
寄附金				1,200

⑧ 雑収益	3,868
受取利息	4
雑収入	3,864
経常収益計	763, 934
(2) 経常費用	
① 事業費	764,048
スポーツ振興事業費	339, 550
医王山スポーツセンター管理事業費	92,908
施設管理受託事業費	331,590
② 管理費	30, 112
一般管理費	8,988
減価償却費	21, 124
経常費用計	794, 160
当期経常増減額	△ 30,226
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 30,226
一般正味財産期首残高	112, 452
一般正味財産期末残高	82, 226
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	487,400
指定正味財産期末残高	487, 400
Ⅲ 正味財産期末残高	569, 626

#### 報告第21号

### 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人いしかわ 女性基金の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人いしかわ女性基金決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
情報収集・提供事業	女性に関する名 動状況、施設等	・種情報( <i>月</i> 手)の収集・	材、団体・定	グループの活		992
研修・講座事業	女性のエンパワ するための研修	ノーメントの い講座等の	)促進とチャ! )開催	レンジを支援		4,222
交流促進事業	女性相互の交流 化の推進	えび各種が	て性団体等の	ネットワーク		1, 189
活動支援事業	女性の社会参画	で推進する	る団体等の活動	動支援		452
広報・啓発事業	広報・啓発資料	トの作成				107

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			円
1 流動資産			
(1) 現金預金			9, 106, 083
① 預金			9, 106, 083
(2) 未収金			132,886
(3) 立替金			982
	流動資産合計		9, 239, 951
2 固定資産			
(1) 基本財産			244,000,000
① 県長期貸付金			244,000,000
(2) 特定資産			5,300,000
① 特定事業積立金			5,000,000
預金			5,000,000

② 調査研究事業準備積立金	300,000
定期預金	300,000
(3) その他固定資産	4
① 什器備品	4
固定資産合計	249, 300, 004
資 産 合 計	258, 539, 955
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	941,015
(2) 預り金	787
流動負債合計	941,802
2 固定負債	0
負債合計	941,802
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	244,000,000
(うち基本財産への充当額)	(244, 000, 000)
2 一般正味財産	13, 598, 153
(うち特定資産への充当額)	(5, 300, 000)
正味財産合計	257, 598, 153
負債及び正味財産合計	258, 539, 955

#### 正味財産増減計算書

		王 ~	7 4 平 3 月 31 日
科	目	金	額
<ul> <li>I 一般正味財産増減の部</li> <li>1 経常増減の部</li> <li>(1) 経常収益</li> <li>① 基本財産運用益受取利息</li> <li>② 特定資産運用益受取利息</li> <li>③ 事業収益受講料収入</li> <li>④ 受取補助金等</li> </ul>			1, 220, 000 1, 220, 000 260 260 574, 000 574, 000 6, 132, 000
県補助金 ⑤ 雑収益 受取利息 (2) 経常費用	経常収益計		6, 132, 000 15 15 7, 926, 275
① 事業費 情報収集・提供事業費 研修・講座事業費 交流促進事業費			6, 961, 804 992, 375 4, 221, 462 1, 189, 275

活動支援事業費		451,804
広報・啓発事業費		106,888
② 管理費		4,966,747
一般管理費		4,966,747
経常費用計		11, 928, 551
当期経常増減額	$\triangle$	4,002,276
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	Δ	4, 002, 276
一般正味財産期首残高		17,600,429
一般正味財産期末残高		13, 598, 153
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		244,000,000
指定正味財産期末残高		244,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高		257, 598, 153

#### 監 査 意 見

公益財団法人いしかわ女性基金定款第28条の規定により、公益財団法人いしかわ女性基金の令和 3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正である と認めます。

令和4年5月11日

公益財団法人 いしかわ女性基金

監事 谷 野 あづさ 監事 南 口 政 人 2 令和4年度公益財団法人いしかわ女性基金事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
調査研究事業	女性に関する	調査研究の勢	<b></b>			<sup>千円</sup> 450
情報収集・提供事業	女性に関する 動状況、施設	各種情報( <i>月</i> 等)の収集・	人材、団体・ ・提供	グループの活		1,366
研修・講座事業	女性のエンパするための研	ワーメントの 修・講座等の	D促進とチャ D開催	レンジを支援		5, 234
交流促進事業	女性相互の交 化の推進	流及び各種女	女性団体等の	ネットワーク		2,029
活動支援事業	女性の社会参	画を推進する	る団体等の活動	動支援		856
広報・啓発事業	広報・啓発資	料の作成				120

収 支 予 算 書

			L 17/1H	5 平 3 万 31 日
科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 基本財産運用益 受取利息 ② 事業収益 受講料収入 ③ 受取補助金等 県補助金				1,220 1,220 700 700 6,582 6,582
(2) 経常費用 ① 事業費 調査研究事業 情報収集・提供事業費 研修・講座事業費 交流促進事業費	経常収益計			8,502 10,055 450 1,366 5,234 2,029 856 120 4,747 4,747
当期経常増減額	経常費用計	Δ		14,802 6,300

2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	Δ	6,300
一般正味財産期首残高		13,579
一般正味財産期末残高		7,279
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		244,000
指定正味財産期末残高		244,000
Ⅲ 正味財産期末残高		251, 279

#### 報告第22号

#### 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県臓器移植推進財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県臓器移植推進財団決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
臓器移植推進事業	業務に従事で 医療機関等の する調査研究		及び支援	及び移植に関		7,529

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			円
1 流動資産			
(1) 現金預金			3,314,075
① 預金			3,314,075
(2) 未収金			362,413
	流動資産合計		3,676,488
2 固定資産			
(1) 基本財産			100, 338, 543
① 定期預金			21,402,543
② 投資有価証券			78,936,000
(2) 特定資産			2,600,695
① 退職給付引当資産			2,600,695
(3) その他固定資産			3,817,107
① 車両運搬具			1
② 財務調整基金			3,817,106
	固定資産合計		106, 756, 345
資 産 合	計		110, 432, 833

Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	4,384
(2) 預り金	89,708
流動負債合計	94,092
2 固定負債	
(1) 退職給付引当金	2,600,695
固定負債合計	2,600,695
負債合計	2,694,787
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	100, 338, 544
(うち基本財産への充当額)	(100, 338, 543)
2 一般正味財産	7, 399, 502
正味財産合計	107, 738, 046
負債及び正味財産合計	110, 432, 833

#### 正味財産増減計算書

		土	17年43月31日
科	目	金	額
			円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			1, 107, 146
受取利息			1, 107, 146
② 受取補助金			5, 790, 951
県補助金			5,054,000
その他補助金			736,951
③ 受取賛助金・寄附金			1,684,670
賛助金			1,099,670
寄附金			585,000
4) 雑収益			164
受取利息			164
	経常収益計		8,582,931
(2) 経常費用			, ,
① 事業費			7,529,036
臓器移植推進事業費			7,529,036
② 管理費			1,348,706
一般管理費			1,348,706
70. L - 13.	経常費用計		8,877,742
当期経常増減額	41 14 3X / 14 H I	Δ	294,811
2 経常外増減の部			201,011
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			0
-1/24/17 16 / 1 . E NACES			<u> </u>

	当期一般正味財産増減額	Δ	294, 811
	一般正味財産期首残高		7, 694, 313
	一般正味財産期末残高		7, 399, 502
II	指定正味財産増減の部		
	基本財産評価損益等	$\triangle$	776,000
	当期指定正味財産増減額	Δ	776,000
	指定正味財産期首残高		101, 114, 544
	指定正味財産期末残高		100, 338, 544
Ш	正味財産期末残高		107, 738, 046

監 査 意 見

公益財団法人石川県臓器移植推進財団定款第25条の規定により、公益財団法人石川県臓器移植推進財団の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月10日

公益財団法人 石川県臓器移植推進財団

### 2 令和4年度公益財団法人石川県臓器移植推進財団事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
臓器移植推進事業	普及啓発及び 業務に従事す 医療機関等の する調査研究 移植希望者に	る者の育成 の相互協力体制 乱		及び移植に関		7, 940

収 支 予 算 書

			E	9年3月31日
科	目	子	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				1,107
受取利息				1,107
② 受取補助金				6, 190
県補助金				5, 190
その他補助金				1,000
③ 受取賛助金・寄附金				2,080
賛助金				1,200
寄附金				880
4 雑収益				1
受取利息				1
	経常収益計			9,378
(2) 経常費用				
① 事業費				7,940
臟器移植推進事業費				7,940
② 管理費				1,438
一般管理費				1,438
	経常費用計			9,378
当期経常増減額				0
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0
当期一般正味財産増減額				0
一般正味財産期首残高				7,399
一般正味財産期末残高				7,399

Π	指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	100,339
	指定正味財産期末残高	100,339
Ш	正味財産期末残高	107,738

### 報告第23号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県生活衛生営業指導センターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
生活衛生営業経営指導員 等配置事業	組合等に対しための経営技	して苦情相談、 指導員等の配置	経営相談、	指導等を行う		19, 151
相談指導事業	組合員等かり関する相談の開催等	らの融資、経理 や巡回相談指導	、衛生水準、各種セミ	きの維持向上に ・ナー、研修会		2,271
生活衛生営業情報化整備 事業	経営情報の場	仅集やホームペ	ージによる	情報提供		400
健康·福祉対策推進事業		ウイルス感染防 康づくり講習会		序及啓発及び高		200
後継者育成支援事業	中高生及び 施設への就 周知啓発	大学生を対象に 職促進のための	した、生活 インターン	后衛生関係営業 シップ事業の		400
調査・研修等事業	会・業務従	係営業景況調3 事者講習会及び 業の実施	査、クリー `Sマーク	ニング師研修 (安全安心なお		1,615
生活衛生営業振興補助事業	各生活衛生	司業組合が行う	振興事業に	二対する助成		1,400

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部 1 流動資産 (1) 現金預金 ① 預金 (2) 未収金			3, 295, 749 3, 295, 749 2, 314, 000

(3) 仮払金	148, 248
流動資産合計	5, 757, 997
2 固定資産	
(1) 基本財産	5,560,000
① 定期預金	5,560,000
(2) 特定資産	3, 252, 587
① 退職給付引当資産	3, 252, 587
預金	3, 252, 587
(3) その他固定資産	178, 190
① 電話加入権	178, 190
固定資産合計	8,990,777
次 立 A 引	14 740 774
資 産 合 計	14, 748, 774
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	4,643,994
(2) 預り金	224, 458
(3) 仮受金	35,311
流動負債合計	4,903,763
2 固定負債	
(1) 退職給付引当金	41,477
固定負債合計	41,477
負債合計	4,945,240
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	5, 560, 000
(うち基本財産への充当額)	(5, 560, 000)
2 一般正味財産	4, 243, 534
正味財産合計	9,803,534
負債及び正味財産合計	14, 748, 774

# 正味財産増減計算書

科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 基本財産運用益			Э 287
受取利息 ② 事業収益			287 2, 221, 920
受託事業収入 その他受託事業収入			2, 221, 920 2, 221, 920
③ 受取補助金等 県補助金			23, 564, 000 23, 564, 000
<ul><li>④ 受取賛助金</li><li>賛助金</li></ul>			100,000 100,000

⑤ 雑収益	159,010
受取利息	60
雑収入	158, 950
経常収益計	26,045,217
(2) 経常費用	
① 事業費	25, 436, 919
生活衛生営業経営指導員等配置事業費	19, 151, 360
相談指導事業費	2,270,559
生活衛生営業情報化整備事業費	400,000
健康・福祉対策推進事業費	200,000
後継者育成支援事業費	400,000
調査・研修等事業費	1,615,000
生活衛生営業振興補助事業費	1,400,000
② 管理費	296, 531
一般管理費	296,531
経常費用計	25, 733, 450
当期経常増減額	311,767
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	311,767
一般正味財産期首残高	3,931,767
一般正味財産期末残高	4, 243, 534
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	5,560,000
指定正味財産期末残高	5,560,000
Ⅲ 正味財産期末残高	9,803,534

#### 監 査 意 見

公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター定款第28条の規定により、公益財団法人石川県生活衛生営業指導センターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年4月26日

公益財団法人 石川県生活衛生営業指導センター

監事 西川 正 次

監事 北 口 博 一

### 2 令和4年度公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
生活衛生営業経営指導員 等配置事業	組合等に対し ための経営指	て苦情相談、 道真員等の配置	経営相談、	指導等を行う		19,470
相談指導事業	組合員等から 関する相談や の開催等	の融資、経理 >巡回相談指導	、衛生水準 、各種セミ	を がまま		2,450
生活衛生営業情報化整備 事業	経営情報の収	集やホームペ	ージによる	情報提供		430
健康·福祉対策推進事業		イルス感染防 でくり講習会		F及啓発及び高		230
後継者育成支援事業	中高生及び大 施設への就職 施	で学生を対象に 我促進のための	した、生活 インターン	情に関係営業 シップ等の実		490
調査・研修等事業	生活衛生関係 会・業務従事 店)登録事業	系営業景況調査 手者講習会及び きの実施	を、クリー Sマーク	ニング師研修 (安全安心なお		1,513
生活衛生営業振興補助事業	各生活衛生同	]業組合が行う	振興事業に	対する助成		1,400

# 収 支 予 算 書

科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				1
受取利息				1
② 事業収益				2,011
受託事業収入				2,011
その他受託事業収入				2,011
③ 受取補助金等				24, 470
県補助金				24,470
(4) 受取賛助金				100
<b>養助金</b>				100
5 雑収益				131
受取利息				1
雑収入				130
ημ. 1λ.) <b>ζ</b>	経常収益計			26,713
(2) 経常費用	4.T. 111 .1V. TIT. 11			20,110

① 事業費	25, 983
生活衛生営業経営指導員等配置事業費	19,470
相談指導事業費	2,450
生活衛生営業情報化整備事業費	430
健康・福祉対策推進事業費	230
後継者育成支援事業費	490
調査・研修等事業費	1,513
生活衛生営業振興補助事業費	1,400
② 管理費	530
一般管理費	530
経常費用計	26, 513
当期経常増減額	200
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	200
一般正味財産期首残高	3,722
一般正味財産期末残高	3,922
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	5,560
指定正味財産期末残高	5,560
Ⅲ 正味財産期末残高	9,482

# 報告第24号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団決算状況

事 業 実 績

	X	分	事	業	内	容	金	額
_	情報提供業	普及啓発事	子育て支援に 研究	関する各種情	報の収集、	提供及び調査		4,000
般	子育て支持 業	爰人材養成事	子育て支援人材	才の確保、養	成及び活用			900
会計	子育て支持 業	爰人材活用事	育児サポーター	ーの派遣等				2,800
	多世代交流業	<b></b>	多世代交流拠点	点しあわせの	いえの運営		1	2,553
交流センター	受託事業			も交流センタ 本 館 3,73 七尾館 1,59	9 m²、小松負		10	05,311
~わ子ども			プラネタリウム	ム活用推進事	業の実施		1	1,720
い子	いしかわ約事業	吉婚支援推進	市町や結婚支持を対象としたと 談体制の整備、 パスポートの多	出会いの機会 新婚夫婦等	企業への支 の提供、結 の経済的負	援、独身男女 婚に関する相 担を軽減する	3	38, 114
かわ子ども	若い世代の 解消事業	の子育て不安	育児体験等を通 育て支援に係る	通じた子育て る取組を学習	不安解消事する機会の	業の実施、子 提供等		4,617
·計		様な子育て支 舌動支援事業	地域の多様なるよる子育てを原	子育て支援団 応援するイベ	体の活動支 ントの開催	援、企業等に 等		4,081

# 貸 借 対 照 表 (一 般 会 計) 令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部 1 流動資産 (1) 現金預金 ① 現金 ② 預金 (2) 未収金 (3) 立替金  2 固定資産 (1) 基本財産 ① 定資産 (1) 基本財産 ② 特定資産 ① 土地 ② 建物 ③ 特定資産定期預金 (3) その他固定資産 ① 車両運搬具 ② 什器備品	流動資産合計		5,845,401 600,729 5,244,672 1,434,000 287,424 7,566,825 32,000,000 32,000,000 65,781,000 25,100,000 34,680,000 6,001,000 12 1
	固定資産合計		97, 781, 012
資産合 Ⅲ 負債の部 1 流動負債 (1) 未払金 (2) 預り金 2 固定負債	流動負債合計		3, 682, 196 264, 620 3, 946, 816
	負債合計		3,946,816
(うち特別2 一般正味財産	本財産への充当額) 定資産への充当額) 定資産への充当額)		38,000,000 (32,000,000) (6,000,000) 63,401,021 (59,780,000)
負債及び正味財産	正味財産合計		101, 401, 021 105, 347, 837

#### 正 味 財 産 増 減 計 算 書 (一 般 会 計) 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

科	目	金	額
1 加工叶叶克拉尔克			Ħ
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部			
1 経常増減の部 (1) 経常収益			
① 基本財産運用益			640
受取利息			640
②特定資産運用益			300
受取利息			300
③ 受取補助金等			39,634,000
県補助金			39, 634, 000
4) 雑収益			1, 234, 120
雑収入			1, 234, 120
The DOX	経常収益計		40, 869, 060
(2) 経常費用	/121 114 17 Value 1		
① 事業費			20, 252, 601
情報提供・普及啓発	事業費		4,000,000
子育て支援人材養成	事業費		900,000
子育て支援人材活用	事業費		2,800,000
多世代交流拠点運営	事業費		12, 552, 601
② 管理費			21, 590, 484
一般管理費			20, 422, 000
減価償却費			1, 168, 484
	経常費用計		41, 843, 085
当期経常増減額		$\triangle$	974,025
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額		Δ	974, 025
一般正味財産期首残高			64, 375, 046
一般正味財産期末残高			63, 401, 021
Ⅱ 指定正味財産増減の部			1 000 000
受取寄附金			1,000,000
当期指定正味財産増減額			1,000,000
指定正味財産期首残高			37,000,000
指定正味財産期末残高			38,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高			101, 401, 021

貸 借 対 照 表 (いしかわ子ども交流センター会計) 令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			円
1 流動資産			
(1) 現金預金			13, 210, 957
① 現金			326, 750
② 預金			12,884,207
(2) 未収金			4,418,270
	流動資産合計		17, 629, 227
2 固定資産			0
資 産 合	計		17, 629, 227
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金			12,920,792
(2) 預り金			557,028
	流動負債合計		13, 477, 820
2 固定負債			0
	負債合計		13, 477, 820
Ⅲ 正味財産の部			_
1 指定正味財産			0
2 一般正味財産	TIH IL 첫 시크I		4, 151, 407
	正味財産合計		4, 151, 407
負債及び正味財産	合計		17, 629, 227

正 味 財 産 増 減 計 算 書 (いしかわ子ども交流センター会計) 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 事業収益			П 116, 296, 480
受託事業収入 県受託事業収入			114, 255, 000 114, 255, 000
事業収入 ② 雑収益 雑収入			2, 041, 480 810, 702 810, 702
(2) 経常費用 ① 事業費	経常収益計		117, 107, 182 117, 030, 526

受託事業費		117, 030, 526
	経常費用計	117, 030, 526
当期経常増減額		76,656
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		76,656
一般正味財産期首残高		4,074,751
一般正味財産期末残高		4,151,407
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		0
指定正味財産期末残高		0
Ⅲ 正味財産期末残高		4, 151, 407

貸借対照表(いしかわ子ども・子育て応援資金会計)令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			円
1 流動資産			
(1) 現金預金			16,026,712
① 預金			16, 026, 712
(2) 未収金			10, 230, 000
, , , , , , , , ,	流動資産合計		26, 256, 712
2 固定資産			-,, -
(1) 特定資産			2,000,000,000
① いしかわ子ども・・	子育て応援資金		2,000,000,000
県長期貸付金			2,000,000,000
(2) その他固定資産			105, 417
① 什器備品			95, 417
② 投資有価証券			10,000
	固定資産合計		2,000,105,417
資 産 1	<b>計</b>		2, 026, 362, 129
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金			9,679,415
(2) 預り金			68,582
(3) 未払費用			281,424
	流動負債合計		10,029,421
2 固定負債			
(1) 長期借入金			2,000,000,000
① 県借入金			2,000,000,000
	固定負債合計		2,000,000,000
	負債合計		2,010,029,421

Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	16, 332, 708
正味財産合計	16, 332, 708
負債及び正味財産合計	2, 026, 362, 129

科		金	額
I 一般正味財産増減の部			H
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益			10,000,000
受取利息			10,000,000
② 事業収益			40, 230, 000
受託事業収入			40, 230, 000
県受託事業収入 			40, 230, 000
③ 雑収益			100
雑収入			100
	経常収益計		50, 230, 100
(2) 経常費用			
① 事業費	An a Language Tra		46,812,371
いしかわ結婚支援推	_ , .,.,,		38, 114, 300
若い世代の子育で不会			4,616,956
地域の多様な子育で支援国	団体の店動支援事業質		4,081,115
② 管理費			2,079,279
一般管理費			39,600
支払利息			2,000,000
減価償却費	₩ # Ⅲ□I		39,679
77 47 AC 24 TV TH 17	経常費用計		48, 891, 650
当期経常増減額			1,338,450
2 経常外増減の部 (1) 経常外収益			0
(1) 経常外収益 (2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			0
当别性市乃指版報   当期一般正味財産増減額			1,338,450
一般正味財産期首残高			14, 994, 258
一般正味財産期末残高			16, 332, 708
Ⅱ 指定正味財産増減の部			10,002,100
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
Ⅲ 正味財産期末残高			16, 332, 708

#### 監 査 意 見

公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団定款第30条の規定により、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月27日

公益財団法人 いしかわ結婚・子育て支援財団

監事 北 山 章 監事 所 司 久 雄

2 令和4年度公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

	X	分	事	業	内	容	金	額
_	情報提供· 業	普及啓発事	子育て支援に 研究	関する各種情	報の収集、	提供及び調査		4,000
般	子育て支援 業	爰人材養成事	子育て支援人	材の確保、養	成及び活用			900
会	子育て支援 業	爰人材活用事	育児サポータ・	ーの派遣等				2,800
計	多世代交流業	<b>范拠点運営事</b>	多世代交流拠点	点しあわせの	いえの運営		-	14, 172
交流センター	受託事業		いしかわ子ど	も交流センタ 本 館 3,73 七尾館 1,59	19 m²、小松貸		1(	08, 797
ど会も計			プラネタリウ、	ム活用推進事	業の実施			11,895
い しかわ	いしかわ糸事業	吉婚支援推進	市町や結婚支持を対象とした。 談体制の整備、パスポートの	援に取り組む 出会いの機会 、新婚夫婦等 発行等	企業への支 の提供、結 の経済的負	援、独身男女 婚に関する相 担を軽減する	Ę.	51,040
しかわ子ども育て応援資金会	若い世代の 解消事業	)子育て不安	育児体験等を設 育て支援に係っ	通じた子育て る取組を学習	不安解消事する機会の	業の実施、子 提供等		6,500
·計	地域の多様 援団体の活	様な子育て支 舌動支援事業	地域の多様なよる子育てを見	子育て支援団 応援するイベ	体の活動支	援、企業等に 等		4,950

科		Ħ	予	算	額
I 一般正味財産増減 1 経常増減の部 (1) 経常収益	<b>太</b> の部				千円
① 基本財産法 ② 基本財産法 受取利則 ② 受取補助。 県補助。 ③ 受取寄附。 寄附金 ④ 雑収益 雑収入	注等				3 39,758 39,758 1,000 1,000 2,100 2,100
(5) 繰越金収 前期繰起 (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		経常収益計			300 300 43,161

(2) 経常費用		
① 事業費		21,872
情報提供・普及啓発事業費		4,000
子育て支援人材養成事業費		900
子育て支援人材活用事業費		2,800
多世代交流拠点運営事業費		14, 172
② 管理費		22,457
一般管理費		21, 289
減価償却費		1,168
経常費用計		44,329
当期経常増減額	$\wedge$	1, 168
2 経常外増減の部		1,100
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
	A	
当期一般正味財産増減額	Δ	1,168
一般正味財産期首残高		3,425
一般正味財産期末残高		2,257
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		38,000
指定正味財産期末残高		38,000
Ⅲ 正味財産期末残高		40, 257

# 収支予算書(いしかわ子ども交流センター会計)自令和4年4月1日<br/>至令和5年3月31日

		ДП)	至	令和	15年3月31日
科	目	予		算	額
I 一般正味財産増減の部         1 経常増減の部         (1) 経常収益         ① 事業収益         受託事業収入         県受託事業収入	X.				119,811 115,431 115,431
事業収入 ② 雑収益					4, 380 881 881
(2) 経常費用	経常収益計				120,692
① 事業費 受託事業費	経常費用計				120, 692 120, 692 120, 692
当期経常増減額 2 経常外増減の部					0
(1) 経常外収益 (2) 経常外費用					0
当期経常外増減額					0

	当期一般正味財産増減額	0
	一般正味財産期首残高	4,074
	一般正味財産期末残高	4,074
$\Pi$	指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	0
	指定正味財産期末残高	0
Ш	正味財産期末残高	4,074

	Т			
科	目	予	算	額
   I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
(1) 特定資産運用益				10,000
受取利息				10,000
2 事業収益				51,040
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				51,040
東京東京   東受託事業収入				51,040
(3) 繰越金収入				3,450
前期繰越金				3,450
刊为小木爬立立	経常収益計			64,490
   (2) 経常費用	小土 市 4人1111日			04,430
1 事業費				62,490
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 准 車 娄 弗			51,040
おりまれる	,			6,500
石い巨八の子育で不 地域の多様な子育て支援				
型域の多様な丁月(又接 2)管理費	凹件(7伯男乂坂尹未負			4,950
0 1 -,				2,000
支払利息	<b>奴</b> 弗用哥			2,000
小 拍1 6 5 5 5 1 5 7 5 2 2	経常費用計			64,490
当期経常増減額				0
2 経常外増減の部 (1) 経常外収益				0
(1) 経常外収益 (2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0
当规程市外增减額   <b>当期一般正味財産増減額</b>				0
一般正味財産期首残高				14,849
一般正味財産期末残高				14,849
<ul><li>展工味財産期本残局</li><li>Ⅱ 指定正味財産増減の部</li></ul>				14,043
				0
				0
指定正味財産期末残高				0
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□				14,849
皿 止外的 生剂 个次同				14,049

### 報告第25号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県産業創出支援機構の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県産業創出支援機構決算状況

事 業 実 績

		I		
	区 分	事業内容	事 業 量	金 額
	新産業の創出支援事 業	ベンチャー企業の創 出・育成の総合的支 援	スタートアップ資金の助成 9件	52,538
_		産学官の交流連携促 進及び共同研究推進	国・県等の大型共同研究プロジェクトの実施等	
		知的財産の保護・活 用支援	知的財産の保護・活用に関 する指導・相談 1,810件	
般	新市場の開拓推進事 業	取引開拓の推進	取引情報の収集提供 あっせん成立件数 17件 あっせん成立金額 41,296千円 商談会等の開催 61回	143, 180
		販路開拓の支援	展示会出展等への助成 321件 商談会等の開催 6件	
会	経営基盤の強化促進 事業	各種情報の収集提供	情報ライブラリーの運営 利用件数 1,215件 情報誌の発行 6,500部/隔月 産業創出デジタルネット ワークの運営	1, 115, 589
		経営支援センターを 拠点とする窓口相談、 専門家派遣等のコン サルティング	窓口相談·訪問 11,972件 民間専門家派遣 2,012件 再生相談件数 62件 再生計画策定完了 40件	
計		地域商業活性化の推 進	商店街振興組合等が行う集 客イベントやビジネスプラ ンの事業化に対する助成 2件	
		産業人材の確保・育 成支援	相談指導件数 137件	

報告第二
十五号
法人の経
2経営状況の対
報告につい
いて(公
益財団法人
石川県産業創出支援機構)

		産業大学講座の開催	経営支援セミナー等の開催 242回	
-	_	デジタル化設備の導 入等への支援	デジタル化設備の導入等へ の助成 120件	
		新型コロナウイルス 感染症対策	新分野進出・事業転換への 助成 109件	
			飲食・観光関連事業者の新 商品・新サービスの開発・ 販路開拓への助成 243件	
			3密を回避するための設備 導入への助成 6件	
<del>j</del> i	及 文		新たな需要を取り込む新技 術・新製品の研究開発への 助成 24件	
	産業振興施設の管理 運営事業	いしかわクリエイト ラボ、石川ハイテク 交流 センター の管 理・運営	クリエイトラボの運営 入居企業 39社 ハイテク交流センターの運	242,876
			営	
		サイエンスパーク内	情報通信ネットワーク基盤 の整備、管理、運営	
= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	<u> </u>	の交流連携と活性化 促進	の金舗、官座、連呂 相談会等の開催 7回	
		いしかわフロンティ アラボの整備・運営	フロンティアラボの運営 入居企業 10社	
		地場産業振興セン ターの管理・運営	管理面積 本館 5,527 m <sup>2</sup>	
			新館 7,996 m²	
Ē	†		接続棟 914 m² h	
			会議室、研修室、大ホール、 コンベンションホール	
	新産業の創出支援事業	新技術・新製品の事 業化の可能性調査へ の支援	事業化のための可能性調査 への助成 5件	199, 154
1	E	新技術・新製品の研 究開発等への支援	新技術・新製品の研究開発 等への助成 8件	
	<b>七</b> <b>董</b>	デジタル技術・シス テム研究開発等への	デジタル技術を活用した新 技術・新製品の研究開発等	
	K. C.	支援	への助成 4件	
	们 告	次世代産業の創造への支援	炭素繊維分野の研究開発へ の助成 5件	
	進		エネルギー・脱炭素化分野 の研究開発への助成 1件 ライフサイエンス分野の研	
- 1	±		究開発への助成 2件 航空機分野の研究開発への	
	£	TT of HI 70 Lb III ~ W	助成 2件	
	<del></del>	研究開発成果の事業 化への支援	研究開発成果の評価・実証 試験等への助成 2件	
		農林水産物の新製品 開発等への支援	機能性成分等の評価・実証 試験等への助成 1件	

次世代産業創造推進基金会計		産学官の交流連携の 促進	航空機産業の参入・展開の ための支援 企業と東大先端研との共同 研究への助成 5件 炭素繊維複合材料の事業化 に向けた研究会等の開催 医工連携による医療機器の 開発・事業化に向けた企業 情報収集等	
産業化資源活用	新産業の創出支援事業	新商品等開発・販路開拓への支援 ものづくり企業による新製品開発・ 関拓への支援 企業間・異業種連携 による表 による接	新商品・新サービスの開発・ 販路開拓への助成 143件 新製品開発から販路開拓ま での一貫した取組への助成 17件 企業間・異業種連携事業へ の助成 22件	195, 112
推進基金会計	新市場の開拓推進事 業	販路開拓の支援	新製品等の販路開拓 あっせん成立件数 166件 あっせん成立金額 117,127千円 展示会への出展支援 1回 商談会の開催 8回	27,695
設備貸与事業会計	経営基盤の強化促進 事業	中小企業等への設備の貸与	貸与件数 7件 貸与金額 158,310千円	53, 737

 貸
 借
 対
 照
 表

 (一
 般
 会
 計)
 令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部 1 流動資産 (1) 現金預金			я 342, 269, 927
① 現金 ② 預金 (2) 未収金			224, 200 342, 045, 727 404, 864, 903
(3) 立替金 (4) 前払金 2 固定資産	流動資産合計		211, 058, 526 1, 927, 572 960, 120, 928
<ul><li>2 固定資産</li><li>(1) 基本財産</li><li>① 定期預金</li><li>② 県長期貸付金</li></ul>			177, 220, 000 42, 220, 000 135, 000, 000
<ul><li>(2) 特定資産</li><li>① 創造的企業指導資金</li><li>県長期貸付金</li></ul>			4, 174, 550, 025 1, 550, 000, 000 1, 550, 000, 000
② 地域商業活性化推進基金 県長期貸付金			2,000,000,000 2,000,000,000

③ 融資制度損失補償引当資産	3, 959, 000
預金	3, 959, 000
④ 退職給付引当資産	224, 349, 148
預金	224, 349, 148
⑤ 賃貸施設保証金積立資産	19, 458, 459
預金	19, 458, 459
⑥ 建物	376, 482, 960
7 構築物	300, 458
(3) その他固定資産	2, 627, 055, 436
① 建物	2,375,871,263
② 附带設備	196, 010, 469
③ 構築物	49,092,747
④ 什器備品	5, 220, 465
⑤ 車両運搬具	810, 492
⑥ 出資金	50,000
固定資産合計	6, 978, 825, 461
資 産 合 計	7, 938, 946, 389
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 短期借入金	3,900,000,000
① 金融機関借入金	3,900,000,000
(2) 未払金	171, 113, 604
(3) 前受金	9, 508, 851
(4) 預り金	7, 789, 735
流動負債合計	4,088,412,190
2 固定負債	
(1) 長期借入金	687, 351, 750
① 金融機関借入金	687, 351, 750
(2) 退職給付引当金	224, 349, 148
(3) 融資制度損失補償引当金	3,959,000
(4) 賃貸施設保証金	19, 458, 459
固定負債合計	935, 118, 357
負債合計	5, 023, 530, 547
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	554,003,418
(うち基本財産への充当額)	(177, 220, 000)
(うち特定資産への充当額)	(376, 783, 418)
2 一般正味財産	2,361,412,424
正味財産合計	2, 915, 415, 842
負債及び正味財産合計	7, 938, 946, 389

#### 正 味 財 産 増 減 計 算 書 (一 般 会 計) 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

科		目	金	額
   I 一般]	E味財産増減の部			円
1	常増減の部			
	圣常収益			
(1)	基本財産運用益			675,844
	受取利息			675, 844
2	特定資産運用益			23, 740, 137
	受取利息			23, 740, 137
(3)	事業収益			629, 483, 635
	使用料収入			116, 556, 881
	受託事業収入			345, 498, 451
	県受託事業収入			34, 615, 238
	その他受託事業収入			310, 883, 213
	賃貸料収入			166, 878, 487
	展示事業収入			549,816
( <del>4</del> )	受取補助金等			1, 341, 330, 777
	国補助金			14, 414, 952
	県補助金			1, 299, 998, 741
	市町補助金			2,200,000
	指定正味財産からの振替額	額		24, 717, 084
(5)	受取負担金			46, 453, 254
6	雑収益			10, 929, 947
	受取利息			6,914
	雑収入			10, 923, 033
7	他会計繰入金			28, 831, 000
		経常収益計		2,081,444,594
(2) 着	圣常費用			
1	事業費			1,554,182,667
	新産業の創出支援事業費			52, 537, 726
	新市場の開拓推進事業費			143, 179, 657
	経営基盤の強化促進事業領	費		1, 115, 589, 007
	産業振興施設の管理運営事	事業費		242,876,277
2	管理費			509, 843, 571
	一般管理費			352,079,752
	支払利息			5, 732, 161
	減価償却費			152,031,658
		経常費用計		2,064,026,238
当其	胡経常増減額			17, 418, 356
2 経済	常外増減の部			
(1) 着	圣常外収益			
1	引当金戻入			120,000
	ř	経常外収益計		120,000
(2) 着	圣常外費用			0

当期経常外増減額		120,000
当期一般正味財産増減額		17, 538, 356
一般正味財産期首残高		2, 343, 874, 068
一般正味財産期末残高		2, 361, 412, 424
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
一般正味財産への振替額	$\triangle$	24, 717, 084
当期指定正味財産増減額	Δ	24, 717, 084
指定正味財産期首残高		578, 720, 502
指定正味財産期末残高		554,003,418
Ⅲ 正味財産期末残高		2, 915, 415, 842

# 貸借対照表 (次世代産業創造推進基金会計) 令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			円
1 流動資産			
(1) 現金預金			308, 724, 981
① 預金			308, 724, 981
(2) 未収金			79,695,076
(3) 前払金			404, 109
	流動資産合計		388, 824, 166
2 固定資産			
(1) 特定資産			30,000,000,000
① 次世代産業創造推進基金	金		30,000,000,000
県長期貸付金			30,000,000,000
	固定資産合計		30,000,000,000
資 産 合	計		30, 388, 824, 166
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
(1) 短期借入金			10,000,000,000
① 金融機関借入金			10,000,000,000
(2) 未払金			167, 844, 848
(3) 預り金			13,785
	流動負債合計		10, 167, 858, 633
2 固定負債			
(1) 長期借入金			20,000,000,000
① 金融機関借入金			20,000,000,000
	固定負債合計		20,000,000,000
	負債合計		30, 167, 858, 633
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			0
2 一般正味財産			220, 965, 533
	正味財産合計		220, 965, 533
負債及び正味財産	合計		30, 388, 824, 166

# 正 味 財 産 増 減 計 算 書 (次世代産業創造推進基金会計)

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	在木制也在产生工	至 全	令和 4 年 3 月31日
科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			円
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益			235, 026, 573
受取利息			235, 026, 573
② 受取補助金等			41, 463, 200
県補助金			41, 463, 200
③ 受取受託金			1,737,278
国受託金			1,737,278
④ 受取負担金			6,668
⑤ 雑収益			2,395
受取利息			1,363
雑収入			1,032
	経常収益計		278, 236, 114
(2) 経常費用			, ,
① 事業費			199, 154, 312
新産業の創出支援事業	業 <b>費</b>		199, 154, 312
新技術·新製品事業们	比可能性調査事業費		5, 878, 210
新技術・新製品研究	究開発支援事業費		57, 035, 000
デジタル技術・システム研			40,000,000
次世代産業創造支持			71, 365, 000
事業化促進支援事業	<b>業費</b>		10, 222, 000
農林水産物機能性等訊	平価·実証支援事業費		2, 474, 956
航空機産業連携促進	<b></b> 生事業費		262,910
東大連携促進事業領	<b>集</b>		9, 110, 000
炭素繊維複合材料。	車携促進事業費		1,463,200
医工連携イノベー	ション推進事業費		1,343,036
② 管理費			46, 697, 365
一般管理費			6,697,372
支払利息			39, 999, 993
	経常費用計		245, 851, 677
当期経常増減額			32, 384, 437
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額			32, 384, 437
一般正味財産期首残高			188, 581, 096
一般正味財産期末残高			220, 965, 533
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
Ⅲ 正味財産期末残高			220, 965, 533

貸借対照表 (産業化資源活用推進基金会計) 令和4年3月31日現在

科	I	金	額
I 資産の部			円
1 流動資産			
(1) 現金預金			431, 444, 301
① 預金			431, 444, 301
(2) 未収金			64, 519, 026
(3) 前払金			198,014
	流動資産合計		496, 161, 341
2 固定資産			· · ·
(1) 特定資産			40, 127, 641, 872
① 中小企業チャレンジ支援	基金		40,000,000,000
県長期貸付金			39, 999, 200, 000
定期預金			800,000
② 中小企業チャレンジ支援	事業積立資産		127,641,872
預金			127,641,872
	固定資産合計		40, 127, 641, 872
資 産 合	計		40, 623, 803, 213
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
(1) 短期借入金			11,900,000,000
① 県借入金			5,000,000,000
② 金融機関借入金			6,900,000,000
(2) 未払金			134,076,796
(3) 預り金			84,597
	流動負債合計		12,034,161,393
2 固定負債			
(1) 長期借入金			28, 100, 000, 000
① 県借入金			10, 100, 000, 000
② 金融機関借入金			18,000,000,000
	固定負債合計		28, 100, 000, 000
W This III do a do	負債合計		40, 134, 161, 393
Ⅲ 正味財産の部			105 041 050
1 指定正味財産	to the contract of the contract of		127, 641, 872
	資産への充当額)		(127, 641, 872)
2 一般正味財産 	工吐肚本人型		361, 999, 948
タ 佳 五 パ 丁 叶 卍 立 ノ	正味財産合計		489, 641, 820
負債及び正味財産台 	î al		40, 623, 803, 213

# 正 味 財 産 増 減 計 算 書 (産業化資源活用推進基金会計)

科	目	金	額
┃ ┃ Ⅰ 一般正味財産増減の部			H
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益			318, 519, 497
受取利息			318, 519, 497
② 受取補助金等			46, 446, 611
指定正味財産からの	振替額		46, 446, 611
③ 受取負担金			2,930,000
4 雑収益			4,612
受取利息			3, 165
雑収入			1,447
112 200	経常収益計		367, 900, 720
(2) 経常費用	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,
① 事業費			222, 807, 259
新産業の創出支援事	業費		195, 112, 398
新商品等開発・販	路開拓支援事業費		130, 677, 469
ものづくり企業特			32, 750, 985
企業間・異業種連			31,683,944
新市場の開拓推進事			27, 694, 861
販路開拓支援事業	費		27, 694, 861
② 管理費	-		44, 855, 537
一般管理費			8,800,750
支払利息			36, 054, 787
	経常費用計		267, 662, 796
当期経常増減額			100, 237, 924
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額			100, 237, 924
一般正味財産期首残高			261, 762, 024
一般正味財産期末残高			361, 999, 948
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額		$\triangle$	46, 446, 611
当期指定正味財産増減額		Δ	46, 446, 611
指定正味財産期首残高			174, 088, 483
指定正味財産期末残高			127, 641, 872
Ⅲ 正味財産期末残高			489,641,820

貸 借 対 照 表 (設備資金貸付・設備貸与事業会計) 令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			円
1 流動資産			
(1) 現金預金			266, 019, 995
① 預金			266, 019, 995
(2) 未収金			252, 572, 621
(3) 前払金			73, 143
(4) 貸与設備			926, 769, 000
(5) 貸倒引当金		$\triangle$	221, 214, 998
	流動資産合計		1, 224, 219, 761
2 固定資産			
(1) 特定資産			1,542,647,891
① 貸与制度経営基盤強化資	金		1,000,000,000
県長期貸付金			1,000,000,000
② 償還準備積立資産			503, 650, 000
県長期貸付金			500,000,000
預金			3,650,000
③ リース設備引揚準備積立	資産		748,845
預金			748, 845
④ 貸倒引当準備資産			38, 249, 046
預金			38, 249, 046
(2) その他固定資産			6,391,181
① 建物			1,079,680
② 車両運搬具			1
③ 電話加入権			301,500
④ 出資金			10,000
⑤ 投資有価証券			5,000,000
	固定資産合計		1,549,039,072
資 産 合	計		2, 773, 258, 833
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			1 010 000 000
(1) 短期借入金			1,810,000,000
① 金融機関借入金			1,810,000,000
(2) 未払金			6,362,608
(3) 預り金	法科名住人司		91,552
0. 田庁名生	流動負債合計		1,816,454,160
2 固定負債			10 700 000
(1) 長期借入金			18,708,000
① 県借入金			18, 708, 000
(2) 設備貸与保証金			110, 252
(3) 機械類信用保険預り金			47, 463, 436

(4) リース信用保険預り金	2,751,756
固定負債合計	69, 033, 444
負債合計	1,885,487,604
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	887,771,229
(うち特定資産への充当額)	(748, 845)
正味財産合計	887, 771, 229
負債及び正味財産合計	2, 773, 258, 833

正 味 財 産 増 減 計 算 書 (設備資金貸付・設備貸与事業会計) 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

			1/11 4 + 0 /101 1
科	目	金	額
   I 一般正味財産増減の部			PI
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益			7, 969, 863
受取利息			7, 969, 863
② 事業収益			26, 433, 236
設備貸与損料			26, 263, 236
設備リース料			170,000
③ 受取補助金等			8,876,600
県補助金			8,876,600
④ 貸倒引当金戻入			10,693,249
⑤ 雑収益			12, 553, 311
受取利息			3,990,757
雑収入			8, 562, 554
⑥ 他会計繰入金			1, 120, 000
	経常収益計		67, 646, 259
(2) 経常費用			
① 事業費			53, 736, 845
経営基盤の強化促進事	<b>事業費</b>		53, 736, 845
設備資金貸付事業費	Ė.		6, 594, 118
設備貸与事業費(国	国制度)		16, 240, 376
設備貸与事業費(県	具制度)		30, 902, 351
② 管理費			86,359
減価償却費			86, 359
③ 他会計繰出金			29, 951, 000
	経常費用計		83, 774, 204
当期経常増減額		$\triangle$	16, 127, 945
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額		Δ	16, 127, 945

	一般正味財産期首残高	903, 899, 174
	一般正味財産期末残高	887,771,229
$\Pi$	指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	0
	指定正味財産期末残高	0
Ш	正味財産期末残高	887, 771, 229
	П	一般正味財産期末残高 Ⅱ 指定正味財産増減の部 当期指定正味財産増減額 指定正味財産期首残高 指定正味財産期末残高

監 査 意 見

公益財団法人石川県産業創出支援機構定款第28条の規定により、公益財団法人石川県産業創出支援機構の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年6月8日

公益財団法人 石川県産業創出支援機構

棗

監 事

監事 北 山 章

左登志

### 2 令和4年度公益財団法人石川県産業創出支援機構事業予定

事 業 計 画

	区分	事業内容	事業量	金 額
	新産業の創出支援事 業	ベンチャー企業の創 出・育成の総合的支 援	スタートアップ資金の助成 等	82, 552
		産学官の交流連携促 進及び共同研究推進	国・県等の大型共同研究プロジェクトの実施等	
		知的財産の保護・活 用支援	知的財産の保護・活用に関 する指導・相談等	
_	新市場の開拓推進事 業	取引開拓の推進	取引情報の収集提供 商談会等の開催	163,624
		販路開拓の支援	国内外での販路開拓に対す る支援	
411	経営基盤の強化促進 事業	各種情報の収集提供	情報ライブラリーの運営 情報誌の発行 産業創出デジタルネット ワークの運営	2, 014, 337
般		経営支援センターを 拠点とする窓口相談、 専門家派遣等のコン サルティング	ベンチャー・中小企業への 人材育成支援、個別経営相 談、民間専門家派遣等	
		地域商業活性化の推 進	商店街振興組合等が行う集 客イベントやビジネスプラ ンの事業化に対する支援	
会		産業人材の確保・育 成支援	企業と人材のマッチングの 推進	
		産業大学講座の開催	経営支援セミナー等の開催	
		デジタル化設備の導 入等への支援	デジタル化設備の導入等に 対する支援	
		新型コロナウイルス 感染症対策と原油・ 原材料価格の高騰対	新分野進出・事業転換への 支援	
計		策	省エネルギー設備の導入に 対する支援 商品・サービスの高付加価 値化への支援	
	産業振興施設の管理 運営事業	いしかわクリエイト ラボ、石川ハイテク 交流 センター の管 理・運営	クリエイトラボの運営 ハイテク交流センターの運 営	286, 838
		サイエンスパーク内 の交流連携と活性化 促進	情報ネットワーク基盤の整備、管理、運営 交流会・講演会等の開催	

一般		いしかわフロンティ アラボの整備・運営	ベンチャー・研究開発型企 業を対象とした賃貸施設の 整備、運営	
会計		地場産業振興セン ターの管理・運営	各種研修会・展示会活動等 の支援	
	新産業の創出支援事 業	新技術・新製品の事 業化の可能性調査へ の支援	事業化のための可能性調査 に対する支援	230, 300
次世		新技術・新製品の研 究開発等への支援	新技術・新製品の研究開発 等に対する支援	
代		デジタル技術・シス テム研究開発等への 支援	デジタル技術を活用した新 技術・新製品の研究開発等 に対する支援	
産		次世代産業の創造へ の支援	炭素繊維分野の研究開発に 対する支援	
業			エネルギー・脱炭素化分野 の研究開発に対する支援	
創造			ライフサイエンス分野の研 究開発に対する支援	
推			航空機分野の研究開発に対 する支援	
進		研究開発成果の事業 化への支援	研究開発成果の評価・実証 試験等に対する支援	
基		農林水産物の新製品 開発等への支援	機能性成分等の評価・実証 試験等に対する支援	
金		産学官の交流連携の 促進	航空機産業の参入・展開の ための支援	
会			企業と東大先端研との共同 研究の推進	
計			炭素繊維複合材料の事業化 の促進	
			医工連携による医療機器の 開発・事業化の促進	
産業化	新産業の創出支援事 業	新商品等開発・販路 開拓への支援	新商品・新サービスの開発・ 販路開拓に対する支援	333,440
資源活用		ものづくり企業によ る新製品開発・販路 開拓への支援	新製品開発から販路開拓までの一貫した取組に対する 支援	
産業化資源活用推進基金会計		企業間・異業種連携 による新商品開発等 への支援	企業間・異業種連携事業の 推進	
	新市場の開拓推進事 業	販路開拓の支援	首都圏における見本市等へ の参加	40,000
設備貸与事業会計	経営基盤の強化促進 事業	中小企業等への設備の貸与	貸与枠 18億円	65, 797

科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				686
受取利息				686
② 特定資産運用益				21,950
受取利息				21,950
③ 事業収益				684, 689
使用料収入				121,658
受託事業収入				395, 968
県 <b>受託事業</b>	収入			35, 916
その他受託				360,052
賃貸料収入	• >1• > •			167, 063
④ 受取補助金等				2, 224, 126
国補助金				33,022
県補助金				2, 161, 677
市町補助金				4,710
指定正味財産	からの振替額			24,717
⑤ 受取負担金	VALUE BY			73, 121
6 雑収益				6,764
受取利息				5
維収入				6,759
⑦ 他会計繰入金				31,228
0 122,	経常収益計			3,042,564
(2) 経常費用	7.2.77. 7.4.2.7.7			-,-,,
① 事業費				2,547,351
新産業の創出	支援事業費			82,552
新市場の開拓				163, 624
経営基盤の強				2,014,337
	の管理運営事業費			286, 838
② 管理費				522,616
一般管理費				365, 066
支払利息				5, 517
減価償却費				152, 033
③ 他会計繰出金				11,322
) .3 <b>2</b> (1)(1)(1)	経常費用計			3,081,289
当期経常増減額	124 X / HH	Δ		38,725
2 経常外増減の部				,
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0
当期一般正味財産増		Δ		38, 725

	一般正味財産期首残高		2,361,412
	一般正味財産期末残高		2, 322, 687
$\Pi$	指定正味財産増減の部		
	一般正味財産への振替額	$\triangle$	24,717
	当期指定正味財産増減額	Δ	24,717
	指定正味財産期首残高		554,003
	指定正味財産期末残高		529, 286
Ш	正味財産期末残高		2,851,973

科目		予	算	額
I 一般正味財産増減の部				1
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 特定資産運用益				232,602
受取利息				232,602
② 事業収益				2,900
受託事業収入				2,900
その他受託事業収入				2,900
③ 受取補助金等				41,200
県補助金				41,200
④ 雑収益				20
受取利息				20
経常:	収益計			276, 722
(2) 経常費用				
① 事業費				230, 300
新産業の創出支援事業費				230,300
新技術·新製品事業化可能性調查	事業費			8,000
新技術・新製品研究開発支援	事業費			70,000
デジタル技術・システム研究開発加速支	援事業費			40,000
次世代産業創造支援事業費				80,000
事業化促進支援事業費				10,000
農林水産物機能性等評価・実証支援	事業費			5,000
航空機産業連携促進事業費				6,200
東大連携促進事業費				7,000
炭素繊維複合材料連携促進事	業費			1,200
医工連携イノベーション推進	事業費			2,900
② 管理費				47,922
一般管理費				7,922
支払利息				40,000
	費用計			278, 222
当期経常増減額		$\triangle$		1,500
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0

	当期経常外増減額		0
	当期一般正味財産増減額	Δ	1,500
	一般正味財産期首残高		220,966
	一般正味財産期末残高		219,466
$\Pi$	指定正味財産増減の部		
	当期指定正味財産増減額		0
	指定正味財産期首残高		0
	指定正味財産期末残高		0
$\coprod$	正味財産期末残高		219, 466

#### 

				5年3月31日
科	目	子	算	額
1 処式は母素はよの初				千円
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				217 000
① 特定資産運用益				317,800
受取利息				317,800
② 受取補助金等				94,480
指定正味財産からの	) 振替額			94,480
③ 受取負担金				3, 180
④ 他会計繰入金	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -			11,300
( )	経常収益計			426, 760
(2) 経常費用				
① 事業費				373,440
新産業の創出支援事				333,440
新商品等開発・販	瓦路開拓支援事業費			189, 740
ものづくり企業界	持別支援事業費			79,500
企業間・異業種連	直携支援事業費			64,200
新市場の開拓推進事	手業費			40,000
販路開拓支援事業	<b></b>			40,000
② 管理費				48,055
一般管理費				12,000
支払利息				36,055
	経常費用計			421,495
当期経常増減額				5, 265
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0
当期一般正味財産増減額				5, 265
一般正味財産期首残高				362,000
一般正味財産期末残高				367, 265
Ⅱ 指定正味財産増減の部				,
一般正味財産への振替額		$\triangle$		94,480
当期指定正味財産増減額		Δ		94, 480

	指定正味財産期首残高	127,642
	指定正味財産期末残高	33, 162
Ш	正味財産期末残高	400, 427

# 収 支 予 算 書 (設備資金貸付・設備貸与事業会計) 自 $\phi$ 和 4 年 4 月 1 日 至 $\phi$ 和 5 年 3 月 31日

科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 一板上味り 医増減の部 1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 特定資産運用益				7,000
受取利息				7,000
②事業収益				35,438
設備貸与損料				35, 238
設備リース料				200
③ 受取補助金等				12,510
県補助金				12,510
(4) 雑収益				4,029
受取利息				3,503
<b>建収入</b>				526
か出れ入ノへ	経常収益計			58,977
(2) 経常費用	小王 山 7人1111日			00,511
① 事業費				65, 797
経営基盤の強化促進	<b></b> 基			65, 797
設備資金貸付事業資				6,921
設備貸与事業費(目	•			17,666
設備貸与事業費(原				41,210
②管理費	K 1947/2/			86
減価償却費				86
③ 貸倒引当金繰入				28,992
(4) 他会計繰出金				31,206
	経常費用計			126, 081
当期経常増減額	******	Δ		67, 104
2 経常外増減の部				· ·
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0
当期一般正味財産増減額		Δ		67, 104
一般正味財産期首残高				887,771
一般正味財産期末残高				820,667
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				0
指定正味財産期首残高				0
指定正味財産期末残高				0
Ⅲ 正味財産期末残高				820,667

## 報告第26号

## 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、一般財団法人石川県文化・産業振興基金の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度一般財団法人石川県文化·産業振興基金決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
文化・産業振興事業		]催等産業振り			2	9, 503

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	E	金	額
I 資産の部 1 流動資産 (1) 現金預金 ① 預金  2 固定資産 (1) 特定資産 ① 文化・産業振興資金 普通預金 定期預金	流動資産合計		210, 692 210, 692 210, 692 210, 692 157, 072, 000 157, 072, 000 34, 572, 000 122, 500, 000
	固定資産合計		157,072,000
資 産 合	計		157, 282, 692
Ⅱ 負債の部 1 流動負債 2 固定負債	負債合計		0 0 0

Ⅲ 正味財産の部		
1 指定正味財産		157,072,000
( )	ち特定資産への充当額)	(157, 072, 000)
2 一般正味財産		210,692
	正味財産合計	157, 282, 692
負債及び正味	財産合計	157, 282, 692

#### 正味財産増減計算書

科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			円
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益			57, 179
受取利息			57, 179
② 受取補助金等			29, 503, 000
指定正味財産からの振	<b>*</b>		29, 503, 000
7,1,7,2,1,7,1,7	経常収益計		29, 560, 179
(2) 経常費用	view the beams Hill		,,
① 事業費			29, 503, 000
文化・産業振興事業費			29, 503, 000
② 管理費			148, 324
一般管理費			148, 324
	経常費用計		29,651,324
当期経常増減額		$\triangle$	91, 145
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額		Δ	91,145
一般正味財産期首残高			301,837
一般正味財産期末残高			210,692
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額		$\triangle$	29, 503, 000
当期指定正味財産増減額		Δ	29, 503, 000
指定正味財産期首残高			186, 575, 000
指定正味財産期末残高		_	157, 072, 000
Ⅲ 正味財産期末残高			157, 282, 692

#### 監 查 意 見

一般財団法人石川県文化・産業振興基金定款第26条の規定により、一般財団法人石川県文化・産業振興基金の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月17日

一般財団法人 石川県文化・産業振興基金

監 事 小 川 甚次郎

監事 瀬澤幸 利

#### 2 令和 4 年度一般財団法人石川県文化·産業振興基金事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
文化・産業振興事業	文化・産業扱				4	9,700
	展示会の開	<b>月催等産業振</b> 身	興への助成			
	イベントの	開催等文化技	辰興への助成			

#### 収 支 予 算 書

T) I	П	→	<i>k-k-</i>	dost
科	B	予	算	額
T 60. 그라마. 각 14. 14. 4. 4.				千円
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 特定資産運用益				40
受取利息				40
② 受取補助金等				49,700
指定正味財産からの	振替額			49,700
	経常収益計			49,740
(2) 経常費用				
① 事業費				49,700
文化・産業振興事業	費			49,700
② 管理費				121
一般管理費				121
	経常費用計			49,821
当期経常増減額		Δ		81
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0
当期一般正味財産増減額		Δ		81
一般正味財産期首残高				232
一般正味財産期末残高				151
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額		$\triangle$		49,700
当期指定正味財産増減額		Δ		49,700
指定正味財産期首残高				157,072
指定正味財産期末残高				107, 372
Ⅲ 正味財産期末残高				107, 523

#### 報告第27号

## 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県デザインセンターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県デザインセンター決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
産業デザイン活性化事業	産学連携に	対象にした研究 よる新商品開発 普及や発展に貢	支援	頂彰		10, 152
クラフト産業育成事業	首都圏での見	展示会出展 の高い商品の選	定と販路開持	石		3,358
情報収集・提供等事業	専門家派遣	連資料の収集及 によるデザイン に対する個別相	活用支援			13, 159
石川県デザイン展開催事 業	石川県デザ	イン展の開催				3,789
国際ガラス展・漆展「特 別展」開催事業	国際ガラス	展・漆展「特別	展」の開催			7,790
国際ガラス展・金沢開催 準備事業	国際ガラス	展・金沢2022の	開催準備			2,303

#### 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部 1 流動資産 (1) 現金預金 ① 預金 (2) 未収金			7,417,218 7,417,218 1,269,260
	流動資産合計		8,686,478

2 固定資産	
(1) 基本財産	11,000,000
① 定期預金	11,000,000
(2) 特定資産	7,700,423
① 退職給付引当資産	2, 100, 423
定期預金	2, 100, 423
② 特定費用準備資金	5,600,000
預金	5,600,000
(3) その他固定資産	58, 649, 387
① 備品	58, 649, 387
美術品	58, 649, 387
固定資産合計	77, 349, 810
·	
者	86, 036, 288
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	1,356,697
(2) 預り金	792, 166
流動負債合計	2, 148, 863
2 固定負債	
(1) 退職給付引当金	2, 100, 423
固定負債合計	2, 100, 423
負債合計	4,249,286
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	11,000,000
(うち基本財産への充当額)	(11,000,000)
2 一般正味財産	70, 787, 002
正味財産合計	81,787,002
負債及び正味財産合計	86, 036, 288

## 正味財産増減計算書

科		目	金	額
1 経常	□味財産増減の部 □増減の部 □常収益 基本財産運用益			д 220
	受取利息			220
2	受取会費			3, 355, 000
3	事業収益			13,024,610
	出品料等収入			3,625,610
	受託事業収入			9,399,000
	その他受託事業収入			9,399,000
4	受取補助金等			56,619,000
	県補助金			48,069,000

その他補助金	8,550,000
⑤ 雑収益	314
雑収入	314
経常収益計	72, 999, 144
(2) 経常費用	
① 事業費	40,551,095
産業デザイン活性化事業費	10, 151, 919
クラフト産業育成事業費	3, 357, 595
情報収集・提供等事業費	13, 159, 322
石川県デザイン展開催事業費	3,788,763
国際ガラス展・漆展「特別展」開催事業費	7,790,030
国際ガラス展・金沢開催準備事業費	2,303,466
② 管理費	29, 798, 277
一般管理費	29, 798, 277
経常費用計	70, 349, 372
当期経常増減額	2,649,772
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	
① ガラス作品等除却損	1,201,233
経常外費用計	1,201,233
当期経常外増減額	△ 1,201,233
当期一般正味財産増減額	1,448,539
一般正味財産期首残高	69, 338, 463
一般正味財産期末残高	70, 787, 002
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	11,000,000
指定正味財産期末残高	11,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	81, 787, 002

#### 監 查 意 見

公益財団法人石川県デザインセンター定款第34条の規定により、公益財団法人石川県デザインセンターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月24日

公益財団法人 石川県デザインセンター 監事 田 畠 夏 江

#### 2 令和4年度公益財団法人石川県デザインセンター事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
産業デザイン活性化事業	産学連携によ	寸象にした研究 よる新商品開発 普及や発展に貢	支援	題彰		10,353
クラフト産業育成事業	首都圏での原 デザイン性の	展示会出展 の高い商品の選	髪定と販路開打	石		3,800
情報収集・提供等事業	専門家派遣り	連資料の収集及 こよるデザイン こ対する個別相	活用支援			12,685
石川県デザイン展開催事 業	石川県デザク	イン展の開催				3,800
国際ガラス展・金沢開催 事業	国際ガラス原	展・金沢2022の	開催			31,400
国際漆展・石川開催準備 事業	国際漆展・石	5川2023の開催	<b>達準備</b>			1,300

## 収 支 予 算 書

科	目	予	算	額
				千円
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				2
受取利息				2
② 受取会費				3,710
③ 事業収益				16,480
出品料等収入				7,980
受託事業収入				8,500
その他受託事業収入				8,500
4 受取補助金等				65,956
県補助金				53,976
その他補助金				11,980
⑤ 雑収益				4
雑収入				4
	経常収益計			86, 152
(2) 経常費用				
① 事業費				63,338

産業デザイン活性化事業費	10,353
クラフト産業育成事業費	3,800
情報収集・提供等事業費	12,685
石川県デザイン展開催事業費	3,800
国際ガラス展・金沢開催事業費	31,400
国際漆展・石川開催準備事業費	1,300
② 管理費	30,652
一般管理費	30,652
経常費用計	93,990
当期経常増減額	△ 7,838
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
① 特定費用準備資金繰入	5,600
経常外収益計	5,600
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	5,600
当期一般正味財産増減額	Δ 2,238
一般正味財産期首残高	66,838
一般正味財産期末残高	64,600
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	11,000
指定正味財産期末残高	11,000
Ⅲ 正味財産期末残高	75,600

#### 報告第28号

## 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、七尾海陸運送株式会社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度七尾海陸運送株式会社決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事業内容	事	業量	金額
港湾運送事業	輸移入	木材関連 石炭 その他	79,726トン 2,894,154トン 63,842トン	売上高 881,066
	輸移出 船舶代理店	石膏等 外航船 内航船	87,222トン 128隻 332隻	02 767
倉庫業		出庫量 入庫量	18,027トン16,404トン	売上高 61,050
貨物自動車運送事業	区域輸送損保代理店等	取扱量	66,108トン	売上高 189,870 売上高
	12 NOT AT 1			23,576

## 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部 1 流動資産 (1) 現金預金 (2) 受取手形 (3) 未収金 (4) その他流動資産 2 固定資産 (1) 有形固定資産			914, 536, 596 623, 129, 448 70, 967, 690 215, 507, 998 4, 931, 460 932, 000, 471 560, 971, 543

① 建物	302, 513, 464
② 建物附属設備	1,648,251
③ 構築物	32, 705, 590
<ul><li>④ 船舶</li></ul>	668, 134
⑤ 車輌運搬具	19, 255, 076
⑥ 作業用機械機具備品	16, 244, 919
⑦ 事務用器具備品	275, 868
⑧ リース資産	26, 987, 500
9 土地	160, 672, 741
(2) 無形固定資産	527,640
① 施設利用権	527,640
(3) 投資その他の資産	370, 501, 288
① 有価証券	368, 055, 039
② 出資金	585,000
③ 差入保証金等	1, 861, 249
資 産 合 計	1,846,537,067
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	289, 903, 431
(1) 支払手形	24, 392, 121
(2) 未払費用	117, 376, 160
(3) 1年以内返済長期借入金	12, 928, 000
(4) 預り金	9,754,919
(5) 未払消費税等	11, 917, 500
(6) 未払法人税等	46, 035, 700
(7) 賞与引当金	65, 124, 476
(8) その他流動負債	2,374,555
2 固定負債	216, 112, 803
(1) 長期借入金	10,066,000
(2) 長期リース債務	29, 146, 500
(3) 退職給付引当金	128, 433, 152
(4) 役員退職慰労引当金	48, 467, 151
負 債 合 計	506, 016, 234
Ⅲ 純資産の部	
1 株主資本	1,340,520,833
(1) 資本金	80,000,000
(2) 資本剰余金	70, 541, 790
(3) 利益剰余金	1, 189, 979, 043
純 資 産 合 計	1,340,520,833
負債及び純資産合計	1,846,537,067

損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

科	目	金	額
I 売上総利益			円
1 売上高			1, 248, 328, 831
(1) 港湾運送事業収入			973, 832, 742
(2) 倉庫業収入			61,050,185
(3) 貨物自動車運送事業等収入			213, 445, 904
2 作業費			854, 216, 980
(1) 作業人件費			527, 156, 044
(2) 作業経費			327,060,936
売 上 総 利 益			394, 111, 851
Ⅱ 販売費及び一般管理費			235, 887, 650
営 業 利 益			158, 224, 201
Ⅲ 営業外損益			
1 営業外収益			68, 987, 831
(1) 受取利息			5,486
(2) 受取配当金			8,008,640
(3) 雑収入			60, 973, 705
2 営業外費用			5, 451, 748
(1) 支払利息			221,689
(2) 貸倒償却			343,500
(3) 諸損金			4,886,559
経 常 利 益			221, 760, 284
IV 特別損益			
1 特別利益			9, 221, 555
(1) 賞与引当金戻入			8,671,558
(2) 固定資産処分益			549, 997
2 特別損失			0
税引前当期純利益			230, 981, 839
法 人 税 等			72, 120, 503
当 期 純 利 益			158, 861, 336

監 査 意 見

会社法(平成17年法律第86号)第436条第1項の規定により、七尾海陸運送株式会社の令和3年 度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認 めます。

令和4年5月12日

#### 七尾海陸運送株式会社

 監査役
 北
 山
 章

 監査役
 永
 崎
 陽

 監査役
 飛
 要

#### 2 令和4年度七尾海陸運送株式会社事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区 分	事業内容	事	業量	金額
港湾運送事業	輸移入	木材関連 石炭 その他	75,000トン 2,650,000トン 30,000トン	売上高 821,000
	輸移出 船舶代理店	石膏等 外航船 内航船	70,000トン 125隻 265隻	売上高 80,000
倉庫業		出庫量 入庫量	20,000トン20,000トン	売上高 56,000
貨物自動車運送事業	区域輸送 損保代理店等	取扱量	70,000トン	売上高 190,000 売上高 23,000

収 支 予 算 書

科	E	予	算	額
I 収益の部 1 営業収益 2 営業外収益				1,170,000 16,505
	収益合計			1, 186, 505
Ⅱ 費用の部				
1 営業費用				1,110,000
2 営業外費用				4,900
	費用合計			1,114,900

#### 報告第29号

## 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人山中漆器 産業技術センターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人山中漆器産業技術センター決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事業内容	事業	量	金	額
センター管理運営事業	山中漆器産業技術セン ターの管理運営	管理面積 建物	2, 261 m <sup>2</sup>	39	,154 ),
ろくろ研修事業	挽物ろくろ技術習得 後継者の養成・育成	基礎コース1年 基礎コース2年 専門コース1年 専門コース2年	6名 2名 3名 2名	19	9,910
産業振興事業	人材育成 産地活性化支援	漆芸教室等 施設等使用 見学体験等	355名 104回 2,051名	3	3, 293

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			円
1 流動資産			
(1) 現金預金			2,319,312
① 預金			2,319,312
(2) 未収金			829, 520
	流動資産合計		3, 148, 832
2 固定資産			
(1) 基本財産			30,000,000
① 定期預金			30,000,000
(2) 特定資産			10,067,459
① 退職給付引当資産			9, 167, 459
預金			9, 167, 459

② 動向調査積立資産	900,000
預金	900,000
(3) その他固定資産	6,055,605
① 什器備品	6,055,605
固定資産合計	46, 123, 064
資 産 合 計	49, 271, 896
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	74,442
(2) 預り金	113,760
流動負債合計	188, 202
2 固定負債	
(1) 退職給付引当金	9, 167, 459
固定負債合計	9, 167, 459
負債合計	9, 355, 661
Ⅲ 正味財産の部	. ,
1 指定正味財産	30,000,000
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)
2 一般正味財産	9, 916, 235
正味財産合計	39, 916, 235
負債及び正味財産合計	49, 271, 896

## 正味財産増減計算書

T)			लंगा
科		金	額
1 ・処工吐母 幸福達の郊			円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			601
受取利息			601
② 事業収益			45, 196, 500
授業料収入			2,400,000
入学検定等手数料収入			108,400
施設等使用料収入			395, 100
受託事業収入			42, 293, 000
県受託事業収入			42, 293, 000
③ 受取補助金等			541, 200
国補助金			541, 200
④ 受取負担金			17, 153, 000
⑤ 雑収益			843,673
雑収入			843,673
<b>小につ入ノ</b> へ	<b>奴帝</b> 旧光斗		
	経常収益計		63, 734, 974
(2) 経常費用			
① 受託事業費			59,064,534

センター管理運営事業費	39, 154, 195
ろくろ研修事業費	19,910,339
② 産業振興事業費	3, 293, 091
経常費用計	62, 357, 625
当期経常増減額	1,377,349
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	1,377,349
一般正味財産期首残高	8, 538, 886
一般正味財産期末残高	9, 916, 235
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	30,000,000
指定正味財産期末残高	30,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	39, 916, 235

監 査 意 見

公益財団法人山中漆器産業技術センター定款第23条の規定により、公益財団法人山中漆器産業技術センターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月23日

公益財団法人 山中漆器産業技術センター

監事 谷 野 あづさ

監事 浅 井 廣 史

#### 2 令和4年度公益財団法人山中漆器産業技術センター事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事業内容	事 業	星	金 額
センター管理運営事業	山中漆器産業技術セン ターの管理運営	管理面積 建物	2,261 m <sup>2</sup>	40, 199
ろくろ研修事業	挽物ろくろ技術習得 後継者の養成・育成	基礎コース1年 基礎コース2年 専門コース1年 専門コース2年	6名 5名 2名 2名	18, 518
産業振興事業	人材育成 産地活性化支援	漆芸教室等 施設等使用 見学体験等		5, 985

## 収 支 予 算 書

			è 令相:	5 年 3 月31 日
科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 事業収益				45,896
授業料収入				2,794
入学検定等手数料収入				142
施設等使用料収入				438
受託事業収入				42,522
県受託事業収入				42,522
② 受取補助金等				940
国補助金				940
③ 受取負担金				17, 146
<ul><li>④ 雑収益</li></ul>				420
雑収入				420
⑤ 特定資産取崩				300
動向調查積立資産取崩				300
	経常収益計			64,702
(2) 経常費用				
① 受託事業費				58,717
センター管理運営事業費				40, 199
ろくろ研修事業費				18,518
② 産業振興事業費				5,985
	経常費用計			64,702

当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	9,916
一般正味財産期末残高	9,916
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	30,000
指定正味財産期末残高	30,000
Ⅲ 正味財産期末残高	39,916

#### 報告第30号

## 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、一般財団法人石川県金 沢勤労者プラザの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度一般財団法人石川県金沢勤労者プラザ決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事業内容	事業	量	金額
金沢勤労者プラザ管理運営事業	管理運営 開館時間 日曜日及び祝日 自至 17時 その他の日 自至 21時 施設の提供 講座の開催	管理面積 敷地 建物 会議室等利用 体育館等利用 受講者	12,032㎡ 8,135㎡ 140,954人 22,071人 2,312人	106, 722

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
			円
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金預金			20, 346, 004
① 現金			974,850
② 預金			19, 371, 154
(2) 未収金			1,063,598
	流動資産合計		21,409,602
2 固定資産			
(1) 基本財産			10,000,000
① 定期預金			10,000,000

(2) その他固定資	产産	2,731,608
① 工具器具備		2,731,608
	固定資産合計	12,731,608
資 産	合計 計	34, 141, 210
Ⅱ 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		13, 285, 369
(2) 前受金		7,864,770
(3) 預り金		259, 463
	流動負債合計	21,409,602
2 固定負債		0
	負債合計	21,409,602
Ⅲ 正味財産の部		
1 指定正味財産		10,000,000
	(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)
2 一般正味財産		2,731,608
	正味財産合計	12,731,608
負債及び	が正味財産合計	34, 141, 210

#### 正味財産増減計算書

		王 *	〒和4年3月31日
科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 基本財産運用益 受取利息 ② 事業収益 利用料収入 施設利用料収入 駐車場利用料収入 駐車場利用料収入 器具機械等利用料収入 器具機械等利用料収入 。 器具機械等利用料収入 。 器具機械等利用料収入 。 調座受講料収入 。 その他事業収入 。 その他事業収入 。 例 乗 収入			132 132 76, 362, 611 54, 916, 040 39, 757, 660 12, 171, 550 2, 986, 830 20, 636, 812 809, 759 58, 166, 254 29, 083, 127
金沢市補助金 ④ 雑収益 雑収入 (2) 経常費用 ① 事業費 施設管理事業費 講座催物事業費	経常収益計		29, 083, 127 532, 338 532, 338 135, 061, 335 106, 721, 615 78, 177, 368 28, 544, 247

② 管理費	27, 802, 121
一般管理費	27, 481, 720
減価償却費	320, 401
経常費用計	134, 523, 736
当期経常増減額	537, 599
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	537, 599
一般正味財産期首残高	2, 194, 009
一般正味財産期末残高	2,731,608
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	10,000,000
指定正味財産期末残高	10,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	12,731,608

#### 監 査 意 見

一般財団法人石川県金沢勤労者プラザ定款第25条の規定により、一般財団法人石川県金沢勤労者プラザの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月19日

一般財団法人 石川県金沢勤労者プラザ

監事谷野あづさ監事松本明

2 令和4年度一般財団法人石川県金沢勤労者プラザ事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区 分	事業内容	事	業量	金 額
金沢勤労者プラザ管理運営	管理運営	管理面積		121, 953
事業	開館時間	敷地	$12,032\mathrm{m}^2$	
	日曜日及び祝日	建物	8, 135 m <sup>2</sup>	
	自 9 時 至 17時			
	その他の日			
	自 9時 至 21時			
	施設の提供	会議室等利用	148,000人	
		体育館等利用	23,000人	
	講座の開催	受講者		
		定員	3,330人	

収 支 予 算 書

		I	土 7和	3 平 3 月31日
科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				1
受取利息				1
② 事業収益				126,377
利用料収入				79,905
施設利用料収入				54,331
駐車場利用料収入				20,483
器具機械等利用料収入				5,091
講座受講料収入				44,016
その他事業収入				2,456
③ 受取補助金等				22,832
県補助金				11,416
金沢市補助金				11,416
④ 雑収益				825
雑収入				825
	経常収益計			150,035
(2) 経常費用				
① 事業費				121,953
施設管理事業費				81,845
講座催物事業費				40, 108

② 管理費	28,667
一般管理費	28, 082
減価償却費	585
経常費用計	150,620
当期経常増減額	△ 585
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 585
一般正味財産期首残高	2,732
一般正味財産期末残高	2, 147
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	10,000
指定正味財産期末残高	10,000
Ⅲ 正味財産期末残高	12, 147

## 報告第31号

## 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、一般財団法人石川県県 民ふれあい公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度一般財団法人石川県県民ふれあい公社決算状況

事 業 実 績

			I	上 744	平 3 月 31 日
		区 分	事業内容	事 業 量	金 額
_	直	のとじま臨海公園 事業	管理運営 開園時間 3月20日~11月30日 自 9時 至 17時 その他の期間 自 9時 至 16時30分	管理面積 227,187㎡ 水族館入館者数 232,581人 海づりセンター利用者数 9,304人 貸竿本数 1,413本	546, 812
般	営	辰口丘陵公園事業	管理運営 開園時間 自 9時 至 21時	管理面積 394,645㎡ テニスコート利用者数 15,030人 プール利用者数 23,317人 ボート利用隻数 4,956隻	86,095
会	施			自転車利用台数 11,158台 サイクルトレイン利用者数 11,415人 ローリングサイクル利用者 数 5,932人 F1バッテリーカー利用者 数 5,258人	
計	設	能登勤労者プラザ 事業	管理運営	管理面積 114,890㎡ 宿泊者数 2,220人 日帰り宴会等利用者数 2,024人 体育館利用者数 339人 RVパーク利用台数 68台	95, 553

報告第三十一号
法人の経
性営状況の
報告につ
いて(
(一般財団法人
石川県県民ふ
れあい公社

		健民スポレクプラ ザ事業	管理運営 開館時間 自 8 時30分 至 20時30分	管理面積 4,289㎡ コート利用者数 8,238人 多目的ホール利用者数 2,387人	56, 613
			用館時間 (アイスリンク) 4月1日~6月30日、 9月18日~3月31日 一般利用 自 10時 至 17時	2,367人 アイスリンク利用者数 22,575人 アイススケート貸靴回数 6,331回	
_	直	兼六駐車場等事業	兼六駐車場 管理運営 入出庫時間 24時間 (バスは7時~22時)	管理面積 8,045 m <sup>2</sup> 収容台数 497台 利用台数 月単位制(136件)5,972台 時間単位制 59,516台	53, 971
般	営		石引駐車場 管理運営 入出庫時間 24時間 (バスは8時~19時)	管理面積 13,145 m² 収容台数 403台 利用台数 時間単位制 100,558台	
	施		広坂観光バス暫定駐車 場 管理運営 入出庫時間 自 7時 至 21時	管理面積2,665 m²収容台数20台利用台数381台	
会	記	本多の森会議室事業	管理運営 開館時間 自 9 時 至 21時	管理面積987 m²会議室数3 室使用件数249件	8, 226
		定期借地権管理事業	賃貸宅地管理	管理物件 3 団地 122区画	4,724
		のとじま臨海公園 整備事業	施設整備	レストラン棟空調設備等改 修工事等	33, 385
		辰口丘陵公園整備 事業	施設整備	空調機取替修繕等	1,663
計		能登勤労者プラザ 整備事業	施設整備	授乳室用備品 客室空調設備改修工事等	12,023
		健民スポレクプラ ザ整備事業	施設整備	アイスリンク設備再リース	4,653
	受	西部緑地公園管理 事業	管理	管理面積 286,275 m²	39, 206
	託施	産業展示館事業	管理運営 開館時間 自 9 時 至 17時	管理面積 84,136 m <sup>2</sup> 利用日数 365日	181,473
	設		施設整備	産業展示館3号館屋根改修 工事	3,630

		体育施記	県立野球場	管理運営 (利用料金制) 体育施設使用料徴収	管理面積 利用日数 利用者数	20, 179 m <sup>2</sup> 106 日 53, 212人	36, 437
		施設管理事業	陸上競技場	管理運営 (利用料金制) 体育施設使用料徴収	管理面積 利用者数 個人	74,410m <sup>2</sup> 17,186人	67, 736
					専用	51件	
		のと	:海洋ふれあい /ター事業	管理運営 (利用料金制) 開館時間	管理面積 入館者数	4,720㎡ 4,974人	25, 470
	受			自 9 時 至 17時 入場料徴収			
		いし 業	かわ動物園事	管理運営 (利用料金制) 開園時間 4月~10月 自 9時 至 17時	管理面積 入園者数	224,581 m² 212,041人	381, 229
舟殳	託			ティア その他の月 自 9時 至 16時30分 入場料等使用料徴収			
				トキ分散飼育事業	トキの飼育 等	繁殖、普及啓発	41,666
				トキ里山館誘客推進事業	トキリピーン	ターキャンペー	1,115
会	施			ライチョウ飼育繁殖事 業	ライチョウ	の飼育繁殖	12,895
	設	ふ業	<b>いあい昆虫館事</b>	管理運営 (利用料金制) 開館時間 4月~10月 自 9時30分 至 17時 その他の月 自 9時30分 至 16時30分 入場料徴収	管理面積 入館者数	24, 295 m² 49, 627人	123, 381
				施設整備	加圧給水ポ	ンプ改修工事	1,458
		湖業	<b>河運動公園等事</b>	管理運営 (利用料金制) 開園時間 自 5 時 至 17時 施設使用料徴収	管理面積	62,064 m <sup>2</sup>	19,705
		鹿島事業	島少年自然の家 美	管理運営 (利用料金制) 施設使用料等徴収	管理面積 利用者数 うち宿泊利	48,166 m² 4,768人 用者数 869人	39, 217

一般会計	能登少年自然の家 事業	管理運営 (利用料金制) 施設使用料等徴収	管理面積 利用者数 うち宿泊利用者数	23,672㎡ 3,407人 数 1,437人	41,545
香林坊駐車場特 別 会 計	香林坊地下駐車場運営事業	管理運営 入出庫時間 自 7時30分 至 22時30分 (東急側は24時間)	管理面積 収容台数 利用台数 月単位制(1,32 時間単位制	19,599㎡ 813台 27件) 32,356台 568,501台	304,399

貸借対照表(一般会計)令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			Н
1 流動資産			
(1) 現金預金			445, 005, 427
① 現金			13, 562, 070
② 預金			431, 443, 357
(2) 未収金			219, 461, 158
(3) 未収収益			118,013
(4) 貯蔵品			22, 217, 416
(5) 商品			2, 366, 981
(6) 立替金			708, 959
	流動資産合計		689, 877, 954
2 固定資産			
(1) 基本財産			25,000,000
① 定期預金			25,000,000
(2) 特定資産			1, 276, 793, 792
① <b>建物</b>			377, 155, 758
② 建物附属設備			370, 032, 625
③ 構築物			498, 759, 579
④ 機械装置			1
⑤ 工具器具備品			3,010,217
⑥動物			5
⑦ リース資産			24, 170, 033
⑧ ソフトウェア			3, 665, 574
(3) その他固定資産			3,771,717,036
① 土地			1,847,543,000
② 建物			765, 677, 972
③ 建物附属設備			187, 245, 532
④ 構築物			73, 564, 844
⑤ 機械装置			194, 553
⑥ 車両運搬具			274, 721
⑦ 工具器具備品			17, 539, 714
⑧ 動物			25
⑨ 電話加入権			670, 200
⑩ リース資産			11, 986, 475

① 投資有価証券	857, 020, 000
⑫ 差入保証金	10,000,000
固定資産合計	5, 073, 510, 828
資 産 合 計	5, 763, 388, 782
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	290, 354, 232
(2) 未払費用	91,303
(3) 未払法人税等	3, 162, 500
(4) 未払消費税	47,653,600
(5) 預り金	5, 440, 337
① 預り金	3, 450, 073
② 受託徴収使用料	1, 990, 264
(6) 前受金	1, 538, 110
流動負債合計	348, 240, 082
2 固定負債	
(1) 長期借入金	2,617,498,000
① 県借入金	2, 424, 478, 000
② 金融機関借入金	193,020,000
(2) 退職給付引当金	316, 628, 073
(3) 預り保証金	467, 400, 000
(4) 長期リース債務	36, 156, 508
固定負債合計	3, 437, 682, 581
負債合計	3, 785, 922, 663
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	1,097,581,997
(うち基本財産への充当額)	(25,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(1,072,581,997)
2 一般正味財産	879, 884, 122
(うち特定資産への充当額)	(180, 041, 762)
正味財産合計	1,977,466,119
負債及び正味財産合計	5, 763, 388, 782

科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益			н
<ol> <li>基本財産運用益</li> <li>受取利息</li> </ol>			424 424
② 事業収益 のとじま臨海公園事業	収入		2, 100, 398, 706 442, 143, 814
辰口丘陵公園事業収入 能登勤労者プラザ事業			49, 291, 479 23, 840, 939

健民スポレクプラザ事業収入	25, 283, 456	
兼六駐車場等事業収入	102, 156, 460	
本多の森会議室事業収入	12,711,360	
定期借地権管理事業収入	33, 724, 949	
受託施設附帯事業収入	6,740,650	
受託施設利用料金収入	130, 796, 714	
県立野球場利用料収入	2,613,055	
陸上競技場利用料収入	5, 681, 620	
のと海洋ふれあいセンター入館料収入	447,760	
いしかわ動物園利用料収入	102, 387, 839	
ふれあい昆虫館利用料収入	10, 552, 540	
湖南運動公園利用料収入	961,780	
鹿島少年自然の家利用料収入	4,505,300	
能登少年自然の家利用料収入	3,631,820	
トキ里山館誘客推進事業利用料収入	15,000	
受託事業収入	1,273,708,885	
県受託事業収入	1, 273, 708, 885	
③ 受取補助金等	82, 934, 527	
県補助金	6, 496, 052	
金沢市補助金	2, 124, 361	
能登町補助金	2,050,000	
指定正味財産からの振替額	72, 264, 114	
④ 雑収益	12, 565, 781	
受取利息	4,840,628	
広告収入	205,500	
賃貸収入	3,848,010	
雑収入	3,671,643	
⑤ 他会計繰入金収入	141,000	
経常収益計	2, 196, 040, 438	
(2) 経常費用	2, 200, 010, 100	
① 事業費	1,874,472,640	
のとじま臨海公園管理費	546, 811, 892	
辰口丘陵公園管理費	86, 095, 296	
能登勤労者プラザ管理費	95, 553, 142	
健民スポレクプラザ管理費	56, 613, 108	
兼六駐車場等管理費	53, 970, 703	
本多の森会議室管理費	8, 225, 911	
定期借地権管理費	4,723,681	
辰口丘陵公園整備費	1,662,870	
健民スポレクプラザ整備費	4,653,000	
受託施設管理費等	1,016,163,037	
② 管理費	347, 730, 370	
一般管理費	138, 420, 958	
支払利息	4,871,782	
退職給付費用	29, 422, 231	
減価償却費	174, 590, 482	
雑損失	424,917	
経常費用計	2, 222, 203, 010	
当期経常増減額	△ 26, 162, 572	

2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		10, 341, 847
① 固定資産処分損		10, 341, 787
② 前期損益修正損		60
経常外費用計		10, 341, 847
当期経常外増減額	Δ	10, 341, 847
当期一般正味財産増減額	Δ	36, 504, 419
一般正味財産期首残高		916, 388, 541
一般正味財産期末残高		879, 884, 122
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
受取補助金等		45, 188, 068
県補助金		45, 188, 068
一般正味財産への振替額	$\triangle$	72, 264, 114
当期指定正味財産増減額	Δ	27, 076, 046
指定正味財産期首残高		1, 124, 658, 043
指定正味財産期末残高		1,097,581,997
Ⅲ 正味財産期末残高		1, 977, 466, 119

貸 借 対 照 表 (香林坊駐車場特別会計) 令和 4 年 3 月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			円
1 流動資産			
(1) 現金預金			11, 111, 696
① 預金			11, 111, 696
(2) 未収金			19, 250, 191
(3) 貯蔵品			836, 550
	流動資産合計		31, 198, 437
2 固定資産			
(1) 特定資産			20, 846, 591
① 預り保証金引当資産			20, 846, 591
定期預金			20, 846, 591
(2) その他固定資産			1, 303, 195, 815
① 工具器具備品			84,921
② リース資産			18, 110, 894
③ 長期未収金			1, 285, 000, 000
	固定資産合計		1,324,042,406
資 産 合	計		1, 355, 240, 843
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金			14, 640, 177
	流動負債合計		14,640,177
2 固定負債			
(1) 長期借入金			1, 285, 000, 000
① 金融機関借入金			1, 285, 000, 000

(2) 預り保証金	20, 846, 591
(3) 長期リース債務	18, 110, 894
固定負債合計	1,323,957,485
負債合計	1,338,597,662
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	16,643,181
正味財産合計	16, 643, 181
負債及び正味財産合計	1, 355, 240, 843

## 正 味 財 産 増 減 計 算 書 (香林坊駐車場特別会計)

		土.	77114平3月31日
科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			PI
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益			353
受取利息			353
②事業収益			303, 552, 645
	おいし ス		303, 552, 645
3 雑収益	什权人		3,460,385
広告収入			877,800
海			2, 582, 585
本性が入入	経常収益計		
   (2) 経常費用	N生 市 4X111111		307, 013, 383
1 事業費			304, 398, 977
	弗		304, 398, 977
2 管理費	貝		23, 896, 340
支払利息			12, 506, 930
			12, 300, 930
(3) 他会計繰出金支出			141,000
	経常費用計		328, 436, 317
   当期経常増減額	柱吊复用司	Δ	21, 422, 934
			21,422,934
(1) 経常外収益			209
① 前期損益修正益			209
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			209
当期一般正味財産増減額		Δ	
一般正味財產期首残高 一般正味財産期首残高		Δ	<b>21, 422, 725</b> 38, 065, 906
一般正味財産期末残高			16, 643, 181
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			10,043,101
1 相定止味的 産増減の部   <b>当期指定正味財産増減額</b>			0
<b>当期領を正味別准省減額</b>			0
上 指定正味財産期末残高 Ⅲ 正味財産期末残高			16, 643, 181
血 エ'小宮 /生別 <b>小</b> 7 <b>人</b> 同			10,040,101

#### 監 查 意 見

一般財団法人石川県県民ふれあい公社定款第25条の規定により、一般財団法人石川県県民ふれあい公社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月18日

一般財団法人 石川県県民ふれあい公社

 監事
 東
 谷
 俊
 也

 監事
 朝倉
 豊

#### 2 令和4年度一般財団法人石川県県民ふれあい公社事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

		区 分	事業内容	事 業 量	金額
	直	のとじま臨海公園事業	管理運営 開園時間 3月20日~11月30日 自 9時 至 17時 その他の期間 自 9時 至 16時30分	<ul> <li>管理面積</li> <li>水族館入館者数 411,800人</li> <li>ゴーカート利用台数 2,600台</li> <li>バッテリーカー利用回数 32,600回</li> <li>イルカとのふれあいビーチ利用者数 1,000人</li> <li>イルカとのふれあいプール利用者数 8,500人</li> <li>海づりセンター利用者数 16,300人</li> <li>貸竿本数 3,000本</li> </ul>	652, 63 <sup>†</sup>
般	営施	辰口丘陵公園事業	管理運営 開園時間 自 9時 至 21時	管理面積 394,645㎡ テニスコート利用者数 25,000人 プール利用者数 25,000人 ボート利用隻数 6,200隻 自転車利用台数 17,800台 サイクルトレイン利用者数 14,900人 ローリングサイクル利用者数 11,700人 ア 1バッテリーカー利用者数 7,000人	108, 267
計	設	能登勤労者プラザ 事業	管理運営	管理面積 114,890㎡ 宿泊者数 12,400人 日帰り宴会等利用者数 4,700人 体育館利用者数 1,500人 R Vパーク利用台数 70台	150,011
		健民スポレクプラ ザ事業	管理運営 開館時間 自 8 時30分 至 20時30分 開館時間 (アイスリンク) 4月1日~6月30日、 9月17日~3月31日 一般利用 自 10時 至 17時	管理面積 4,289㎡ コート利用者数 8,400人 多目的ホール利用者数 5,600人 アイスリンク利用者数 32,000人 アイススケート貸靴回数 12,200回	57,292

		兼プ	<b>、駐車場等事業</b>	兼六駐車場			68,700
				管理運営	管理面積	8,045m <sup>2</sup>	
	击			入出庫時間 24時間	収容台数   利用台数	497台	
	直			(バスは7時~22時)	月単位制(35		
					時間単位制	10,500台 165,000台	
					31.31 1=-11.3		
				石引駐車場 管理運営	<i>/</i> -/	10 145 2	
				入出庫時間	管理面積 収容台数	13,145㎡ 403台	
_	営			24時間	利用台数	100 [	
				(バスは8時~19時)	時間単位制	131,000台	
				広坂観光バス暫定駐車場			
				場   管理運営	管理面積	2,665 m <sup>2</sup>	
				入出庫時間	収容台数   利用台数	20台	
	施			自 7時 至 21時	時間単位制	9,200台	
	7.5			土 21吋			
般		本多	の森会議室事	管理運営	管理面積	987 m <sup>2</sup>	8,536
				開館時間 白 9 時	会議室数 使用件数	3室 350件	
				自 9 時 至 21時	12/13/11/22	33011	
		定期	月借地権管理事	賃貸宅地管理	管理物件		4,915
	設	業			3 団地	122区画	,
		<i>b</i>	7 202 2 0	11. 30. +4. /#-		La litta	4 250
		健氏   世惠	Hスポレクプラ を備事業	施設整備	アイスリンク園	圣·備	4,653
会		西部	N 緑地公園管理	管理	管理面積	286, 275 m <sup>2</sup>	36,810
		事業	<del>.</del>				
		産業	集展示館事業	管理運営	管理面積	84,136 m <sup>2</sup>	135, 556
	受			開館時間 自 9 時			
				自 9時 至 17時			
		<i>h</i> -	県立野球場	管理運営 (11)	管理面積	20, 179 m <sup>2</sup>	35, 357
計	託	体育		(利用料金制) 体育施設使用料徴収			
П		施   設		件 自			
		施設管理	陸上競技場	管理運営 (11)	管理面積	74,410 m <sup>2</sup>	65, 567
	施	事		(利用料金制) 体育施設使用料徴収			
		業		17. 口 //世代 区/月/门 区代			
	<b>Ξπ.</b>	のと	海洋ふれあい	管理運営	管理面積	4,720 m <sup>2</sup>	23,348
	設	セン 	ター事業	(利用料金制) 開館時間	入館者数	15,000人	
				自 9時			
				至 17時 入場料徴収			
				八岁八十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八			

		いしかわ動物園事業	管理運営 (利用料金制) 開園時間	管理面積 入園者数	224,581㎡ 336,000人	371,803
	受		4月~10月 自 9時 至 17時 その他の月 自 9時 至 16時30分 入場料等使用料徴収			
			トキ分散飼育事業	トキの飼育繁殖 等	直、普及啓発	38,815
			トキ里山館誘客推進事業	トキ里山館を活 推進	活用した誘客	1,394
般	託		ライチョウ飼育繁殖事業	ライチョウの飼	育繁殖	12, 102
٨	14a	ふれあい昆虫館事 業	管理運営 (利用料金制) 開館時間 4月~10月 自 9時30分 至 17時	管理面積 入館者数	24, 295㎡ 103, 000人	118,017
会	施		その他の月 自 9時30分 至 16時30分 入場料徴収			
<u>≓</u>	設	湖南運動公園等事業	管理運営 (利用料金制) 開園時間 自 5時 至 17時 施設使用料徴収	管理面積	62,064 m <sup>2</sup>	16,860
		鹿島少年自然の家事業	管理運営 (利用料金制) 施設使用料等徴収	管理面積 利用者数 うち宿泊利用者	48,166㎡ 14,300人 f数 5,500人	49, 401
		能登少年自然の家 事業	管理運営 (利用料金制) 施設使用料等徴収	管理面積 利用者数 うち宿泊利用者	23,672㎡ 22,600人 数 13,400人	58, 576
香林坊駐車場	特別会計	香林坊地下駐車場運営事業	管理運営 入出庫時間 自 7時30分 至 22時30分 (東急側は24時間)	管理面積 収容台数 利用台数 月単位制(1,3 時間単位制	19,599㎡ 813台 800件) 32,600台 656,400台	356, 935

科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				Ŧ
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				1
受取利息				1
② 事業収益				2, 374, 424
のとじま臨海公園	園事業収入			768, 280
辰口丘陵公園事業	業収入			86,855
能登勤労者プラヤ	<b>ド事業収入</b>			132, 345
健民スポレクプラ	ラザ事業収入			33,879
兼六駐車場等事業	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *			235, 999
本多の森会議室				13, 740
定期借地権管理	*			33,025
受託施設附帯事業				16,822
受託施設利用料金				237, 890
県立野球場利用				4,012
陸上競技場利用				7,781
	いセンター入館料収入			857
いしかわ動物園				161, 462
ふれあい昆虫魚				21,310
湖南運動公園和				1,118
	の家利用料収入			15, 300
	の家利用料収入			26,050
受託事業収入	× 35 × 1 57 15 1 1 1 1 0 0 7 ×			815, 589
県受託事業収入	Ž.			815, 589
<ul><li>③ 受取補助金等</li></ul>				78,766
県補助金				4,888
金沢市補助金				2,024
指定正味財産から	うの振巷額			71,854
4) 雑収益				12,846
受取利息				4,463
広告収入				460
賃貸収入				4,623
雑収入				3,300
⑤ 他会計繰入金収入				141
	経常収益計			2,466,178
(2) 経常費用	4.T. 10. 1V. TIT. 11.			2, 100, 110
①事業費				2,018,617
のとじま臨海公園	<b>罰管理</b> 費			652,637
辰口丘陵公園管理				108, 267
能登勤労者プラヤ				150, 011
健民スポレクプラ				57, 292

兼六駐車場等管理費	68,700
本多の森会議室管理費	8,536
定期借地権管理費	4,915
健民スポレクプラザ整備費	4,653
受託施設管理費等	963, 606
② 管理費	421,495
一般管理費	226,660
支払利息	4,407
退職給付費用	19,681
減価償却費	170,747
経常費用計	2,440,112
当期経常増減額	26,066
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	26,066
一般正味財産期首残高	879, 884
一般正味財産期末残高	905, 950
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
受取補助金等	42,214
県補助金	42,214
一般正味財産への振替額	$\triangle$ 71,854
当期指定正味財産増減額	△ 29,640
指定正味財産期首残高	1,097,582
指定正味財産期末残高	1,067,942
Ⅲ 正味財産期末残高	1,973,892

 
 収
 支
 予
 算
 書

 (香林坊駐車場特別会計)
 自
 令和4年4月1日 至

 全
 令和5年3月31日

科		予	算	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 事業収益				<sup>千円</sup> 357, 228
香林坊地下駐車場 ② 雑収益	<b>詩利用料収入</b>			357, 228 23, 460
広告収入				877
雑収入				2,643
負担金				19,940
	経常収益計			380,688
(2) 経常費用				
① 事業費				356, 935
香林坊地下駐車場	<b>岩管理費</b>			356, 935

② 管理費	22,377
支払利息	11,352
減価償却費	11,025
③ 他会計繰出金支出	141
経常費用計	379, 453
当期経常増減額	1,235
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	1,235
一般正味財産期首残高	16,643
一般正味財産期末残高	17,878
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
Ⅲ 正味財産期末残高	17,878

## 報告第32号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人金沢コンベンションビューローの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人金沢コンベンションビューロー決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
コンベンション推進事業	コンベンショびコンベンシ	ンの誘致・ランに関する	支援、石川県 る調査・企画	の広報宣伝及	1	.8,900
戦略的コンベンション誘 致事業	コンベンショ ネット等によ 築によるコン	る情報発信	及び人的ネッ	展、インター トワークの構 化	2	20,023
金沢フィルムコミッショ ン事業	映画・テレヒ	ドラマ等の記	秀致及びロケ	支援		9,662

#### 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			Э
1 流動資産			
(1) 現金預金			9,638,660
① 現金			8,900
② 預金			9,629,760
(2) 前払金			3,000
(3) 前払費用			295,710
(4) 短期貸付金			1,720,000
	流動資産合計		11,657,370
2 固定資産			
(1) 基本財産			15,000,000
① 定期預金			15,000,000
(2) 特定資産			1,786,000
① 退職給付引当資産			1,786,000
預金			1,786,000

(3) その他固定資産	4, 265, 727
① 什器備品	319,901
② リース資産	1,410,285
③ 電話加入権	149, 968
④ ソフトウエア	1,655,547
⑤ ホームページ	730, 026
固定資産合計	21,051,727
資 産 合 計	32, 709, 097
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払費用	4,110,805
(2) 預り金	568,986
(3) リース債務	611,964
流動負債合計	5,291,755
2 固定負債	
(1) 長期リース債務	786, 225
(2) 退職給付引当金	1,786,000
固定負債合計	2,572,225
負債合計	7, 863, 980
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	15,000,000
(うち基本財産への充当額)	(15,000,000)
2 一般正味財産	9, 845, 117
正味財産合計	24, 845, 117
負債及び正味財産合計	32, 709, 097

# 正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 基本財産運用益 受取利息 ② 受取会費			300 300 5, 175, 000 5, 175, 000 58, 535, 579 26, 015, 287 21, 790, 292
その他補助金 ④ 受取負担金 ⑤ 雑収益 広告収入			10,730,000 397,000 680,003 680,000

雑収入	3
経常収益計	64, 787, 882
(2) 経常費用	
① 事業費	48, 584, 337
コンベンション推進事業費	18,899,717
戦略的コンベンション誘致事業費	20,022,801
金沢フィルムコミッション事業費	9,661,819
② 管理費	16,020,488
一般管理費	16,020,488
経常費用計	64,604,825
当期経常増減額	183,057
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	183,057
一般正味財産期首残高	9,662,060
一般正味財産期末残高	9, 845, 117
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	15,000,000
指定正味財産期末残高	15,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	24, 845, 117

#### 監 査 意 見

公益財団法人金沢コンベンションビューロー定款第28条の規定により、公益財団法人金沢コンベンションビューローの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月27日

公益財団法人金沢コンベンションビューロー監事谷野あづさ監事松本明

#### 2 令和4年度公益財団法人金沢コンベンションビューロー事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
コンベンション推進事業	コンベンショ びコンベンシ	ンの誘致・気	を援、石川県 る調査・企画	の広報宣伝及	2	23,702
戦略的コンベンション誘 致事業	コンベンショ ネット等によ 築によるコン	る情報発信別	及び人的ネッ	展、インター トワークの構 化	2	20,008
金沢フィルムコミッショ ン事業	映画・テレビ	ドラマ等の語	秀致及びロケ	支援		9,418

収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

		上 7711	7年3月31日
目	予	算	額
			千円
			_
			5
			5
			6,025
			6,025
			58,920
			26,300
			21,890
			10,730
			405
			680
			680
経常収益計			66,035
			53, 128
事業費			23,702
ン誘致事業費			20,008
ション事業費			9,418
			19,457
			19,457
経常費用計			72,585
	$\triangle$		6,550
			, -
			0
			0
			0
	経常収益計事業費ン誘致事業費	目 予 経常収益計 事業費 ン誘致事業費 ション事業費	経常収益計       事業費       ン誘致事業費       ション事業費       経常費用計

	当期一般正味財産増減額	Δ	6,550
	一般正味財産期首残高		9,845
	一般正味財産期末残高		3,295
Ι	指定正味財産増減の部		
	当期指定正味財産増減額		0
	指定正味財産期首残高		15,000
	指定正味財産期末残高		15,000
$\blacksquare$	正味財産期末残高		18, 295

# 報告第33号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県国際交流協会の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

#### 1 令和3年度公益財団法人石川県国際交流協会決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

	X	分	事	業	内	容	金	額
	国際交流事業     国際交流活性化推進事業     国際交流ボランティアの活用促進     民間国際交流活動支援     国際交流・国際協力事業     多文化が共生する県民フェスタの開催     外国人と県民との交流機会の提供     いしかわ同窓会運営事業							<sup>千円</sup> 417
_						ų E		3,990
般	程 国際理解事業 国際理解教室の開催							27
			広報出版事業					1,756
			情報提供・相	談事業				2,037
会			文化交流事業 国際文化交	流施設運営事	業			9,311
			文化研修事業 日本文化講					3,446
1			パスポート券	:売機管理事業				431
計	受託事業		災害時外国人	支援事業				800
			外国人に対す	る相談対応・	情報発信強化	<b>上事業</b>		2,000
			海外県人会青	少年育成交流	事業			2,200
			石川県国際交 管理面積	流センター管 建物 4,836m			4	2,259

	国際交流事業	日本語・日本文化研修センター事業	32, 133	
語学研修特別会計		石川ジャパニーズ・スタディーズ・プログラムの 開催 日本語教師等充実講座の開催 国際交流基金との連携による日本語教育充実事業 地域日本語教育推進事業 日本語教室の開催 外国語講座の開催等		
留学生交流	管理運営事業	留学生交流会館の管理運営	41,687	

 貸
 借
 対
 照
 表

 (一
 般
 会
 計)
 令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I W T O TH			р
I 資産の部			
1 流動資産			1 100 477
(1) 現金預金			1, 199, 477
① 預金			1, 199, 477
(2) 未収金			8, 146, 559
(3) 未収収益	大私次文 A = I.		71,021
0. 田中牧女	流動資産合計		9,417,057
2 固定資産			100 000 000
(1) 基本財産			406,000,000
① 県長期貸付金			396,000,000
② 定期預金			10,000,000
(2) 特定資産			5,000,000
<ol> <li>事業積立金</li> <li>定期預金</li> </ol>			5,000,000 5,000,000
(3) その他固定資産			299, 939
① 什器備品			299, 939
② 電話加入権			299, 936
也们加入作	固定資産合計		411, 299, 939
	四尺貝圧口口		411, 233, 333
資 産 合	計		420, 716, 996
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金			6,002,392
(2) 預り金			228, 329
	流動負債合計		6, 230, 721
2 固定負債			0
	負債合計		6,230,721
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			411,000,000
(うち基本	財産への充当額)		(406,000,000)

   2 一般正味	(うち特定資産への充当額)	(5,000,000)
2 一放工工	正味財産合計	3,486,275 414,486,275
負1	貴及び正味財産合計	420, 716, 996

			77114 4 3 月31日
科	目	金	額
   I 一般]	E味財産増減の部		円
1	常増減の部		
1	圣常収益		
( <u>1</u> )	基本財産運用益		2, 385, 180
	受取利息		2, 385, 180
(2)	事業収益		46, 509, 000
	受託事業収入		46, 509, 000
	県受託事業収入		46, 509, 000
3	受取補助金等		26, 883, 000
	県補助金		26, 883, 000
4	受取負担金		368, 691
5	受取寄附金		15,000,000
	指定正味財産からの振替額		15,000,000
6	雑収益		63, 186
	受取利息		318
	雑収入		62,868
	経常収	益計	91, 209, 057
(2) 着	圣常費用		
1	事業費		68,674,058
	国際交流活性化推進事業費		416, 290
	国際交流・国際協力事業費		3,990,217
	国際理解事業費		26,519
	広報出版事業費		1,755,655
	情報提供・相談事業費		2,037,130
	文化交流事業費		9,311,103
	文化研修事業費		3, 446, 212
	パスポート券売機管理事業費		431,539
	受託事業費		47, 259, 393
2	管理費		19, 755, 177
	一般管理費		19, 755, 177
3	他会計繰出金		2,400,000
	経常費	用計	90, 829, 235
当其	明経常増減額		379,822
2 経常	常外増減の部		
(1) 着	圣常外収益		0
(2) 着	圣常外費用		0
当其	明経常外増減額		0

当期一般正味財産増減額		379, 822
一般正味財産期首残高		3, 106, 453
一般正味財産期末残高		3, 486, 275
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
一般正味財産への振替額	$\triangle$	15,000,000
当期指定正味財産増減額	Δ	15,000,000
指定正味財産期首残高		426,000,000
指定正味財産期末残高		411,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高		414, 486, 275

貸 借 対 照 表 (語学研修特別会計) 令和4年3月31日現在

	T		
科	目	金	額
			円
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金預金			2,885,289
① 預金			2,885,289
(2) 未収金			5, 707, 500
	流動資産合計		8, 592, 789
2 固定資産			0
資 産 合	計		8, 592, 789
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金			5, 279, 885
(2) 預り金			98,669
	流動負債合計		5, 378, 554
2 固定負債			0
	負債合計		5, 378, 554
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			0
2 一般正味財産			3, 214, 235
	正味財産合計		3, 214, 235
負債及び正味財産	合計		8, 592, 789

# 正 味 財 産 増 減 計 算 書 (語学研修特別会計)

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			H.
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 事業収益			4,394,010
受講料収入			4,394,010
② 受取補助金等			26, 430, 000
県補助金			26, 430, 000
③ 受取負担金			2,327,760
④ 雑収益			10,000
雑収入			10,000
⑤ 他会計繰入金			2,400,000
	経常収益計		35, 561, 770
(2) 経常費用			
① 事業費			32, 132, 869
国際交流事業費			32, 132, 869
② 管理費			2,835,788
一般管理費			2,835,788
	経常費用計		34, 968, 657
当期経常増減額			593, 113
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額			593, 113
一般正味財産期首残高			2,621,122
一般正味財産期末残高			3, 214, 235
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
Ⅲ 正味財産期末残高			3, 214, 235

# 貸 借 対 照 表

(留学生交流会館特別会計) 令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部 1 流動資産			Ħ
(1) 現金預金 ① 預金			1,730,315 1,730,315

(2) 未収金	1,716,600
(3) 前払金	100,000
流動資産合計	3,546,915
2 固定資産	0
資 産 合 計	3, 546, 915
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	1,219,813
(2) 預り金	53,958
流動負債合計	1,273,771
2 固定負債	0
負債合計	1,273,771
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	2,273,144
正味財産合計	2, 273, 144
負債及び正味財産合計	3, 546, 915

# 正 味 財 産 増 減 計 算 書 (留学生交流会館特別会計)

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

科 目 金 額  I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 事業収益 入館費等収入 経常収益 ② 経常費用 ① 事業費 管理費 経常費用計 ④ 2,870,523 2 経常外増減の部 (1) 経常外収益 (2) 経常外収益 (2) 経常外増減の部 (1) 経常外収益 (2) 経常外収益 (3) 基第外収益 (3) 基第外収益 (4) 長常の部 (5) 経常外収益 (6) 経常外収益 (7) 経常外収益 (7) 経常外収益 (8) 基期・設工味財産増減額 (9) 当期経常外増減額 (1) 経常外収益 (1) 経常外収益 (2) 経常外収益 (2) 経常外収益 (3) 基第・収益に、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、				1711 4 4 9 71011
I 一般正味財産増減の部       38,816,769         ① 事業収益       38,816,769         入館費等収入       38,816,769         経常費用       41,687,292         管理費       41,687,292         整常費用計       41,687,292         当期経常増減額       △ 2,870,523         2 経常外増減の部       0         (1) 経常外収益       0         (2) 経常外費用       0         当期経常外増減額       △ 2,870,523         一般正味財産増減額       △ 2,870,523         一般正味財産期直残高       5,143,667         一般正味財産増減の部       2,273,144         II 指定正味財産増減額       0         指定正味財産増減額       0         指定正味財産増減額       0         指定正味財産財産残高       0         指定正味財産財産残高       0         6       6	科	目	金	額
1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 事業収益	T 40.75401.7414.44.6.49			Н
(1) 経常収益 ① 事業収益 入館費等収入 経常収益計 ② 経常費用 ② 事業費 41,687,292 管理費 経常費用計 41,687,292 当期経常増減額 △ 2,870,523 ② 経常外増減の部 (1) 経常外収益 ② 経常外費用 ② 当期経常外増減額 ○ 38,816,769 ② 24,687,292  当期経常増減額 ○ 2,870,523 ② 経常外増減額 ○ 30 ② 経常外費用 ○ 30 ③ 24 (2) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	- 77433 1774 1774 1774			
① 事業収益 入館費等収入 経常収益計 ② 経常費用 ② 経常費用 ③ 事業費				
ス館費等収入	,— · · · · · —			
経常収益計 (2)経常費用 ① 事業費 ④1,687,292 管理費 経常費用計 ④ 2,870,523 2 経常外増減の部 (1)経常外収益 (2)経常外費用 ⑤ 当期経常外増減額				
(2) 経常費用 ① 事業費 ② 事業費 名1,687,292 名常費用計 名1,687,292 名常外増減額 △ 2,870,523 ② 経常外増減の部 (1) 経常外収益 ② 経常外費用 ③ 当期経常外増減額 ② 2,870,523 ② 地球の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	入館費等収入			38,816,769
① 事業費 41,687,292 管理費 41,687,292 経常費用計 41,687,292 当期経常増減額 △ 2,870,523 2 経常外増減の部 (1) 経常外収益 0 (2) 経常外費用 0 当期経常外増減額 △ 2,870,523 一般正味財産増減額 △ 2,870,523 一般正味財産期首残高 5,143,667 一般正味財産期末残高 2,273,144 □ 指定正味財産増減額 0 当期指定正味財産増減額 0 当期指定正味財産増減の部 当期指定正味財産増減額 0 指定正味財産増減額 0 指定正味財産期末残高 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		経常収益計		38,816,769
管理費 41,687,292 当期経常増減額 △ 2,870,523 2 経常外増減の部 (1)経常外収益 0 (2)経常外費用 0 当期経常外増減額 △ 2,870,523 - 般正味財産増減額 △ 2,870,523 - 般正味財産増減額 △ 2,870,523 - 般正味財産期首残高 5,143,667 - 股正味財産増減の部 当期指定正味財産増減額 ② 2,273,144  Ⅱ 指定正味財産増減額 ○ 1 指定正味財産増減額 ○ 0 指定正味財産増減額 ○ 0	(2) 経常費用			
経常費用計 41,687,292 当期経常増減額 △ 2,870,523 2 経常外増減の部 (1) 経常外収益 0 (2) 経常外費用 0 当期経常外増減額 △ 2,870,523 一般正味財産増減額 △ 2,870,523 一般正味財産期首残高 −般正味財産期前残高 2,273,144 Ⅱ 指定正味財産増減額 0 当期指定正味財産増減額 0 指定正味財産増減額 0 指定正味財産増減額 0 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	① 事業費			41,687,292
当期経常増減額 △ 2,870,523  2 経常外増減の部 (1)経常外収益 0 (2)経常外費用 0 当期経常外増減額 △ 2,870,523 一般正味財産増減額 △ 2,870,523 一般正味財産期首残高 5,143,667 一般正味財産期末残高 2,273,144  Ⅲ 指定正味財産増減額 0 当期指定正味財産増減額 0 指定正味財産増減額 0	管理費			41,687,292
2 経常外増減の部 (1) 経常外収益 (2) 経常外費用 (3) 経常外費用 (4) 当期経常外増減額 (5) 当期一般正味財産増減額 (6) 当期一般正味財産増減額 (7) 上の一般正味財産期首残高 (8) 上の一般正味財産期末残高 (9) 上の一般正味財産増減の部 (9) 当期指定正味財産増減の部 (9) 当期指定正味財産増減の部 (9) 当期指定正味財産増減額 (9) 自動を対象を表する。 (1) 経常外収益 (1) 名の「クラスを表する。 (2) 経常外増減額 (3) はまままままままままままままままままままままままままままままままままままま		経常費用計		41,687,292
(1) 経常外収益 (2) 経常外費用 当期経常外増減額 3 (2,870,523 一般正味財産増減額 一般正味財産期首残高 一般正味財産期末残高 日 指定正味財産増減の部 当期指定正味財産増減額 指定正味財産増減額 指定正味財産増減額 り	当期経常増減額		$\triangle$	2,870,523
(2)経常外費用 0 当期経常外増減額 0 <b>当期一般正味財産増減額</b> △ 2,870,523 一般正味財産期首残高 5,143,667 一般正味財産期末残高 2,273,144  Ⅱ 指定正味財産増減の部 <b>当期指定正味財産増減額</b> 0 指定正味財産増減高 0 指定正味財産期直残高 0	2 経常外増減の部			
当期経常外増減額 0 当期一般正味財産増減額	(1) 経常外収益			0
当期一般正味財産増減額△2,870,523一般正味財産期首残高5,143,667一般正味財産期末残高2,273,144Ⅱ 指定正味財産増減の部0当期指定正味財産増減額0指定正味財産期首残高0指定正味財産期末残高0	(2) 経常外費用			0
<ul> <li>一般正味財産期首残高</li> <li>一般正味財産期末残高</li> <li>1 指定正味財産増減の部</li> <li>当期指定正味財産増減額</li> <li>指定正味財産期首残高</li> <li>指定正味財産期末残高</li> </ul>	当期経常外増減額			0
<ul> <li>一般正味財産期末残高</li> <li>Ⅱ 指定正味財産増減の部</li> <li>当期指定正味財産増減額</li> <li>指定正味財産期首残高</li> <li>指定正味財産期末残高</li> <li>0</li> </ul>	当期一般正味財産増減額		Δ	2,870,523
<ul><li>Ⅱ 指定正味財産増減の部</li><li>当期指定正味財産増減額</li><li>指定正味財産期首残高</li><li>指定正味財産期末残高</li><li>0</li></ul>	一般正味財産期首残高			5, 143, 667
当期指定正味財產増減額       0         指定正味財產期首残高       0         指定正味財產期末残高       0	一般正味財産期末残高			2, 273, 144
指定正味財産期首残高       0         指定正味財産期末残高       0	Ⅱ 指定正味財産増減の部			
指定正味財産期末残高 0	当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期末残高 0	指定正味財産期首残高			0
				· ·
				2,273,144

#### 監 查 意 見

公益財団法人石川県国際交流協会定款第31条の規定により、公益財団法人石川県国際交流協会の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月16日

公益財団法人 石川県国際交流協会

 監事角地 裕司

 監事 北 山 章

## 2 令和4年度公益財団法人石川県国際交流協会事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

	区 分	事 業 内 容	金	額
	国際交流事業	国際交流活性化推進事業 国際交流ボランティアの活用促進 民間国際交流活動支援		820
1		国際交流・国際協力事業 多文化が共生する県民フェスタの開催 外国人と県民との交流機会の提供 いしかわ同窓会運営事業		5, 245
般		国際理解事業 国際理解教室の開催		64
		広報出版事業		1,829
		情報提供・相談事業		2, 182
		文化交流事業 国際文化交流施設運営事業		8,981
会		文化研修事業 日本文化講座の開催		3,475
		パスポート券売機管理事業		545
	受託事業	災害時外国人支援事業		800
計		外国人に対する相談対応・情報発信強化事業		2,000
ПΙ		海外県人会青少年育成交流事業		2,200
		石川県国際交流センター管理事業 管理面積 建物 4,836 m <sup>2</sup>		41,509
語学研修特別会計	国際交流事業	日本語・日本文化研修センター事業 石川ジャパニーズ・スタディーズ・プログラムの 開催 IJSP日本文化体験コンテンツの制作 日本語教師等充実講座の開催 国際交流基金との連携による日本語教育充実事業 地域日本語教育推進事業 日本語教室の開催 外国語講座の開催等		38, 653
留学 生交流	管理運営事業	留学生交流会館の管理運営		38, 557

科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				2,376
受取利息				2,376
② 事業収益				46,509
受託事業収入				46, 509
県受託事業収入				46,509
③ 受取補助金等				27, 210
県補助金				27,210
④ 受取負担金				500
⑤ 受取寄附金				10,000
指定正味財産からの振	替額			10,000
⑥ 雑収益				46
雑収入				46
	経常収益計			86,641
(2) 経常費用				
① 事業費				69,650
国際交流活性化推進事	業費			820
国際交流・国際協力事	業費			5, 245
国際理解事業費				64
広報出版事業費				1,829
情報提供・相談事業費				2, 182
文化交流事業費				8,981
文化研修事業費				3,475
パスポート券売機管理	事業費			545
受託事業費				46,509
② 管理費				17, 290
一般管理費				17, 290
③ 他会計繰出金	₩₩₩ 田 ₹L			1,000
 当期経常増減額	経常費用計	$\triangle$		87, 940 1, 299
				1,299
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0
当期一般正味財産増減額 当期一般正味財産増減額		Δ		1,299
一般正味財産期首残高				3,486
一般正味財産期末残高				2, 187
Ⅱ 指定正味財産増減の部				2,101
一般正味財産への振替額				10,000
当期指定正味財産増減額		Δ		10,000

	指定正味財産期首残高	411,000
	指定正味財産期末残高	401,000
Ш	正味財産期末残高	403, 187

科	目	子	算	額
   I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 事業収益				4,720
受講料収入				4,720
② 受取補助金等				32,545
県補助金				32,545
③ 受取負担金				2,350
④ 他会計繰入金				1,000
	経常収益計			40,615
(2) 経常費用				
① 事業費				38,653
国際交流事業費				38,653
② 管理費				2,887
一般管理費				2,887
	経常費用計			41,540
当期経常増減額		$\triangle$		925
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0
当期一般正味財産増減額		Δ		925
一般正味財産期首残高				3,214
一般正味財産期末残高				2,289
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				0
指定正味財産期首残高				0
指定正味財産期末残高				0
Ⅲ 正味財産期末残高				2,289

		_	<i>b.b.</i>	
科	目	予	算	額
				千円
Ⅰ 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 事業収益				38,905
入館費等収入				38,905
② 受取補助金等				200
その他補助金				200
	経常収益計			39, 105
(2) 経常費用				
① 事業費				38, 557
管理費				38, 557
	経常費用計			38, 557
当期経常増減額				548
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0
当期一般正味財産増減額				548
一般正味財産期首残高				2,273
一般正味財産期末残高				2,821
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
指定正味財産期首残高				0
指定正味財産期末残高				0
Ⅲ 正味財産期末残高				2,821

## 報告第34号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、一般社団法人石川県農業開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度一般社団法人石川県農業開発公社決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区分	事業内容	事	業量	金額
保有農地の貸付事業	能登開発地貸付 河北潟干拓農地貸付 河北潟ふれあい農園設 置事業		33.9ha 243.6ha 1.8ha	貸付料 726 / 23,469 / 591
畜産振興事業	受託放牧機械整備	受託頭数 農業用機械	1,179頭 1 台	受託放牧収 入 81,694 経費 80,909 7,414

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			円
1 流動資産			
(1) 現金預金			99,891,365
① 預金			99,891,365
(2) 未収金			2,649,268,898
(3) 未収収益			166
(4) 農用地等			3,607,832,955
① 農用地			3, 131, 272, 550
② 河北潟干拓酪農施設用地			476, 560, 405
(5) 貸倒引当金		Δ	1,437,393,770
	流動資産合計		4,919,599,614

2 固定資産	
(1) 基本財産	18, 100, 000
① 定期預金	13, 100, 000
② 出資金	5,000,000
(2) 特定資産	102, 452, 829
① 退職給付引当資産	102, 452, 829
(3) その他固定資産	183, 637, 867
① 長期事業資産	139, 500, 000
河北潟農地保全円滑化事業貸付金	139, 500, 000
② 建物	5,668,707
③ 構築物	6, 116, 670
<ul><li>④ 機械装置</li></ul>	13, 296, 477
⑤ 車両運搬具	17, 125, 996
⑥ 工具器具備品	605, 225
<ul><li>⑦ 電話加入権</li></ul>	474, 792
8 出資金	850,000
固定資産合計	304, 190, 696
資 産 合 計	5, 223, 790, 310
	0, 220, 700, 010
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	4 016 050 104
(1) 短期借入金	4,216,859,124
① 県借入金	4,216,859,124
(2) 未払金	29, 836, 303
(3) 預り金	401,777
(4) 前受収益 (4) 前受収益 (4) 前受収益	5,079,620
流動負債合計	4, 252, 176, 824
2 固定負債 (1) 長期借入金	F24 000 000
	524, 990, 000
	499, 664, 302
	25, 325, 698
(2) 干拓地内整備事業留保金	207, 732, 770
(3) 預り保証金	8,524,608
(4) 退職給付引当金	102, 452, 829
固定負債合計	843,700,207
負債合計 負債合計	5,095,877,031
Ⅲ 正味財産の部	19 100 000
1 指定正味財産 (されまま財産への充火額)	18, 100, 000
(うち基本財産への充当額)	(18, 100, 000)
2 一般正味財産 正味財産合計	109, 813, 279 127, 913, 279
<u> </u>	121, 910, 219
負債及び正味財産合計	5, 223, 790, 310
• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

## 正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

			令和 4 年 3 月311
科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			I
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			166
受取利息			166
② 特定資産運用益			1,242
受取利息			1,242
③ 事業収益			138, 432, 726
農用地等貸付収入			24, 787, 746
受託放牧収入			81,694,796
受託事業収入			31, 950, 184
県受託事業収入			31, 950, 184
④ 受取補助金等			156, 999, 279
県補助金			156, 999, 279
⑤ 貸倒引当金戻入額			315, 160
<ul><li>⑥ 雑収益</li></ul>			14, 135, 042
受取利息			570
預金利息			570
雑収入			14, 134, 472
	全常収益計 		309, 883, 615
(2) 経常費用	子山人町山		303,003,013
① 事業費			141, 944, 494
農用地等貸付費			18, 655, 808
河北潟ふれあい農園設置事業	と		591, 500
放牧事業費	下具		80, 909, 000
内浦駐在所管理運営費			31, 950, 184
河北潟干拓酪農施設用地等管	李珊 弗		3, 528, 844
減価償却費	1 住貝		6,309,158
② 管理費			168, 052, 049
一般管理費			167, 935, 398
支払利息			116,651
	と常費用計		309, 996, 543
	生币复用 目	^	
		$\triangle$	112,928
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0
	 常外費用計		0
	カプト真用司		0
		Δ	112, 928
<b>一般正味財產增減額</b> 一般正味財產期首残高		$\Delta$	109, 926, 207
一般正味財産期末残高			109, 813, 279
Ⅱ 指定正味財産増減の部			^
当期指定正味財産増減額			0

	指定正味財産期首残高	18, 100, 000
	指定正味財産期末残高	18, 100, 000
Ш	正味財産期末残高	127, 913, 279

#### 監 査 意 見

一般社団法人石川県農業開発公社定款第25条の規定により、一般社団法人石川県農業開発公社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和 4 年 5 月 20 日

一般社団法人 石川県農業開発公社

監事 田 村 政 博 監事 山 田 孝 一

#### 2 令和4年度一般社団法人石川県農業開発公社事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事業内容	事	業	量	金	額
保有農地の売却及び貸付事 業	農用地売却			2.9ha		収入 15,832
	能登開発地貸付			33.9ha	貸付	料 726
	河北潟干拓農地貸付			243.6ha	"	23,660
	河北潟ふれあい農園設 置事業			1.8ha	"	591
畜産振興事業	受託放牧	受託頭数		1,228頭		放牧収 95,425
					経費	86,837
	機械整備	農業用機械		1台		3,927
	施設整備	農業用設備		2件		4,268

# 収 支 予 算 書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

		_		
科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				3
受取利息				3
② 特定資産運用益				10
受取利息				10
③ 事業収益				168, 192
土地壳却収入				15,832
農用地壳却収入				15,832
農用地等貸付収入				24,977
受託放牧収入				95, 425
受託事業収入				31,958
県受託事業収入				31,958
④ 受取補助金等				162,799
県補助金				162,799
⑤ 雑収益				19,608
受取利息				1
預金利息				1
諸引当金取崩額等				13,395
雜収入				6,212
	経常収益計			350,612

(2) 経常費用	
① 事業費	165, 574
土地売却原価	15, 832
農用地売却原価	15, 832
農用地等貸付費	20,877
河北潟ふれあい農園設置事業費	591
放牧事業費	86, 837
内浦駐在所管理運営費	31,270
畜産施設整備事業費	6,529
河北潟干拓酪農施設用地等管理費	3,638
② 管理費	185, 038
一般管理費	182,087
退職給付費用	2,427
支払利息	524
経常費用計	350,612
当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	109,813
一般正味財産期末残高	109,813
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	18, 100
指定正味財産期末残高	18, 100
Ⅲ 正味財産期末残高	127,913

# 報告第35号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人いしかわ 農業総合支援機構の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人いしかわ農業総合支援機構決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
農村資源相談・情報提供 事業		る幅広い相談、 資源に関する情				9,247
農業人材育成・確保事業		から農業のサポ 呆、企業等の農			16	61,595
農業経営発展·安定化支 援事業	営相談・経営  ど他産業のノ	等の農業経営の 営診断・法人化 ノウハウを活用 美等と連携した	支援、コマ  した収益向	ツ・トヨタな 上モデルの確	7	73, 768
農産物生産流通・加工支 援事業	農商工連携・	各拡大に向けた ・6 次産業化の 携した県産食材	取り組みの	フルサポート、	<u>Z</u>	46,219
農村資源保全活用·農地 集積支援事業	積バンクを活	解消に向けたマ 舌用した担い手 ソーリズムの推	への農地集		16	67, 738

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部 1 流動資産			H
(1) 現金預金			33, 946, 875
① 預金			33, 946, 875
(2) 未収金			58, 094, 573
(3) 前払金			1,000,000
	流動資産合計		93, 041, 448

2 固定資産	
(1) 基本財産	501, 039, 000
① 定期預金	101, 039, 000
② 県長期貸付金	400,000,000
(2) 特定資産	38, 856, 099, 715
① 収入減少影響緩和対策積立金	538, 381, 506
預金	538, 381, 506
② いしかわ農業参入支援ファンド	20,000,000,000
県長期貸付金	20,000,000,000
③ いしかわ里山振興ファンド	18,000,000,000
県長期貸付金	18,000,000,000
④ 農林水産業基幹技術開発トライアル基金	10,418,872
預金	10, 418, 872
⑤ いしかわ農業参入支援ファンド基金	303, 817, 036
預金	303, 817, 036
⑥ 就農支援資金引当預金	3, 482, 301
預金	3,482,301
(3) その他固定資産	116, 731, 489
① 出資金	50,000
② 長期貸付金	47, 585, 820
③ 構築物	5, 823, 681
④ 機械装置	53, 653, 364
⑤ 器具備品	9, 588, 624
⑥ 保証金	30,000
固定資産合計	39, 473, 870, 204
資 産 合 計	39, 566, 911, 652
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	61, 450, 035
(2) 預り金	278, 952
(3) 短期借入金	10,730,000,000
① 金融機関借入金	10,730,000,000
流動負債合計	10,791,728,987
2 固定負債	1,132,120,000
(1) 収入減少影響緩和対策準備金	538, 381, 506
(2) 長期借入金	27, 305, 223, 000
① 県借入金	5, 223, 000
② 金融機関借入金	27, 300, 000, 000
固定負債合計	27,843,604,506
自使 自信	38,635,333,493
Ⅲ 正味財産の部	00, 000, 000, 400
1 指定正味財産 1 指定正味財産	501, 039, 000
1 相定正味財産 (うち基本財産への充当額)	
	(501, 039, 000)
2 一般正味財産	430, 539, 159
(うち特定財産への充当額)	(317, 718, 209)
ナ <sub>n</sub> トロ. ナ ハニ!	931, 578, 159
正味財産合計	

## 正味財産増減計算書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

		T	土 17年4月11日
科	目	金	額
I 一般 ii			Н
	労増減の部		
	子		
(1)	基本財産運用益		2,398,732
1)	受取利息		2,398,732
2	特定資産運用益		248, 964, 383
4)	受取利息		248, 964, 383
(3)	事業収益		7,508,680
•	受託事業収入		7,508,680
	県受託事業収入		7, 190, 000
	その他受託事業収入		318,680
<b>(</b> 4 <b>)</b>	受取補助金等		213, 948, 190
4)	県補助金		211, 748, 190
	デート テート テート テート テート テート テート テート テート テート テ		
(F)	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		2,200,000
5	受取負担金		5, 719, 248
6	雑収益		1, 375, 113
	雑収入		1,257,291
	受贈益	7 <del>**</del> ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	117,822
(0)	経常4	(金計	479, 914, 346
	<b>全常費用</b>		450 507 047
1	事業費		458, 567, 247
	農村資源相談・情報提供事業費		9, 246, 962
	農業人材育成・確保事業費		161, 595, 401
	農業経営発展・安定化支援事業費	`	73, 767, 645
	農産物生産流通・加工支援事業費	-	46, 219, 391
	農村資源保全活用・農地集積支援事	*耒貸 	167, 737, 848
(2)	管理費		24, 012, 693
	一般管理費	a m ⇒1.	24, 012, 693
\I/ #	経常		482, 579, 940
	月経常増減額		2, 665, 594
•— •	7件組収益		
_ `	<b>とまた。                                    </b>		000 415
(1)	固定資産受贈益	7 분구	802,415
(a) #	経常外収	<b>火</b> 血計	802,415
	K常外費用 B.X.常知 描述額		0 000 415
	月経常外増減額 		802,415
	<b> 一般正味財産増減額</b>   工味財産期益残富	Δ	1,863,179
	と正味財産期首残高 と正味財産期本残富		432, 402, 338
	と正味財産期末残高 ニューニーニー		430, 539, 159
	E味財産増減の部 B.おウエはいき増減額		•
	<b>明指定正味財産増減額</b>		<b>0</b>
	至正味財産期首残高 2.工味財産期本税高		501, 039, 000
	三正味財産期末残高		501, 039, 000
Ⅲ 正味則			931, 578, 159

#### 監 查 意 見

公益財団法人いしかわ農業総合支援機構定款第29条の規定により、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年6月1日

公益財団法人 いしかわ農業総合支援機構

監事 北 山 章

監事 田 村 政 博

#### 2 令和4年度公益財団法人いしかわ農業総合支援機構事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
農村資源相談・情報提供 事業		幅広い相談、 で源に関する情			1	1,111
農業人材育成・確保事業		ら農業のサポ 兄、企業等の農			16	2,077
農業経営発展·安定化支 援事業	営相談・経営 ど他産業のノ	をの農業経営の で診断・法人化 でウハウを活用 で等と連携した	支援、コマ した収益向	ツ・トヨタな 上モデルの確	4	2,051
農産物生産流通・加工支 援事業	農商工連携・	が大に向けた 6次産業化の も大産業化の もした県産食材	取り組みの	フルサポート、	5	3,325
農村資源保全活用・農地 集積支援事業	積バンクを活	昇消に向けたマ 5用した担い手 アーリズムの推	への農地集	実施、農地集 積の促進、石	14	2,434

# 収 支 予 算 書

			F 14.4H	0 + 0 /1011
科	目	予	算	額
1				千円
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				2,402
受取利息				2,402
② 特定資産運用益				235,000
受取利息				235,000
③ 事業収益				25,774
受託事業収入				25, 774
県受託事業収入 				25, 524
その他受託事業収入				250
<ul><li>④ 受取補助金等</li></ul>				226, 760
県補助金				224, 560
その他補助金				2,200
( ) > 10 HH => 4 mm	経常収益計			489, 936
(2) 経常費用	小王 山 小皿 口			100,000
				410 000
J 7717	1 /II. <del>11</del> .W. <del>11</del>			410, 998
農村資源相談・情報規				11, 111
農業人材育成・確保事	業費			162,077

農業経営発展・安定化支援事業費	42,051
農産物生産流通・加工支援事業費	53, 325
農村資源保全活用·農地集積支援事業費	142,434
② 管理費	78,938
一般管理費	78, 938
経常費用計	489, 936
当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	432,402
一般正味財産期末残高	432, 402
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	501,039
指定正味財産期末残高	501,039
Ⅲ 正味財産期末残高	933, 441

# 報告第36号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益社団法人石川県青果物価格安定資金協会の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益社団法人石川県青果物価格安定資金協会決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
青果物価格安定資金の造成	一般業務 補償準備金 補償準備金 特定業務 交付準備金 交付準備金	金の返戻				1,487 744 6,545 21,438
青果物価格補塡金の交付	一般業務 補償交付金 特定業務 価格差補約	全の交付 合交付金の交付	<del>1</del>			1,035 6,722

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			円
1 流動資産			
(1) 現金預金			147, 131
① 預金			147, 131
(2) 未収金			24, 136
	流動資産合計		171, 267
2 固定資産			
(1) 基本財産			110, 210, 000
① 定期預金			110, 210, 000
(2) 特定資産			242, 485, 840

① 補償準備金	50, 322, 557
定期預金	49, 732, 290
預金	590, 267
② 交付準備金	176,812,610
定期預金	174, 738, 658
預金	2,073,952
③ 特別業務資金	15, 350, 673
定期預金	15, 350, 673
固定資産合計	352, 695, 840
資 産 合 計	352, 867, 107
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 補償準備金	50, 322, 557
(2) 交付準備金	176,812,610
(3) 特別業務資金	15, 350, 673
(4) 未払金	122,665
流動負債合計	242, 608, 505
2 固定負債	
(1) 長期預り金	43, 190, 000
固定負債合計	43, 190, 000
負債合計	285, 798, 505
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	67, 020, 000
(うち基本財産への充当額)	(67, 020, 000)
2 一般正味財産	48,602
正味財産合計	67, 068, 602
負債及び正味財産合計	352, 867, 107

# 正味財産増減計算書

科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 基本財産運用益 受取利息 ② 特定資産運用益 受取利息			2, 204 2, 204 5, 093 5, 093
③ 事業収益 準備金戻入 補償準備金戻入 交付準備金戻入			261, 003, 925 249, 791, 044 50, 772, 255 199, 018, 789

特別業務資金取崩		873, 702
補償準備金取崩		299, 541
交付準備金取崩		574, 161
負担金		7, 159, 192
一般業務		1, 187, 784
特定業務		5,971,408
助成金		3, 179, 987
特定業務助成金		3, 179, 987
④ 受取補助金等		241,353
その他補助金		241, 353
⑤ 賦課金収入		9, 100, 000
6 雑収益		80
受取利息		80
	経常収益計	270, 352, 655
(2) 経常費用		
① 事業費		261,003,925
準備金返戻金		22, 181, 703
補償準備金返戻金		744, 113
交付準備金返戻金		21,437,590
特別業務資金繰入		3,929,787
補償準備金繰入		157,717
交付準備金繰入		3,772,070
交付金		7,757,268
補償交付金		1,035,193
価格差補給交付金		6,722,075
準備金繰入		227, 135, 167
補償準備金繰入		50, 322, 557
交付準備金繰入		176,812,610
② 管理費		9, 330, 539
人件費負担金		8,920,000
一般管理費		410,539
	経常費用計	270, 334, 464
当期経常増減額		18, 191
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		18, 191
一般正味財産期首残高		30,411
一般正味財産期末残高		48,602
Ⅱ 指定正味財産増減の部		_
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		67, 020, 000
指定正味財産期末残高		67,020,000
Ⅲ 正味財産期末残高		67,068,602

#### 監 查 意 見

公益社団法人石川県青果物価格安定資金協会定款第23条の規定により、公益社団法人石川県青果物価格安定資金協会の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月20日

公益社団法人 石川県青果物価格安定資金協会

監事 田 村 政 博

監事 澤 田 英三郎

#### 2 令和4年度公益社団法人石川県青果物価格安定資金協会事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
青果物価格安定資金の造成	一般業務 補償準備金 補償準備金 特定業務 交付準備金 交付準備金	全の返戻 全の造成			1	2,052 5,177 5,283 23,763
青果物価格補塡金の交付	一般業務 補償交付金 特定業務 価格差補約	全の交付 合交付金の交付	<del>寸</del>			6, 245 34, 270

### 収 支 予 算 書

科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				2
受取利息				2
②特定資産運用益				5
受取利息				5
③ 事業収益				363,008
準備金戻入				227, 135
補償準備金戻入				50,322
交付準備金戻入				176, 813
特別業務資金取崩				1,382
補償準備金取崩				385
交付準備金取崩				997
負担金				15, 953
一般業務				1,667
特定業務				14, 286
助成金				118,538
特定業務助成金				118, 538
④ 受取補助金等				300
その他補助金				300
⑤ 賦課金収入				9,100
	経常収益計			372,415

(2) 経常費用		
① 事業費		363,008
準備金返戻金		28,940
補償準備金返戻金		5, 177
交付準備金返戻金		23, 763
特別業務資金繰入		3,553
補償準備金繰入		952
交付準備金繰入		2,601
交付金		330, 515
補償交付金		46, 245
価格差補給交付金		284, 270
② 管理費		9,456
人件費負担金		8,920
一般管理費		536
経常費用計		372,464
当期経常増減額	Δ	49
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	Δ	49
一般正味財産期首残高		49
一般正味財産期末残高		0
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		67,020
指定正味財産期末残高		67,020
Ⅲ 正味財産期末残高		67,020

# 報告第37号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、一般社団法人石川県金 沢食肉公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度一般社団法人石川県金沢食肉公社決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事業内容	事	業	量	金	額
食肉流通センター運営事業	家畜のと殺解体及び食 肉、副産物の冷蔵保管	と殺頭数	牛豚	5,774頭 35,871頭	38	31, 246

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
工物中の部			円
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金預金			486, 126
① 預金			486, 126
(2) 未収金			18,036,972
	流動資産合計		18, 523, 098
2 固定資産			-,,
(1) 基本財産			60,000,000
① 定期預金			60,000,000
(2) その他固定資産			1,713,148
① 構築物			1,542,001
② 車両運搬具			2
③ 什器備品			12
④ 機械設備			62,732
⑤ 機械装置			1
⑥ 電話加入権			100,000
⑦ 投資有価証券			8,400
	固定資産合計		61,713,148
資 産 合	計		80, 236, 246

Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	115, 482, 151
(2) 預り金	486, 126
(3) 短期借入金	26, 236, 769
① 金融機関借入金	26, 236, 769
流動負債合計	142, 205, 046
2 固定負債	
(1) 長期借入金	41,000,000
① 県借入金	14,000,000
② 金沢市借入金	14,000,000
③ 金融機関借入金	13,000,000
(2) 退職給付引当金	5, 101, 020
固定負債合計	46, 101, 020
負債合計	188, 306, 066
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	△ 108,069,820
正味財産合計	△ 108,069,820
負債及び正味財産合計	80, 236, 246

# 正味財産増減計算書

			节和4平3月31日
科	目	金	額
I       一般正味財産増減の部         1       経常増減の部         (1)       経常収益         ① 基本財産運用益       受取利息			1,018 1,018
② 事業収益 受託事業収入 金沢市受託事業収 その他受託事業収 部分肉処理施設使用 と畜関連手数料収入	入 料収入		1,018 412,365,807 264,439,644 261,152,447 3,287,197 29,106,864 118,819,299
③ 受取補助金等 金沢市補助金 ④ 受取負担金 ⑤ 雑収益 雑収入			34, 297, 716 34, 297, 716 17, 523, 786 5, 769, 000 5, 769, 000
(2) 経常費用 ① 事業費 食肉流通センター運	経常収益計 営事業費		381, 246, 255 381, 246, 255

毅

② 管理費	88, 169, 964
一般管理費	87, 917, 382
" ' ' ' ' - ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
減価償却費	252, 582
経常費用計	469, 416, 219
当期経常増減額	541,108
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	3, 110, 220
① 貸倒損失	3, 110, 220
当期経常外増減額	△ 3,110,220
当期一般正味財産増減額	Δ 2,569,112
一般正味財産期首残高	△ 105,500,708
一般正味財産期末残高	△ 108,069,820
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
Ⅲ 正味財産期末残高	△ 108,069,820

### 監 査 意 見

一般社団法人石川県金沢食肉公社定款第24条の規定により、一般社団法人石川県金沢食肉公社の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月26日

一般社団法人 石川県金沢食肉公社

監 事 堂 村

監事 板 倉 久

#### 2 令和4年度一般社団法人石川県金沢食肉公社事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区 分	事業内容	事	業	皇里	金	額
食肉流通センター運営事業	家畜のと殺解体及び食 肉、副産物の冷蔵保管	と殺頭数	牛 豚	6,400頭 35,000頭	41	l5, 172

#### 収 支 予 算 書

科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				Ŧ
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				5
受取利息				5
② 事業収益				423, 567
受託事業収入				271, 194
金沢市受託事業収入				267,860
その他受託事業収入				3,334
部分肉処理施設使用料収入				29, 107
と畜関連手数料収入				123, 266
③ 受取補助金等				2,500
金沢市補助金				2,500
④ 受取負担金				19,707
⑤ 雑収益				5,961
雑収入				5,961
;	経常収益計			451,740
(2) 経常費用				
① 事業費				415, 172
食肉流通センター運営事業	費			415, 172
② 管理費				70,247
一般管理費				70,000
減価償却費				247
<del>,</del>	経常費用計			485,419
当期経常増減額		Δ		33,679
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0
当期一般正味財産増減額		Δ		33,679
一般正味財産期首残高		$\triangle$		108,070
一般正味財産期末残高		$\triangle$		141,749

П	指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	0
	指定正味財産期末残高	0
Ш	正味財産期末残高	△ 141,749

# 報告第38号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県林 業公社の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県林業公社決算状況

事 業 実 績

	区	分	事業内容	事	業	里	金	額
	分収造林事	事業	保育(間伐、森林作業道 開設等)	管理面積		13, 704. 2ha	24	7,416
か几			分収比率の見直しの推 進	契約変更進	<b>態</b> 歩率	94.2%		
般	公社有林智	管理事業	保育(間伐)	管理面積		475.6ha		4,860
会計	県営林管理	<b>里受託事業</b>	保育(間伐、森林作業道 開設等)	管理面積		7, 553. 7ha	8	5, 522
Н	森林バンク託事業	運営支援受	手入れ不足人工林整備 の支援	アドバイサ	<b>۴</b> ــ	6名	2	0,000
白山有	管理事業		林道の維持管理	道路維持管 延長 幅員	<b></b>	18.6km 6.5m	4	9, 242
料林道事業			林道通行料金の徴収 徴収期間 自 令和3年6月19日 至 令和3年11月10日	通行台数		42,194台		
特別会	ふるさと林事業	木道整備受託	法面・施設応急対策	法面保護工	_等	134.7 m <sup>2</sup>	11	7,650
計	利活用促進	進事業	魅力創出・誘客に向け たPR	イベント開	]催等			6,000
分収育林事業	分収育林哥	事業	分収育林地の管理 保育(間伐)	管理面積		6.9ha		34

# 貸 借 対 照 表 (一 般 会 計) 令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金預金			72, 156, 960
① 預金			72, 156, 960
(2) 未収金			169, 203, 578
(3) 未収収益			210
;	流動資産合計		241, 360, 748
2 固定資産			
(1) 基本財産			5,000,000
① 定期預金			5,000,000
(2) 特定資産			154, 937, 960
① 損害てん補積立資産			154, 937, 960
定期預金			76,000,000
預金			68, 937, 960
投資有価証券			10,000,000
(3) その他固定資産			69, 688, 196, 737
① 山林			2,763,570,099
② 分収森林資産		(	66, 368, 396, 532
③ 土地			555, 493, 603
④ 車両運搬具			69,500
⑤ 工具器具備品			616, 103
⑥ 電話加入権			50,900
	固定資産合計	(	69, 848, 134, 697
資産合言	†		70, 089, 495, 445
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			190 095 600
(1) 未払金 (2) 未払費用			128, 035, 600
(2) 未払費用 (3) 預り金			206, 803, 134
(4) 仮受金			161, 940 16, 477, 396
	流動負債合計		351, 478, 070
2 固定負債	加罗月 日日		551,410,010
(1) 長期借入金			52, 468, 099, 945
① 県借入金			32, 400, 033, 343
② 日本政策金融公庫借入金			20, 275, 608, 945
(2) 退職給付引当金		•	18, 985, 000
	固定負債合計		52, 487, 084, 945
	負債合計		52, 838, 563, 015
Ⅲ 正味財産の部	ЛИЦП	<u> </u>	, 000, 000, 010
1 指定正味財産			5,000,000
		i	0,000,000

負債及び正味財産合計	70, 089, 495, 445
正味財産合計	17, 250, 932, 430
(うち特定資産への充当額)	(154, 937, 960)
2 一般正味財産	17, 245, 932, 430

正 味 財 産 増 減 計 算 書 (一 般 会 計) 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

			<b>节相4 平 3 月31</b> 日
科		金	額
I 一般正味財産増減の部			Р
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			100
受取利息			100
② 事業収益			152, 477, 458
立木売却収入			41,055,358
受託事業収入			111, 422, 100
県受託事業収入			105, 522, 100
その他受託事業収入			5,900,000
③ 受取補助金等			256, 518, 054
県補助金			256, 518, 054
④ 雑収益			12, 206, 677
受取利息			46, 428
雑収入			12, 160, 249
⑤ 分収森林資産勘定振替			295, 133, 301
	経常収益計		716, 335, 590
(2) 経常費用			
① 事業費			363, 697, 400
分収造林事業費			247, 415, 500
公社有林管理事業費			4,859,800
県営林管理受託事業費			85, 522, 100
森林バンク運営支援受詞	毛事業費		20,000,000
美しい森林推進受託事業	<b></b>		5,900,000
② 管理費			352, 622, 655
一般管理費			94, 624, 952
支払利息			253, 435, 724
分収森林資産取崩額			4,561,979
	経常費用計		716, 320, 055
当期経常増減額			15, 535
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 損害てん補補償積立金			44,974
	経常外収益計		44,974
(2) 経常外費用			
① 分収森林資産減損損失			88, 751, 222
	経常外費用計		88,751,222

	当期経常外増減額	$\triangle$	88, 706, 248
	当期一般正味財産増減額	Δ	88, 690, 713
	一般正味財産期首残高		17, 334, 623, 143
	一般正味財産期末残高		17, 245, 932, 430
П	指定正味財産増減の部		
	当期指定正味財産増減額		0
	指定正味財産期首残高		5,000,000
	指定正味財産期末残高		5,000,000
Ш	正味財産期末残高		17, 250, 932, 430

#### 

科	目	金	額
I 資産の部 1 流動資産 (1) 現金預金 ① 預金 (2) 未収金 2 固定資産 (1) その他固定資産	流動資産合計		42,692,451 42,692,451 8,850,000 51,542,451 792,614,563
<ol> <li>建物</li> <li>構築物</li> <li>事両運搬具</li> <li>工具器具備品</li> <li>電話加入権</li> </ol>	固定資産合計		50, 823, 490 740, 402, 774 297, 000 639, 499 451, 800 792, 614, 563
資 産 合	計		844, 157, 014
II 負債の部 1 流動負債 (1) 未払金 (2) 預り金			15, 152, 065 16, 124
2 固定負債 (1) 長期借入金 ① 県借入金	流動負債合計		15, 168, 189 1, 459, 831, 000 1, 459, 831, 000
	固定負債合計 負債合計		1,459,831,000 1,474,999,189
<ul><li>Ⅲ 正味財産の部</li><li>1 指定正味財産</li><li>2 一般正味財産</li></ul>		$\triangle$	0 630, 842, 175
	正味財産合計	Δ	630, 842, 175
負債及び正味財産		844, 157, 014	

#### 正 味 財 産 増 減 計 算 書 (白山有料林道事業特別会計) 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			円
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 事業収益			156, 247, 841
通行料収入			38, 597, 841
受託事業収入			117,650,000
県受託事業収入			117,650,000
② 受取補助金等			6,000,000
県補助金			6,000,000
③ 雑収益			24,653
受取利息			599
雑収入			24,054
	経常収益計		162, 272, 494
(2) 経常費用			
① 事業費			172,891,650
白山林道維持補修事業	費		49, 241, 650
ふるさと林道整備受託	事業費		117,650,000
利活用推進事業費			6,000,000
② 管理費			72, 844, 464
一般管理費			36, 239, 431
減価償却費			36, 605, 033
	経常費用計		245, 736, 114
当期経常増減額		$\triangle$	83, 463, 620
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額		Δ	83, 463, 620
一般正味財産期首残高		$\triangle$	547, 378, 555
一般正味財産期末残高		Δ	630, 842, 175
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
Ⅲ 正味財産期末残高		$\triangle$	630, 842, 175

#### 

科	目	金	額
I 資産の部			н
1 流動資産			
(1) 現金預金			10, 166, 891
① 預金			10, 166, 891
(2) 前払費用			91,800
	流動資産合計		10, 258, 691
2 固定資産			
(1) その他固定資産			22, 757, 000
① 分収育林資産			22, 757, 000
	固定資産合計		22, 757, 000
資 産 合	計		33, 015, 691
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
(1) 仮受金			146, 244
	流動負債合計		146, 244
2 固定負債			
(1) 分収育林前受金			10, 112, 447
	固定負債合計		10, 112, 447
	負債合計		10, 258, 691
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			22,757,000
2 一般正味財産			0
	正味財産合計		22,757,000
負債及び正味財産		33, 015, 691	

# 正 味 財 産 増 減 計 算 書 (分収育林事業特別会計)

科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部         1 経常増減の部         (1) 経常収益         ① 事業収益         分収育林前受金収入         ② 雑収益			33,896 33,896 98
受取利息			98
	経常収益計		33,994

(2) 経常費用33,994① 事業費33,994分収育林事業費33,994当期経常増減額02 経常外増減の部0(1) 経常外収益0(2) 経常外費用0当期経常外増減額0一般正味財産増減額0一般正味財産期首残高0一般正味財産期末残高0II 指定正味財産増減の部 当期指定正味財産増減額 当期指定正味財産増減額 指定正味財産期首残高022,757,000			
分収育林事業費 23,994 2期経常増減額 0 2 経常外増減の部 (1) 経常外収益 0 (2) 経常外費用 0 3期経常外増減額 0 当期経常外増減額 0 当期一般正味財産増減額 0 当期一般正味財産増減額 0 一般正味財産期首残高 0 一般正味財産期末残高 0 Ⅱ 指定正味財産増減の部 当期指定正味財産増減額 0 指定正味財産増減額 0		(2) 経常費用	
経常費用計33,994当期経常増減額02 経常外増減の部 (1) 経常外収益 (2) 経常外費用 当期経常外増減額0当期一般正味財産増減額 一般正味財産期首残高 一般正味財産期主残高0一般正味財産期主残高 日 財産正味財産増減の部 当期指定正味財産増減額 指定正味財産増減額 指定正味財産増減額 指定正味財産期主残高01 指定正味財産増減額 指定正味財産期主残高022,757,000		① 事業費	33, 994
当期経常増減額02 経常外増減の部0(1) 経常外収益0(2) 経常外費用0当期経常外増減額0当期一般正味財産増減額0一般正味財産期首残高0一般正味財産期末残高0Ⅱ 指定正味財産増減の部 当期指定正味財産増減額 指定正味財産期首残高0指定正味財産期首残高22,757,000		分収育林事業費	33,994
2 経常外増減の部 (1) 経常外収益 (2) 経常外費用 (3) 当期経常外増減額 (4) 当期経常外増減額 (5) 当期一般正味財産増減額 (6) 一般正味財産期首残高 (7) 一般正味財産期末残高 (8) 一般正味財産増減の部 (9) 当期指定正味財産増減額 (9) もおおいます。 (1) おおいます。 はおいます。 はないます。 はおいます。 はないます。 はないまないます。 はないます。 はないまます。 はないます。 はないます。 はないます。 はないます。 はないます。 はないます。 はないます。 はないます。 はないまます。 はないます。 はないます。 はないます。 はないます。 はないまないます。 はないまないます。 はないまないまないます。 はないまないまないまないます。 はないまないまないます。 はないまないます。 はないまないまないまないまないまないまないます。		経常費用計	33,994
(1)経常外収益 (2)経常外費用 当期経常外増減額 3 当期一般正味財産増減額 一般正味財産期首残高 一般正味財産期首残高 の 一般正味財産期末残高 0 指定正味財産増減の部 当期指定正味財産増減額 指定正味財産増減額 1 22,757,000		当期経常増減額	0
(2) 経常外費用       0         当期経常外増減額       0         当期一般正味財産増減額       0         一般正味財産期首残高       0         一般正味財産期末残高       0         工 指定正味財産増減の部       0         当期指定正味財産増減額       0         指定正味財産期首残高       22,757,000		2 経常外増減の部	
当期経常外増減額 0 当期一般正味財産増減額 0 一般正味財産期首残高 0 一般正味財産期末残高 0 一般正味財産期末残高 0 指定正味財産増減の部 当期指定正味財産増減額 0 指定正味財産増減額 22,757,000		(1) 経常外収益	0
当期一般正味財産増減額       0         一般正味財産期首残高       0         一般正味財産期末残高       0         Ⅱ 指定正味財産増減の部       0         当期指定正味財産増減額       0         指定正味財産期首残高       22,757,000		(2) 経常外費用	0
<ul> <li>一般正味財産期首残高</li> <li>一般正味財産期末残高</li> <li>1 指定正味財産増減の部</li> <li>当期指定正味財産増減額</li> <li>指定正味財産期首残高</li> <li>22,757,000</li> </ul>		当期経常外増減額	0
<ul><li>一般正味財産期末残高</li><li>Ⅱ 指定正味財産増減の部</li><li>当期指定正味財産増減額</li><li>指定正味財産期首残高</li><li>22,757,000</li></ul>		当期一般正味財産増減額	0
Ⅱ 指定正味財産増減の部 <b>当期指定正味財産増減額</b>		一般正味財産期首残高	0
当期指定正味財產增減額       0         指定正味財產期首残高       22,757,000		一般正味財産期末残高	0
指定正味財産期首残高 22,757,000	$\Pi$	指定正味財産増減の部	
, , ,		当期指定正味財産増減額	0
		指定正味財産期首残高	22,757,000
指定正味財産期末残高 22,757,000 22,757,000		指定正味財産期末残高	22,757,000
Ⅲ 正味財産期末残高 22,757,000	$\blacksquare$	正味財産期末残高	22,757,000

監 査 意 見

公益財団法人石川県林業公社定款第32条の規定により、公益財団法人石川県林業公社の令和3年 度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認 めます。

令和4年5月19日

公益財団法人 石川県林業公社

監事 北 山 章 監事 山 田 孝 一

#### 2 令和4年度公益財団法人石川県林業公社事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

	区	分	事業内容	事	業	皇里		金	額
_	分収造林	事業	保育(間伐、森林作業道 開設等) 分収比率の見直しの推 進	管理面積		13,704.2h	а	26	7, 183
般	公社有林爷	管理事業	保育(間伐、森林作業道 開設等)	管理面積		475.6h	а	1	7,305
会	県営林管3	理受託事業	保育(間伐、森林作業道開設等)	管理面積		7,553.7h	а	5	1,572
計	森林バン会託事業	ク運営支援受	手入れ不足人工林整備 の支援	アドバイサ	۳۰	6名	3	2	0,000
白山有	管理事業		林道の維持管理	道路維持管 延長 幅員	理	18.6ki 6.5n		4	2,050
料林道事業			林道通行料金の徴収 徴収期間 自 令和4年6月10日 至 令和4年11月10日	通行台数		86,328 <u>é</u>	ों		
特別会	ふるさと <sup>†</sup> 事業	<b>林道整備受託</b>	林道施設整備	ロックシェ	ニッド	工等 189.5m	n	45	4,650
計	利活用促进	<b>進事業</b>	魅力の創出・誘客に向 けたPR	プレミアム 等誘客イ^	パス	、ポート割引 の実施		-	6,000
分収育林事業 計	分収育林	事業	分収育林地の管理 保育 (間伐)、主伐	管理面積		6.9h	а	!	9,084

科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 基本財産運用益				<sub>千円</sub> 1
受取利息 ② 事業収益				1 104, 032
立木売却収入				24, 560
受託事業収入				79,472

県受託事業収入	71,572
その他受託事業収入	7,900
③ 受取補助金等	219,813
県補助金	219,813
④ 雑収益	7,671
受取利息	46
雑収入	7,625
⑤ 分収森林資産勘定振替	373, 158
経常収益計	704,675
(2) 経常費用	
① 事業費	363,960
分収造林事業費	267, 183
公社有林管理事業費	17,305
県営林管理受託事業費	51,572
森林バンク運営支援受託事業費	20,000
美しい森林推進受託事業費	7,900
② 管理費	340,715
一般管理費	91,451
支払利息	249, 264
経常費用計	704,675
当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	17, 245, 932
一般正味財産期末残高	17, 245, 932
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	5,000
指定正味財産期末残高	5,000
Ⅲ 正味財産期末残高	17, 250, 932

 
 収
 支
 予
 算
 書

 (白山有料林道事業特別会計)
 自
 令和4年4月1日 至

 (京和5年3月31日

科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益				千円
① 事業収益				543, 564
通行料収入				88,914
受託事業収入				454,650
県受託事業収入				454,650
② 受取補助金等				6,000
県補助金				6,000

③ 雑収益		50
雑収入		50
経常収益計		549,614
(2) 経常費用		
① 事業費		502,700
白山林道維持補修事業費		42,050
ふるさと林道整備受託事業費		454,650
利活用促進事業費		6,000
② 管理費		83,048
一般管理費		43,851
減価償却費		39, 197
経常費用計		585,748
当期経常増減額	Δ	36, 134
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	Δ	36, 134
一般正味財産期首残高	$\triangle$	630, 842
一般正味財産期末残高	$\triangle$	666,976
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		0
指定正味財産期末残高		0
Ⅲ 正味財産期末残高	$\triangle$	666,976

 
 収
 支
 予
 算
 書

 (分収育林事業特別会計)
 自
 令和4年4月1日 至

 (分収育本事業特別会計)
 年
 3月31日

			王 7和	3 平 3 月 31 日
科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				1 005
① 事業収益				1,027
分収育林前受金収	又入			1,027
② 受取補助金等				8,055
受取造林補助金				8,055
③ 雑収益				2
受取利息				2
	経常収益計			9,084
(2) 経常費用				
① 事業費				9,084
分収育林事業費				9,084
	経常費用計			9,084
当期経常増減額				0
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0

	当期経常外増減額	0
	当期一般正味財産増減額	0
	一般正味財産期首残高	0
	一般正味財産期末残高	0
II	指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	22,757
	指定正味財産期末残高	22,757
$\coprod$	正味財産期末残高	22,757

# 報告第39号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県林 業労働対策基金の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県林業労働対策基金決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
就労条件改善整備事業	林業労働者のに対する助成	)林業退職金共 え	済の事業主	負担分の掛金		1,672
	林業労働者のる助成	災害共済の事	業主負担分	の掛金に対す		714
	林業労働者の る助成	)厚生年金の事	業主負担分	の掛金に対す		340
	新規就業者の	)採用、定着促	進に対する	助成		3,300
安全管理促進事業	林業労働者の	)蜂刺され検診	等に対する	助成		61
緑の雇用対策事業	森林組合等の 象とした担い	)林業事業体に い手育成研修等	新規に採用 の実施	された者を対		14,501
就業者確保対策事業	林業事業体に 就業者の定着 施	に就業を希望す 音を図るための	る者の掘り。就業者確保	起こしや新規 対策事業の実		19,000

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部 1 流動資産			円
(1) 現金預金			33, 412, 984
① 預金			33, 412, 984
(2) 未収収益			316,859
(3) 未収金			7,600,000
	流動資産合計		41, 329, 843

2 固定資産	
(1) 基本財産	1,800,001,000
① 定期預金	1,000
② 長期貸付金	1,800,000,000
県長期貸付金	1,800,000,000
固定資産合計	1,800,001,000
資 産 合 計	1,841,330,843
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	21, 244, 541
流動負債合計	21, 244, 541
2 固定負債	0
負債合計	21, 244, 541
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	1,800,001,000
(うち基本財産への充当額)	(1,800,001,000)
2 一般正味財産	20, 085, 302
正味財産合計	1,820,086,302
負債及び正味財産合計	1,841,330,843

# 正味財産増減計算書

			<b>节和4 平 3 月 3 1</b> 日
科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 基本財産運用益 受取利息 ② 事業収益 受託事業収入 県受託事業収入 その他受託事業収入 その他受託事業収入 をの他受託事業収入 をの他受託事業収入 での世受託事業収入 をの他受託事業収入 をのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをの	経常収益計	ME	10, 526, 444 10, 526, 444 33, 501, 141 33, 501, 141 19, 000, 000 14, 501, 141 44, 027, 585  39, 588, 797 6, 026, 434 61, 222 14, 501, 141 19, 000, 000 1, 432, 098 1, 432, 098
当期経常増減額	経常費用計		41,020,895 3,006,690

2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	3,006,690
一般正味財産期首残高	17,078,612
一般正味財産期末残高	20, 085, 302
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	1,800,001,000
指定正味財産期末残高	1,800,001,000
Ⅲ 正味財産期末残高	1,820,086,302

監 査 意 見

公益財団法人石川県林業労働対策基金定款第34条の規定により、公益財団法人石川県林業労働対策基金の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月23日

公益財団法人 石川県林業労働対策基金

監 事 柚 森 直 弘 監 事 桑 島 伸 司 監 事 水 上 正 敏

#### 2 令和4年度公益財団法人石川県林業労働対策基金事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
就労条件改善整備事業	林業労働者のに対する助用	の林業退職金共成	済の事業主	負担分の掛金		1,800
	林業労働者の る助成	の災害共済の事	業主負担分の	の掛金に対す		615
	林業労働者の る助成	の厚生年金の事	業主負担分の	の掛金に対す		500
	新規就業者の	の採用、定着促	進に対する	助成		6,000
安全管理促進事業	林業労働者の	の蜂刺され検診	:等に対する!	助成		100
緑の雇用対策事業	森林組合等の象とした担い	の林業事業体にい手育成研修等	新規に採用 の実施	された者を対		14,500
就業者確保対策事業		こ就業を希望す 着を図るための				19,000

# 収 支 予 算 書

			土工工工	3 平 3 万 31 日
科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				10,514
受取利息				10,514
② 事業収益				33,500
受託事業収入				33,500
県受託事業収入				19,000
その他受託事業収入				14,500
③ 雑収益				1
受取利息				1
	経常収益計			44,015
(2) 経常費用				
① 事業費				42,515
就労条件改善整備事業費				8,915
安全管理促進事業費				100
緑の雇用対策事業費				14,500
就業者確保対策事業費				19,000
② 管理費				1,500
一般管理費				1,500
	経常費用計			44,015

当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	17, 929
一般正味財産期末残高	17,929
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	1,800,001
指定正味財産期末残高	1,800,001
Ⅲ 正味財産期末残高	1,817,930

# 報告第40号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県緑化推進委員会の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

#### 1 令和3年度公益財団法人石川県緑化推進委員会決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
緑の助成等事業	森林の整備等に対する助成	テの活動を行 対	うボランティ	ア団体、学校		15, 958
県受託事業	森林・林業別めの普及啓昇	ひ緑化に対 を、ボランテ	する県民の理 ィアの養成等	解を深めるた		9,254
森林づくり・森林環境教 育事業	国民参加の系森林ボランラ	系づくり運動 ティアによる?	を推進するた 舌動基盤の整	めの普及啓発、 備等		4, 141

# 貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部 1 流動資産			FI
(1) 現金預金			1,551,999
① 預金			1,551,999
(2) 未収金			3,440,668
	流動資産合計		4,992,667
2 固定資産			
(1) 基本財産			30, 500, 000
① 定期預金等			30, 500, 000
(2) 特定資産			3, 107, 600
① 退職給付引当資産			3, 107, 600
定期預金			3, 107, 600
	固定資産合計		33, 607, 600
資 産 合	計		38, 600, 267

Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	596, 697
(2) 前受金	46,049
(3) 預り金	24, 220
(4) 仮受金	1,500,000
流動負債合計	2, 166, 966
2 固定負債	
(1) 退職給付引当金	3, 290, 400
固定負債合計	3, 290, 400
負債合計	5, 457, 366
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	31, 326, 978
(うち基本財産への充当額)	(30, 500, 000)
2 一般正味財産	1,815,923
正味財産合計	33, 142, 901
負債及び正味財産合計	38, 600, 267

# 正味財産増減計算書

			17年4月11日
科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			Ħ
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			15,410
受取利息			15,410
②事業収益			9,304,000
受託事業収入			9,304,000
県受託事業収入 県受託事業収入			9, 254, 000
国土緑化推進機構			50,000
③ 受取補助金等	又記事未収八		3, 170, 000
県補助事業収入 「具補助事業収入			1,000,000
京補助事業収入 その他補助金			2,170,000
4 受取寄附金			14,690,017
緑の募金収入			14, 590, 017
報の券並収入 指定正味財産からの	· 托 扶 笳		14, 590, 017
毎年正味財産が500 (5) 雑収益	加度管領		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			24, 163
受取利息			48
維収入	<b>汉帝田光</b> 弘		24, 115
(2) 奴帶弗田	経常収益計		27, 203, 590
(2) 経常費用			00 252 070
① 事業費			29, 353, 072
緑の助成等事業費			15, 958, 338
県受託事業費 ************************************			9, 254, 000
森林づくり・森林環	<b>夏</b> 現教育事業質		4, 140, 734

② 管理費		1, 120, 586
一般管理費		1, 120, 586
経常費用計		30, 473, 658
当期経常増減額	$\triangle$	3, 270, 068
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	Δ	3, 270, 068
一般正味財産期首残高		5, 085, 991
一般正味財産期末残高		1,815,923
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
受取寄附金		8
一般正味財産への振替額	$\triangle$	100,000
当期指定正味財産増減額	Δ	99, 992
指定正味財産期首残高		31, 426, 970
指定正味財産期末残高		31, 326, 978
Ⅲ 正味財産期末残高		33, 142, 901

監 査 意 見

公益財団法人石川県緑化推進委員会定款第27条の規定により、公益財団法人石川県緑化推進委員会の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月25日

公益財団法人 石川県緑化推進委員会

監 事 通 善 一 洋

監事 柚 森 直 弘

#### 2 令和4年度公益財団法人石川県緑化推進委員会事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
緑の助成等事業	森林の整備等 に対する助成		うボランティ	ア団体、学校		15, 190
県受託事業	森林・林業及めの普及啓発	び緑化に対っ	する県民の理 イアの養成等	解を深めるた		9,027
森林づくり・森林環境教 育事業	国民参加の森 森林ボランテ	くづくり運動で イアによる?	を推進するた 舌動基盤の整	めの普及啓発、 備等		2,680

#### 収 支 予 算 書

			全 令和:	9年3月31日
科	目	子	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				10
受取利息				10
② 事業収益				9,027
受託事業収入				9,027
県受託事業収入				9,027
③ 受取補助金等				3,160
県補助事業収入				1,000
その他補助金				2, 160
④ 受取寄附金				15,300
緑の募金収入				15, 100
指定正味財産からの	振替額			200
⑤ 雑収益				10
雑収入				10
	経常収益計			27,507
(2) 経常費用				
① 事業費				26,897
緑の助成等事業費				15, 190
県受託事業費				9,027
森林づくり・森林環	境教育事業費			2,680
② 管理費				1,120
一般管理費				1,120
	経常費用計			28,017
当期経常増減額		$\triangle$		510
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0

		(2) 経常外費用		0
١		当期経常外増減額		0
		当期一般正味財産増減額	Δ	510
١		一般正味財産期首残高		1,816
		一般正味財産期末残高		1,306
	П	指定正味財産増減の部		
١		一般正味財産への振替額	$\triangle$	200
١		当期指定正味財産増減額	Δ	200
١		指定正味財産期首残高		31,027
١		指定正味財産期末残高		30,827
	Ш	正味財産期末残高		32, 133

# 報告第41号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、株式会社マリンパーク 内灘の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度株式会社マリンパーク内灘決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区分	事業内容	事業	皇	金 額
マリーナ施設管理事業	舟艇保管等	保管船隻数 モーターボート 水上バイク クルーザーヨット	65隻 46隻 18隻 1隻	15,414

貸 借 対 照 表

科	目	金	額
I 資産の部			Ħ
1 流動資産			38,870,397
(1) 現金預金			36, 929, 492
(2) 未収金			1,940,905
2 固定資産			27, 220, 905
(1) 有形固定資産			27, 029, 504
① 建物			14, 373, 713
② 構築物			283,006
③ 機械装置			12, 372, 784
④ 工具器具備品			1
(2) 無形固定資産			191,401
① ソフトウェア			191, 401
資 産 合	計		66,091,302
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			2,588,625
(1) 未払金			2,588,625

2 固定負債	0
負 債 合 計	2, 588, 625
Ⅲ 純資産の部	
1 株主資本	63, 502, 677
(1) 資本金	78,000,000
(2) 利益剰余金	$\triangle$ 14,497,323
純 資 産 合 計	63, 502, 677
負債及び純資産合計	66,091,302

損 益 計 算 書

			<b>〒和4年3月31日</b>
科	目	金	額
I 営業損益			円
			15 400 410
1 営業収益			15, 420, 413
(1) 利用料収入			13, 648, 453
(2) 入会金			187,000
(3) 賃貸料収入			1,429,992
(4) 光熱費収入			154, 968
2 営業費用			14, 593, 613
(1) マリーナ施設管理事業費			12, 928, 530
(2) 減価償却費			1,665,083
営 業 利	益		826,800
Ⅱ 営業外損益			
1 営業外収益			236, 493
(1) 受取利息			628
(2) 雑収入			235, 865
2 営業外費用			637,653
(1) 貸倒損失			637,653
経 常 利	 益		425,640
Ⅲ 特別損益			·
1 特別利益			0
2 特別損失			0
税引前当期純利	 益		425,640
	<del>等</del>		182,500
	益		243, 140

#### 監 查 意 見

会社法(平成17年法律第86号)第436条第1項の規定により、株式会社マリンパーク内灘の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年6月24日

株式会社マリンパーク内灘

監査役 北 山 章

2 令和4年度株式会社マリンパーク内灘事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事業内容	事業	星里	金額
マリーナ施設管理事業	舟艇保管等	保管船隻数 モーターボート	63隻 44隻	15, 178
		水上バイク	18隻	
		クルーザーヨット	1隻	

収 支 予 算 書

科	目	予	算	額
				千円
I 収益の部				
1 営業収益				15, 176
2 営業外収益				2
	収益合計			15, 178
Ⅱ 費用の部				
1 営業費用				15, 178
2 営業外費用				0
	費用合計			15, 178

# 報告第42号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人いしかわまちづくり技術センターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人いしかわまちづくり技術センター決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
支援・受託事業 まちづくり・公共事業執行に関する支持			援	14	6,341	
施設管理事業	所有地の管理	E				1,728

#### 貸 借 対 照 表

科	目	金	額
科  I 資産の部 1 流動資産 (1) 現金預金 (1) 現金預金 (2) 未収金  2 固定資産 (1) 基本財産 (1) 定期預金	活動資産合計	金	額 114,678,061 114,678,061 27,232,480 141,910,541 35,140,000 1,140,000
<ul> <li>② 投資有価証券</li> <li>(2) 特定資産</li> <li>① いしかわまちづくり基金 定期預金</li> <li>② 法人管理基金 定期預金</li> <li>(3) その他固定資産</li> <li>① 構築物</li> </ul>			34,000,000 150,048,935 3,048,935 3,048,935 147,000,000 147,000,000 140,133,545 2

② 工具器具備	口 미미	52, 218, 277
③ 土地		87, 704, 366
<ul><li>④ 電話加入権</li></ul>		210,900
	固定資産合計	325, 322, 480
	四人只在日刊	020, 022, 400
資 産	合 計	467, 233, 021
Ⅱ 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		16,078,975
(2) 前受金		389,500
(3) 預り金		356,538
	流動負債合計	16,825,013
2 固定負債		0
	負債合計	16, 825, 013
Ⅲ 正味財産の部		
1 指定正味財産		38, 188, 935
	(うち基本財産への充当額)	(35, 140, 000)
	(うち特定資産への充当額)	(3, 048, 935)
2 一般正味財産		412, 219, 073
	(うち特定資産への充当額)	(147, 000, 000)
	正味財産合計	450, 408, 008
負債及び	正味財産合計	467, 233, 021

# 正味財産増減計算書

科		目	金	額
I 一般』	E味財産増減の部 常増減の部 経常収益 基本財産運用益 受取利息 特定資産運用益 受取利息 事業収益 支援・受託事業収入 基準書販売等事業収入 調査・計画事業収入 設計・積算等事業収入 土地貸付等収入 受取負担金		金	新 57,822 57,822 3,204 3,204 158,885,790 154,012,790 23,887,740 5,352,050 124,773,000 4,873,000 2,263,406
5	雑収益 受取利息			51,417 1,073
	雑収入			50, 344
		経常収益計		161, 261, 639

(2) 経常費用	
① 事業費	149, 115, 839
支援・受託事業費	146, 341, 482
施設管理事業費	1,728,056
減価償却費	1,046,301
② 管理費	1, 139, 395
一般管理費	1, 128, 826
減価償却費	10, 569
経常費用計	150, 255, 234
当期経常増減額	11,006,405
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	
① 指定正味財産への振替額	304
経常外費用計	304
当期経常外増減額	△ 304
当期一般正味財産増減額	11,006,101
一般正味財産期首残高	401, 212, 972
一般正味財産期末残高	412, 219, 073
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
一般正味財産からの振替額	304
当期指定正味財産増減額	304
指定正味財産期首残高	38, 188, 631
指定正味財産期末残高	38, 188, 935
Ⅲ 正味財産期末残高	450, 408, 008

#### 監 査 意 見

公益財団法人いしかわまちづくり技術センター定款第12条の規定により、公益財団法人いしかわまちづくり技術センターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月18日

公益財団法人 いしかわまちづくり技術センター

監事中嶋 満

監事 北 山 章

#### 2 令和4年度公益財団法人いしかわまちづくり技術センター事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
支援・受託事業	まちづくり・	·公共事業執	行に関する支持	援	14	9,789
施設管理事業	所有地の管理	<b>L</b>				2,832

### 収 支 予 算 書

			土 下加	5 平 5 万 51 日
科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				57
受取利息				57
② 特定資産運用益				3
受取利息				3
③ 事業収益				152, 497
支援・受託事業収入				147, 718
基準書販売等事業収入				23,887
調査・計画事業収入				3,831
設計・積算等事業収入				120,000
土地貸付等収入				4,779
④ 受取負担金				2,440
⑤ 雑収益				3
受取利息				1
雜収入				2
	経常収益計			155,000
(2) 経常費用				
① 事業費				153,713
支援・受託事業費				149, 789
施設管理事業費				2,832
減価償却費				1,092
② 管理費				1,160
一般管理費				1, 149
減価償却費				11
	経常費用計			154,873
当期経常増減額				127
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0

	(2) 経常外費用	0
	当期経常外増減額	0
	当期一般正味財産増減額	127
	一般正味財産期首残高	405, 065
	一般正味財産期末残高	405, 192
$\Pi$	指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	38, 188
	指定正味財産期末残高	38, 188
$\coprod$	正味財産期末残高	443,380

# 報告第43号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人木場潟公園協会の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人木場潟公園協会決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
公園管理事業	木場潟公園の の実施	の管理運営、県	県民参加型の	交流イベント	6	4,189
ビオパーク事業	水質浄化施設	没を利用したス	k質浄化に関 <sup>*</sup>	する啓発		1,365
ドッグラン事業	ドッグランカ	施設の運営				898

貸 借 対 照 表

科	目	金	額
I 資産の部 1 流動資産 (1) 現金預金			я 3, 634, 336
① 現金 ② 預金 (2) 未収金	流動資産合計		60,000 3,574,336 2,203,466 5,837,802
2 固定資産 (1) 基本財産 ① 定期預金	加期 貝 生 百 司		10,000,000
(2) その他固定資産 ① 構築物 ② 器具及び備品			3, 153, 236 1, 359, 760 618, 715
<ul><li>③ 車両運搬具</li><li>④ 機械及び装置</li><li>⑤ ソフトウェア</li></ul>			52, 209 1, 122, 550
( ) / / / / J	固定資産合計		13, 153, 236

資 産 合 計	18, 991, 038
Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	7,782,802
(2) 預り金	35, 439
流動負債合計	7, 818, 241
2 固定負債	0
負債合計	7,818,241
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	10,000,000
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)
2 一般正味財産	1, 172, 797
正味財産合計	11, 172, 797
負債及び正味財産合計	18,991,038

# 正味財産増減計算書

			令和4年3月31日
科	目	金	額
1 加工叶叶式抽片页切			円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			200
受取利息			200
② 事業収益			63, 495, 610
受託事業収入			54, 705, 000
県受託事業収	ス入		52,944,000
小松市受託事	業収入		1,761,000
ドッグラン事業	収入		1,077,200
自動販売機設置	<b>兰手数料収入</b>		6, 100, 250
貸自転車等事業	収入		627,760
パークゴルフ場	h使用料収入		985,400
③ 受取補助金等			5,000,000
小松市補助金			5,000,000
<ul><li>④ 雑収益</li></ul>			288,663
雑収入			288,663
	経常収益計		68, 784, 473
(2) 経常費用			, ,
① 事業費			66, 452, 038
公園管理事業費	<b>,</b>		64, 188, 822
ビオパーク事業			1,365,000
ドッグラン事業			898, 216
② 管理費			2,249,826
一般管理費			2,249,826
//A	経常費用計		68,701,864
	/그 내 저 / 내비		00,.01,001

当期経常増減額	82,609
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	82,609
一般正味財産期首残高	1,090,188
一般正味財産期末残高	1, 172, 797
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	10,000,000
指定正味財産期末残高	10,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	11, 172, 797

監 査 意 見

公益財団法人木場潟公園協会定款第25条の規定により、公益財団法人木場潟公園協会の令和3年 度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認 めます。

令和4年5月12日

公益財団法人 木場潟公園協会

監事 南 出 修 宏 監事 蓮 井 幸 史

#### 2 令和 4 年度公益財団法人木場潟公園協会事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
公園管理事業	木場潟公園の の実施	)管理運営、県	具民参加型の	交流イベント	6	6,039
ビオパーク事業	水質浄化施設	とを利用したオ	く質浄化に関	する啓発		1,452
ドッグラン事業	ドッグラン旅	施設の運営				745

# 収 支 予 算 書

			土 7711、	7 平 3 万 31 日
科	目	子	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 事業収益				65,045
受託事業収入				54,704
県受託事業収入				52,943
小松市受託事業収入	入			1,761
ドッグラン事業収入				1,198
自動販売機設置手数料	料収入			6,923
貸自転車等事業収入				1,040
パークゴルフ場使用料	料収入			1,180
② 受取補助金等				5,000
小松市補助金				5,000
③ 雑収益				405
雑収入				405
	経常収益計			70,450
(2) 経常費用				
① 事業費				68, 236
公園管理事業費				66,039
ビオパーク事業費				1,452
ドッグラン事業費				745
② 管理費				2,214
一般管理費				2,214
	経常費用計			70,450
当期経常増減額				0
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0

	当期一般正味財産増減額	0
	一般正味財産期首残高	1,140
	一般正味財産期末残高	1,140
II	指定正味財産増減の部	
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	10,000
	指定正味財産期末残高	10,000
Ш	正味財産期末残高	11,140

# 報告第44号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人いしかわ 緑のまち基金の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人いしかわ緑のまち基金決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事	業	内	容	金	額
普及啓発事業	への支援	らづくり推進」 らづくり推進」	景養成講座 員が行う講習 関する調査・	会、愛護活動 研究・技術開		3,216

貸 借 対 照 表

科	目	金	額
I 資産の部			F.
1 流動資産			
(1) 現金預金			2,973,336
① 預金			2,973,336
(2) 未収金			245, 431
	流動資産合計		3,218,767
2 固定資産			
(1) 基本財産			94, 735, 000
① 県長期貸付金			94,000,000
② 定期預金			735,000
(2) 特定資産			4,500,000
① 緑化推進活動資金			4,500,000
定期預金			4,500,000
	固定資産合計		99, 235, 000
資 産 合	計		102, 453, 767

Ⅱ 負債の部	
1 流動負債	
(1) 未払金	412,118
流動貿	1債合計 412,118
2 固定負債	0
	1債合計 412,118
Ⅲ 正味財産の部	
1 指定正味財産	94,735,000
(うち基本財産への)	充当額) (94,735,000)
2 一般正味財産	7, 306, 649
(うち特定資産への)	充当額) (4,500,000)
正味則	一産合計 102,041,649
負債及び正味財産合計	102, 453, 767

# 正味財産増減計算書

		至	<b>▽ 14 年 3 月 31 日</b>
科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			Н
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			681,728
受取利息			681,728
②特定資産運用益			121
受取利息			121
③ 事業収益			2,666,398
自動販売機販売手数料	<b>斗収入</b>		2,666,398
	経常収益計		3, 348, 247
(2) 経常費用	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		-,, -
① 事業費			3, 215, 679
普及啓発事業費			3, 215, 679
② 管理費			347, 417
一般管理費			347, 417
	経常費用計		3, 563, 096
当期経常増減額		$\triangle$	214,849
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額		Δ	214, 849
一般正味財産期首残高			7, 521, 498
一般正味財産期末残高			7, 306, 649
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			94, 735, 000
指定正味財産期末残高			94, 735, 000
Ⅲ 正味財産期末残高			102,041,649

#### 監 査 意 見

公益財団法人いしかわ緑のまち基金定款第29条の規定により、公益財団法人いしかわ緑のまち基金の令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年5月2日

公益財団法人 いしかわ緑のまち基金

監事 北 総一朗

監事 普 赤 清 幸

#### 2 令和4年度公益財団法人いしかわ緑のまち基金事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事	業	内	容	金	額
普及啓発事業	への支援	っづくり推進」 っづくり推進」				5,962
	発等都市緑化	どの取組への	支援	<b>グレー 3人7円 (元)</b>		

## 収 支 予 算 書

			上 7711	
科	目	子	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				690
受取利息				690
② 特定資産運用益				2
受取利息				2
③ 事業収益				5,720
自動販売機販売手数料	<b> </b> 収入			5,720
	経常収益計			6,412
(2) 経常費用				
① 事業費				5,962
普及啓発事業費				5,962
② 管理費				450
一般管理費				450
	経常費用計			6,412
当期経常増減額				0
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0
当期一般正味財産増減額				0
一般正味財産期首残高				7,307
一般正味財産期末残高				7,307
Ⅱ 指定正味財産増減の部				_
当期指定正味財産増減額				0
指定正味財産期首残高				94,735
指定正味財産期末残高				94,735
Ⅲ 正味財産期末残高				102,042

# 報告第45号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県暴力追放運動推進センターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター決算状況

事 業 実 績

区分	事業内容	事業	里	金	額
暴力団追放広報啓発活動	広報宣伝活動				7,220
	小冊子、ポスター等 の作成配布				
	テレビ、ラジオ、機 関誌等による広報				
	各暴力団追放対策部会 及び分科会の開催	開催回数	3 回		
	賛助会員制度の推進	会員数	715者		
暴力団に対する調査・監視 活動	監視員による暴力団の 情報収集	暴力追放監視員	59人		1,589
	暴力団の市民生活への 影響調査	アンケート調査			
暴力団に関する相談活動	暴力団問題についての 相談、調査活動	相談件数	275件		4,048
暴力団の影響力排除及び被 害者の保護救済、訴訟等に 対する援助活動	暴力団離脱者の社会復 帰支援活動	連絡会開催	1 回		1,822
暴力団排除組織への助成活動	各地域、職域の暴力団 排除組織に対する助成 活動	交付先	8 団体		1,618
暴力団排除のための受託事 業活動	事業所責任者に対する 講習	講習回数	20回		2,208

# 貸 借 対 照 表

科	目	金	額
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金預金			4,075,905
① 現金			2,995
② 預金			4,072,910
(2) 前払金			23,220
	流動資産合計		4,099,125
2 固定資産			
(1) 基本財産			768, 265, 489
① 定期預金			71,820
② 投資有価証券			768, 193, 669
(2) 特定資産			23, 340, 902
① 退職給付引当資産			2,002,000
定期預金			2,002,000
② 減価償却引当資産			2,898,902
定期預金			2,898,902
③ 被害者救済積立金			6,200,000
定期預金			6,200,000
④ 差止請求準備金			4,000,000
定期預金			4,000,000
⑤ 事業推進安定化基金			3,240,000
定期預金			3, 240, 000
⑥ 事業救済準備資金			5,000,000
定期預金			5,000,000
(3) その他固定資産			1,404,272
① 車両運搬具			598, 146
② 什器備品			758,606
③ ソフトウェア			47,520
	固定資産合計		793, 010, 663
資 産 合	計		797, 109, 788
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金			12, 145
(2) 預り金	Y-41 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		192, 784
	流動負債合計		204, 929
2 固定負債			0.000.000
(1) 退職給付引当金			2,002,000
	固定負債合計		2,002,000
m 7-n4-01-54 -> 49	負債合計		2,206,929
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産	1 = tr		778, 465, 489
(つち基本財	付産への充当額)		(768, 265, 489

	(うち特定資産への充当額)	(10, 200, 000)
2 一般正味財産		16, 437, 370
	(うち特定資産への充当額)	(11, 138, 902)
	正味財産合計	794, 902, 859
負債及び	· 正 味 財 産 合 計	797, 109, 788

# 正味財産増減計算書

科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			I
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			14, 335, 528
受取利息			14, 335, 528
② 特定資産運用益			880
受取利息			880
③ 事業収益			2,208,000
受託事業収入			2,208,000
県受託事業収入			2,208,000
④ 受取補助金等			270,000
金沢市補助金			270,000
⑤ 受取賛助金・寄附金			7,844,120
賛助金			7, 304, 120
寄附金			540,000
⑥ 雑収益			68
受取利息			68
	経常収益計		24,658,596
(2) 経常費用			
① 事業費			18, 506, 792
暴力団追放広報啓発活	動費		7, 220, 370
暴力団調査・監視活動	費		1,589,353
暴力団相談活動費			4,048,329
保護救済等活動費			1,822,334
組織支援活動費			1,618,406
受託活動費			2,208,000
② 管理費			3, 474, 316
一般管理費			3, 396, 129
減価償却費			78, 187
	経常費用計		21, 981, 108
当期経常増減額	V=-W-2(-W-1)		2,677,488
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			
① 固定資産除却損			3
	経常外費用計		3

	当期経常外増減額	$\triangle$ 3
	当期一般正味財産増減額	2, 677, 485
	一般正味財産期首残高	13, 759, 885
	一般正味財産期末残高	16, 437, 370
$\Pi$	指定正味財産増減の部	
	基本財産受取利息	388,681
	当期指定正味財産増減額	388, 681
	指定正味財産期首残高	778,076,808
	指定正味財産期末残高	778, 465, 489
Ш	正味財産期末残高	794, 902, 859

監 査 意 見

公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター定款第33条の規定により、公益財団法人石川県暴力追放運動推進センターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認めます。

令和4年4月22日

公益財団法人 石川県暴力追放運動推進センター

監事 松 木 浩 一

監事 松 井 高 志

#### 2 令和4年度公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事業内容	事業	里里	金 額
暴力団追放広報啓発活動	県民大会の開催 広報宣伝活動 小冊子、ポスター等 の作成配布 テレビ、ラジオ、機 関誌等による広報 各暴力団追放対策部会 及び分科会の開催 賛助会員制度の推進	開催回数	1 回	8, 874
暴力団に対する調査・監視 活動	監視員による暴力団の 情報収集 暴力団の市民生活への 影響調査	暴力追放監視員 アンケート調査	59人	1,932
暴力団に関する相談活動	暴力団問題についての 相談、調査活動 暴力団関係事件に関す る弁護士による相談 企業訪問相談活動	暴力追放相談委員 (うち弁護士	13人8人)	4,170
暴力団の影響力排除及び被害者の保護救済、訴訟等に対する援助活動	少年に対する暴力団の 影響力排除活動 暴力団離脱者の社会復 帰支援活動 訴訟費用等に対する無 利子貸付 暴力団事務所使用差止 請求活動 被害見舞金の支給	研修会開催 連絡会開催	1回	1,941
暴力団排除組織への助成活動	各地域、職域の暴力団 排除組織に対する助成 活動	交付先	8 団体	1,702
暴力団排除のための受託事 業活動	事業所責任者に対する 講習	講習回数	20回	2,208

収 支 予 算 書

科	目	子	算	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 基本財産運用益 受取利息				<sup>千円</sup> 14,330 14,330

② 特定資産運用益	2
受取利息	2
③ 事業収益	2,208
受託事業収入	2,208
県受託事業収入	2,208
④ 受取補助金等	270
金沢市補助金	270
⑤ 受取賛助金·寄附金	7,540
賛助金	7,000
寄附金	540
経常収益計	24,350
(2) 経常費用	
① 事業費	20,827
暴力団追放広報啓発活動費	8,874
暴力団調査・監視活動費	1,932
暴力団相談活動費	4,170
保護救済等活動費	1,941
組織支援活動費	1,702
受託活動費	2,208
② 管理費	4,023
一般管理費	3,938
減価償却費	85
経常費用計	24,850
当期経常増減額	△ 500
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	Δ 500
一般正味財産期首残高	16, 443
一般正味財産期末残高	15, 943
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
基本財産受取利息	389
当期指定正味財産増減額	389
指定正味財産期首残高	778, 465
指定正味財産期末残高	778, 854
Ⅲ 正味財産期末残高	794, 797

# 報告第46号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県文 教会館の経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県文教会館決算状況

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

区 分	事業内容	事 業	量	金 額
施設貸与事業	ホール、会議室等の貸 与	利用件数	2,079件	72,030
教育資料収集整理事業	教育に関する資料の収 集整理展示	収集点数 展示回数	561点 15回	139
国際理解講座事業	異文化理解講座の開催	受講者数	137人	6, 683
陶芸展開催事業	いしかわ県民陶芸展の 開催	出品作品数	219点	457
広報事業	会館事業の広報	広報誌発行 機関誌 催事案内	年2回 年6回	5,812
喫茶運営事業	飲料及び軽食の提供	席数	53席	2, 157

貸 借 対 照 表

科	目	金	額
I 資産の部 1 流動資産			н
(1) 現金預金 ① 現金			6,574,101 50,000
② 預金 (2) 未収金			6, 524, 101 2, 177, 720
2 固定資産	流動資産合計		8, 751, 821
(1) 基本財産			24,010,000

① 定期預金		24,010,000
	固定資産合計	24,010,000
資 産	合 計	32, 761, 821
Ⅱ 負債の部		
1 流動負債		
(1) 未払金		5, 511, 804
(2) 預り金		465,034
(3) 前受金		2,735,410
	流動負債合計	8,712,248
2 固定負債		0
	負債合計	8,712,248
Ⅲ 正味財産の部		
1 指定正味財産		24,010,000
	(うち基本財産への充当額)	(24,010,000)
2 一般正味財産		39, 573
	正味財産合計	24,049,573
負債及び	32, 761, 821	

# 正味財産増減計算書

		土	节相4平3万31日
科	目	金	額
I 一般正味財産増減の部			円
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
The state of the s			4 001
① 基本財産運用益			4,061
受取利息			4,061
②事業収益			95, 196, 680
受託事業収入			73,643,000
県受託事業収入			73, 643, 000
施設貸与事業収入			15, 453, 450
国際理解講座事業収入			4, 453, 400
陶芸展出品料収入			144,000
喫茶運営事業収入			1,502,830
③ 雑収益			1, 184, 133
雑収入			1, 184, 133
	経常収益計		96, 384, 874
(2) 経常費用			
① 事業費			87, 277, 527
施設貸与事業費			72,029,897
教育資料収集整理事業費			138,667
国際理解講座事業費			6,682,540
陶芸展開催事業費			457, 194
広報事業費			5, 812, 410
喫茶運営事業費			2, 156, 819

② 管理費	9,096,895
一般管理費	9,096,895
経常費用計	96, 374, 422
当期経常増減額	10, 452
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	10, 452
一般正味財産期首残高	29, 121
一般正味財産期末残高	39,573
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	24,010,000
指定正味財産期末残高	24,010,000
Ⅲ 正味財産期末残高	24, 049, 573

監 査 意 見

公益財団法人石川県文教会館定款第27条の規定により、公益財団法人石川県文教会館の令和3年 度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その内容は適正であると認 めます。

令和4年5月12日

公益財団法人 石川県文教会館

監事 平木外二 監事 谷野 あづさ

#### 2 令和 4 年度公益財団法人石川県文教会館事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

区分	事業内容	事	業	里	金	額
施設貸与事業	ホール、会議室等の貸 与	利用件数		3,000件		73, 235
教育資料収集整理事業	教育に関する資料の収 集整理展示	展示回数		21回		272
国際理解講座事業	異文化理解講座の開催	受講者数		150人		7,394
陶芸展開催事業	いしかわ県民陶芸展の 開催					536
広報事業	会館事業の広報	広報誌発行 作	機関誌 選事案内	年2回年6回		5,993
喫茶運営事業	飲料及び軽食の提供	席数		53席		2, 107

# 収 支 予 算 書

				7   0 /101
科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
7 VIZ. 111. E 1/20. S Ele				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益				6
受取利息				6
② 事業収益				96,347
受託事業収入				67,638
県受託事業収入				67,638
施設貸与事業収入				21,389
国際理解講座事業収入				5,316
陶芸展出品料収入				144
喫茶運営事業収入				1,860
③ 雑収益				1, 134
雜収入				1, 134
1270	経常収益計			97,487
(2) 経常費用	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
① 事業費				89,537
施設貸与事業費				73, 235
教育資料収集整理事業費				272
国際理解講座事業費				7,394
陶芸展開催事業費				536
広報事業費				5,993
喫茶運営事業費				2, 107

② 管理費	7,950
一般管理費	7,950
経常費用計	97,487
当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	29
一般正味財産期末残高	29
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	24,010
指定正味財産期末残高	24,010
Ⅲ 正味財産期末残高	24,039

# 報告第47号

# 法人の経営状況の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、公益財団法人石川県埋蔵文化財センターの経営状況を次のとおり報告する。

令和4年9月7日提出

石川県知事 馳 浩

1 令和3年度公益財団法人石川県埋蔵文化財センター決算状況

貸

事 業 実 績

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

	区 分	事業内容	事	業	星	金	額
	発掘調査受託事業	発掘調査	5件		14,550 m <sup>2</sup>	44	41,650
		出土遺物の整理	29件			41	10,061
般会	施設管理受託事業	埋蔵文化財センターの 管理運営	管理面積		42, 102 m <sup>2</sup>	ć	39,862
計	普及啓発受託事業	教室・講座の開催等	開催回数 参加延人数		59回 7,402人		4,568
環日本海文化交流調査研究事業特別会計	調査研究事業	環日本海交流史研究会 の開催	開催回数 参加人数		1回 80人		40

借 対 照 表(一 般 会 計) 令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部			Н
1 流動資産			
(1) 現金預金			38, 967, 037
① 預金			38, 967, 037
(2) 未収金			209, 517, 090
	流動資産合計		248, 484, 127
2 固定資産			
(1) 基本財産			30,000,000
① 定期預金			30,000,000

		固定資産合計	30,000,000
資產	音 合	計	278, 484, 127
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
(1) 未払金			242, 181, 797
(2) 預り金			2,856,754
		流動負債合計	245, 038, 551
2 固定負債			0
		負債合計	245, 038, 551
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			30,000,000
	(うち基本	財産への充当額)	(30,000,000)
2 一般正味財産			3,445,576
		正味財産合計	33, 445, 576
負債及び	<b>ў正味財産</b>	合計	278, 484, 127

#### 

			令和 4 年 3 月 31 日 ————————————————————————————————————
科	目	金	額
1 加丁吐丹立拉足の如			Ħ
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			600
受取利息			600
② 事業収益			981, 304, 000
受託事業収入			981, 304, 000
県受託事業収入			981, 304, 000
発掘調査収入			485, 815, 000
遺物整理収入			451,059,000
施設管理収入			39,862,000
普及啓発収入			4,568,000
③ 雑収益			43,685
雑収入			43,685
	経常収益計		981, 348, 285
(2) 経常費用			, ,
① 事業費			896, 140, 900
受託事業費			896, 140, 900
発掘調査費			441,650,000
遺物整理費			410,060,900
施設管理費			39,862,000
普及啓発費			4,568,000
②管理費			85, 231, 798
受託事業費			85, 231, 798
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 遺物整理	答冊费		85, 231, 798
	日生貝		05, 251, 190

経常費用記	†	981, 372, 698
当期経常増減額	Δ	24,413
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		0
(2) 経常外費用		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額	Δ	24, 413
一般正味財産期首残高		3, 469, 989
一般正味財産期末残高		3, 445, 576
Ⅱ 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		30,000,000
指定正味財産期末残高		30,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高		33, 445, 576

貸借対照表(環日本海文化交流調査研究事業特別会計)令和4年3月31日現在

科	目	金	額
I 資産の部 1 流動資産			H
(1) 現金預金 ① 預金			1,460,043
	流動資産合計		1,460,043 1,460,043
2 固定資産 (1) その他固定資産			1,306,930
<ul><li>① 工具器具備品</li><li>② 電話加入権</li></ul>			702, 130 604, 800
	固定資産合計		1,306,930
資 産 合	計		2, 766, 973
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			0
2 固定負債			0
	負債合計		0
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			0
2 一般正味財産			2,766,973
	正味財産合計		2,766,973
負債及び正味財産	合計		2, 766, 973

# 正 味 財 産 増 減 計 算 書 (環日本海文化交流調査研究事業特別会計) 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

科	B	金	額
I 一般正味財産増減の部			н
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			0
(2) 経常費用			
① 事業費			39,652
調査研究費			39,652
W. E. M. 7. E.	経常費用計		39,652
当期経常増減額	/II 10 X/14 FT	$\triangle$	39,652
2 経常外増減の部			30,002
(1) 経常外収益			0
(2) 経常外費用			0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額		Δ	39, 652
一般正味財産期首残高			2,806,625
一般正味財産期末残高			2,766,973
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
Ⅲ 正味財産期末残高			2,766,973

#### 監 査 意 見

公益財団法人石川県埋蔵文化財センター定款第26条の規定により、公益財団法人石川県埋蔵文化 財センターの令和3年度事業報告書及び財務諸表並びに会計諸帳簿について監査をした結果、その 内容は適正であると認めます。

令和4年5月10日

公益財団法人 石川県埋蔵文化財センター

監事 北 山 章

監事 平 木 外 二

#### 2 令和4年度公益財団法人石川県埋蔵文化財センター事業予定

事 業 計 画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

	区 分	事業内容	事	業	量	金	額
_	発掘調査受託事業	発掘調査	6件		12,930 m <sup>2</sup>	41	.0,367
般		出土遺物の整理	27件			40	8,902
会	施設管理受託事業	埋蔵文化財センターの 管理運営	管理面積		42, 102 m <sup>2</sup>	5	51,005
計	普及啓発受託事業	教室・講座の開催等	開催回数		61回		4,580
環日本海文化交流	調査研究事業	環日本海交流史研究会 の開催	開催回数		1回		600

			至 令和	5年3月31日
科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部 1 経常増減の部 (1) 経常収益 ① 基本財産運用益 受取利息 ② 事業収益 受託事業収入 県受託事査収入 境物整理収入 施設管理収入 普及啓発収入 ・普及啓発収入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	経常収益計	子	算	1 1 956, 762 956, 762 956, 762 451, 400 449, 777 51, 005 4, 580 36 36 956, 799 874, 854 874, 854 410, 367
遺物整理費 施設管理費 普及啓発費				408, 902 51, 005 4, 580

② 管理費	81,908
受託事業費	81,908
発掘調査・遺物整理管理費	81,908
③ 雑費	37
経営調整準備金	37
経常費用計	956, 799
当期経常増減額	0
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	0
一般正味財産期首残高	3,470
一般正味財産期末残高	3,470
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	30,000
指定正味財産期末残高	30,000
Ⅲ 正味財産期末残高	33,470

 
 収
 支
 身
 書

 (環日本海文化交流調査研究事業特別会計)
 自
 令和4年4月1日 令和5年3月31日

			L 19711 C	7 + 0 /101 11
科	目	予	算	額
I 一般正味財産増減の部				千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				0
( ) / ( ) + 1111				U
1 10 30/10				600
① 事業費				600
調査研究費				600
	経常費用計			600
当期経常増減額		Δ		600
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				0
(2) 経常外費用				0
当期経常外増減額				0
当期一般正味財産増減額		Δ		600
一般正味財産期首残高				2,767
一般正味財産期末残高				2, 167
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				0
指定正味財産期首残高				0
指定正味財産期末残高				0
Ⅲ 正味財産期末残高				2, 167